

---

# 上尾市学校施設更新計画 基本計画（案）

---

～ 新しい時代の学びにふさわしい学校を目指して ～

令和5年〇月改定

上尾市教育委員会





# 目 次

<b>1. 計画の目的等</b> .....	1
(1) 計画の目的等 .....	2
(2) 計画の位置付け .....	3
(3) 計画の対象期間 .....	4
(4) 計画の対象施設 .....	4
<b>2. 小・中学校に関する現状と課題</b> .....	5
(1) 児童生徒数の推移・推計 .....	6
(2) 小・中学校の学校規模 .....	15
(3) 学校施設の老朽化状況 .....	21
(4) 学校施設の立地状況 .....	31
(5) 教員配置等の状況 .....	35
<b>3. 学校教育を取り巻く環境</b> .....	39
(1) 国における学校教育の動向 .....	40
① GIGA スクール構想 .....	40
② 令和の日本型学校教育の構築を目指して .....	41
③ 35 人学級の実施 .....	42
④ 学校における働き方改革の推進 .....	43
⑤ 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方 .....	43
(2) 市における学校教育の動向 .....	45
① 第3期上尾市教育振興基本計画 .....	45
② あげお学びのイノベーション（GIGA スクール構想） .....	46
③ 世界にはばたく かがやキッズ 上尾市英語力向上プラン .....	47
④ 小中一貫を見通した教育（小中連携の取組） .....	48
⑤ コミュニティ・スクール .....	49
<b>4. 市民等への意見聴取</b> .....	50
(1) アンケート調査 .....	51
① 市民アンケート（郵送） .....	51
② 学校アンケート（WEB） .....	51
③ 調査結果 .....	52
1) 小・中学校の教育環境 .....	52
2) 小・中学校の学校の規模 .....	55
3) 通学距離 .....	57
4) 新しい学校づくり .....	58
5) 小中一貫教育 .....	59
6) 学校の再編 .....	61
(2) 市民ワークショップ .....	63
(3) 基調講演会 .....	64
(4) 市民コメント（パブリックコメント） .....	65
(5) 地域公聴会 .....	66



<b>5. 計画のコンセプト・方向性</b> .....	67
計画のコンセプトと計画の方向性 .....	68
<b>6. 計画の方向性と各種方針</b> .....	69
<b>方向性1 新しい時代の学びにふさわしい学校づくり</b> .....	70
(1) 安全・安心な学校 .....	71
① 学校施設の更新による安全・安心な教育環境の確保 .....	71
② 避難所として学校施設の活用 .....	72
(2) 新しい学びに対応した学校 .....	72
① 新しい学びに対応した教育環境・設備を備えた学校への改築 .....	72
② 小中一貫教育を見据えた環境整備 .....	76
(3) 地域に開かれた学校 .....	77
① 学校と地域が連携・協働していくための空間整備 .....	77
② 地域コミュニティ拠点となる施設の複合化 .....	77
(4) 快適な学校 .....	78
① 空調設備の充実や脱炭素社会の実現に向けた環境整備 .....	78
② 学校を利用する全ての人に配慮した環境整備 .....	78
<b>方向性2 子供たちの学びに望ましい学校規模の維持</b> .....	79
(1) 学校規模の標準と国における適正規模の考え方 .....	79
(2) 上尾市の学校規模の考え方 .....	81
① 子供たちの学びに望ましい学校規模 .....	81
② 学校再編を進めるに当たっての留意事項 .....	83
(3) 学校規模の適正化により見込まれる教育的効果 .....	85
<b>方向性3 計画的・効率的な学校施設の更新</b> .....	87
(1) 耐用年数延長の方針 .....	87
(2) 計画的な学校施設の更新 .....	89
(3) 複合化の方針 .....	90
(4) 経費削減の方針 .....	90
<b>7. 進捗管理（計画の推進体制）</b> .....	91
(1) 進捗管理の仕組み .....	92
(2) 実施計画と行財政3か年との調整 .....	92
(3) 進捗管理の体制 .....	93
(4) 更新計画の推進体制 .....	93

## Topic 目次

耐震基準 22	／	耐震診断と耐震補強工事 22	／	校務分掌 38	／
1学級あたりの人数 42	／	体育館のエアコン 72	／	教室 73	／
教室用机 74	／	インクルーシブ教育システム 75	／	小中一貫教育 76	／
学校施設のバリアフリー化 78	／	教職員の配置 86	／	構造躯体の劣化 88	／
耐震補強工事と耐用年数 88					

## **1. 計画の目的等**

## (1) 計画の目的等

上尾市では、児童数のピークとなる昭和 55（1980）年の約 23,000 人、生徒数のピークとなる昭和 61（1986）年の約 11,000 人を受け入れ可能とするため、小・中学校を整備してきました。しかし、少子化によりその児童生徒数はピーク時の半数程度となり、今後もさらに減少する見込みとなっています。また、現在の学校施設の約 70%が建築後 40 年以上を経過するなど、老朽化が進んできており、計画的な学校施設の更新が課題となっています。

一方、国では、令和 2（2020）年度から 1 人 1 台端末と大容量の通信ネットワークを一体的に整備する GIGA スクール構想の取組や令和 3（2021）年 1 月に中央教育審議会が答申した「令和の日本型学校教育の構築を目指して」において「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を求めるなど、学校教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、上尾市では、国の方針や「第 3 期上尾市教育振興基本計画」に基づき、GIGA スクール構想を踏まえた「あげお学びのイノベーション」、英語教育の推進として実施する「世界にはばたく かがやキッズ 上尾市英語力向上プラン」、小中一貫を見据えた小中連携の取組など、これらの新たな学校教育に対応する施設整備を行うほか、時代の変化に対応した学校教育を展開していく必要があります。

さらに、「上尾市公共施設等総合管理計画」では、上尾市が保有する公共施設等全体について、効率的で効果的なマネジメントの実施により質と量の適正化を図り、安心・安全で持続可能な公共施設の維持を実現することが求められています。

本計画では、時代の潮流に即した学校施設を整備し、「教育環境の充実」を図るという教育的視点と、学校施設の老朽化状況を踏まえた効率的・効果的な更新や学校施設と他の公共施設との複合化を検討するほか、将来の児童生徒数に合わせた学校規模の適正化の検討など、公共施設マネジメントの視点とのバランスを考慮する必要があります。

このような課題に対応しながら、新しい時代の学びにふさわしい学校を目指し、計画的に学校施設の更新を推進するため、本計画を策定します。



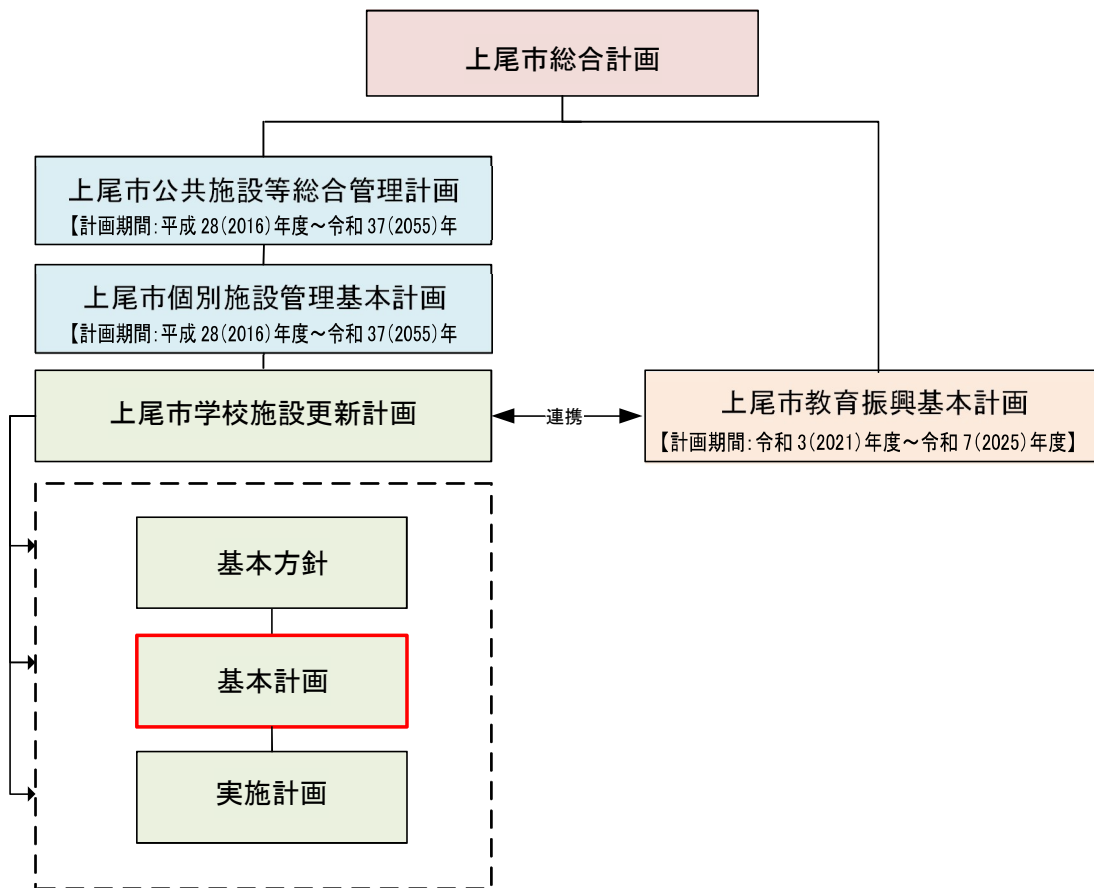
図表 1-1 計画の目的等

## (2) 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「第6次上尾市総合計画前期基本計画」を根拠とし、上位計画である「上尾市公共施設等総合管理計画」の考えに則って、上尾市立小・中学校の施設更新に係る**基本的な考え方**を定めた計画です。

なお、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策等については、「上尾市教育振興基本計画」を策定していることから、当該計画との連携を図ります。

また、基本計画の計画期間の5年ごとに基本計画で定めた**基本的な考え方**の下、**計画的な**学校施設の更新の実行を目的とした、上尾市学校施設更新計画実施計画（以下「実施計画」という。）を策定します。



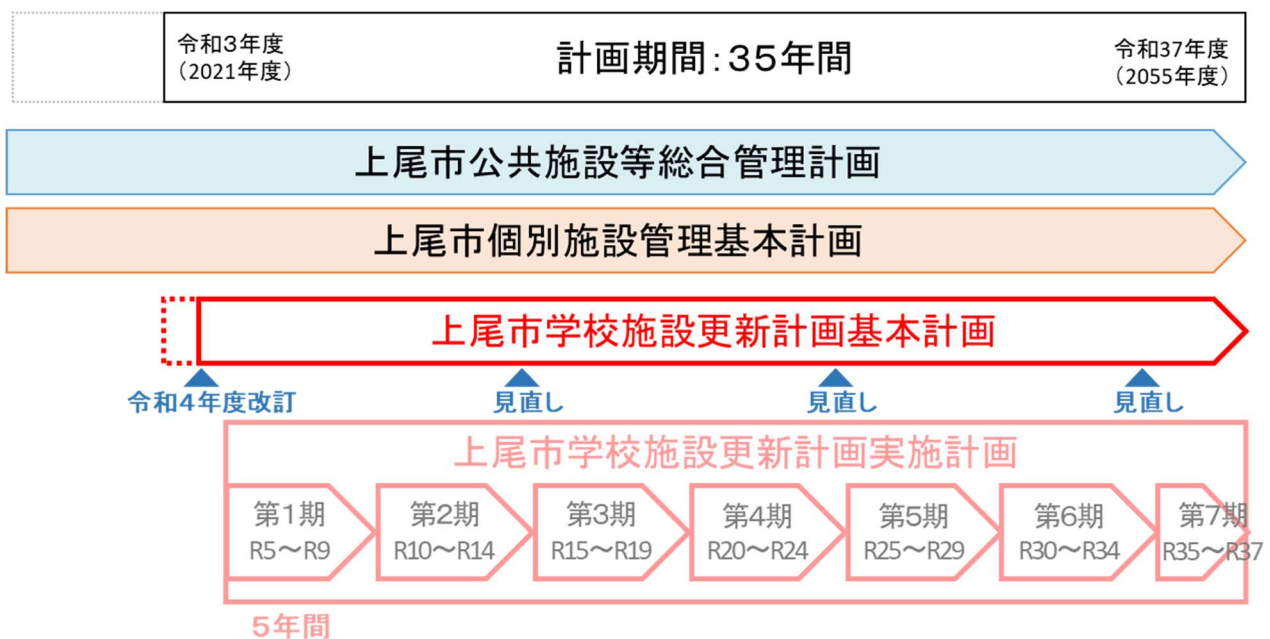
図表 1-2 計画の位置付け

### (3) 計画の対象期間

本計画の対象期間は、「上尾市公共施設等総合管理計画」及び「上尾市個別施設管理基本計画」との整合を踏まえて、令和37（2055）年度を見据えたものとします。

上尾市総合計画や上尾市都市計画マスタープランなど、市が策定する長期計画が最長10年間であること、また、施設の性質上、将来における人口の増減、特に年少人口に大きく影響を受けるものであること等を踏まえ、10年ごとに見直しを行うこととします。

なお、基本計画は、学校施設に大きな影響を与える教育制度改革（例えば、中学校35人学級の実施や小学校30人学級の実施など）や上位計画の見直しにより、基本計画の見直しの必要性が生じた場合には、見直しを行うものとします。



図表 1-3 計画の対象期間

### (4) 計画の対象施設

上尾市の保有する小学校（22校）、中学校（11校）を対象とします。

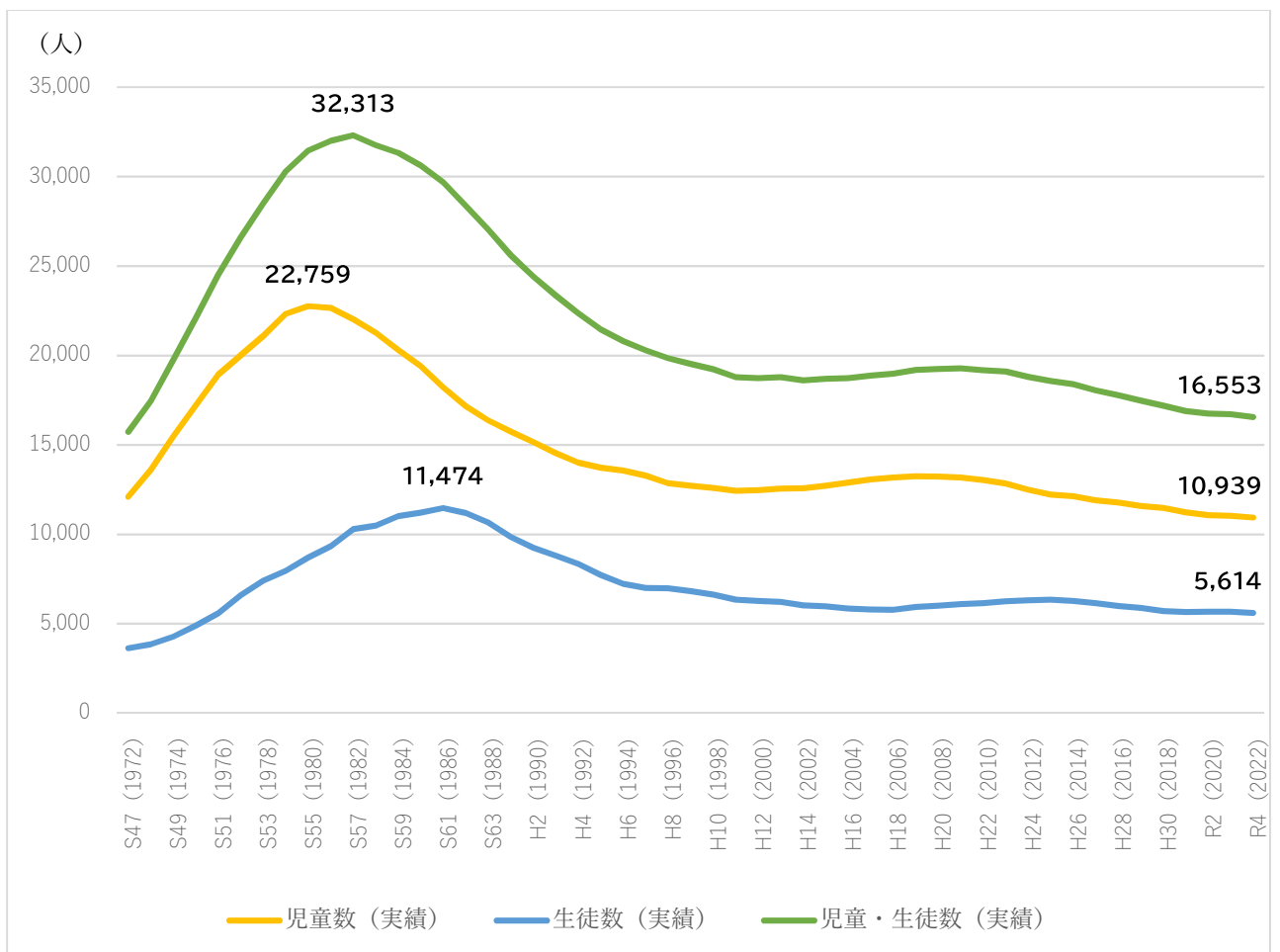
## **2. 小・中学校に関する現状と課題**

## (1) 児童生徒数の推移・推計

### ① 児童生徒数の推移

- ・児童数は、1970年代までは増加したが、昭和55(1980)年をピークに減少に転じ、平成10(1998)年から平成22(2010)年までは横ばい、その後、緩やかに減少し、令和4(2022)年では10,939人となっています。
- ・生徒数は、児童数に遅れて1986(昭和61)年をピークに減少に転じ、平成12(2000)年から平成26(2014)年までは横ばい、その後、緩やかに減少し、令和4(2022)年では5,614人となっています。

※児童数は小学校1年生から6年生、生徒数は中学校1年生から3年生までの人数を示します。



図表 2-1 児童生徒数の推移 (1972~2022年) 埼玉県による市町村小・中学校児童生徒数等調査

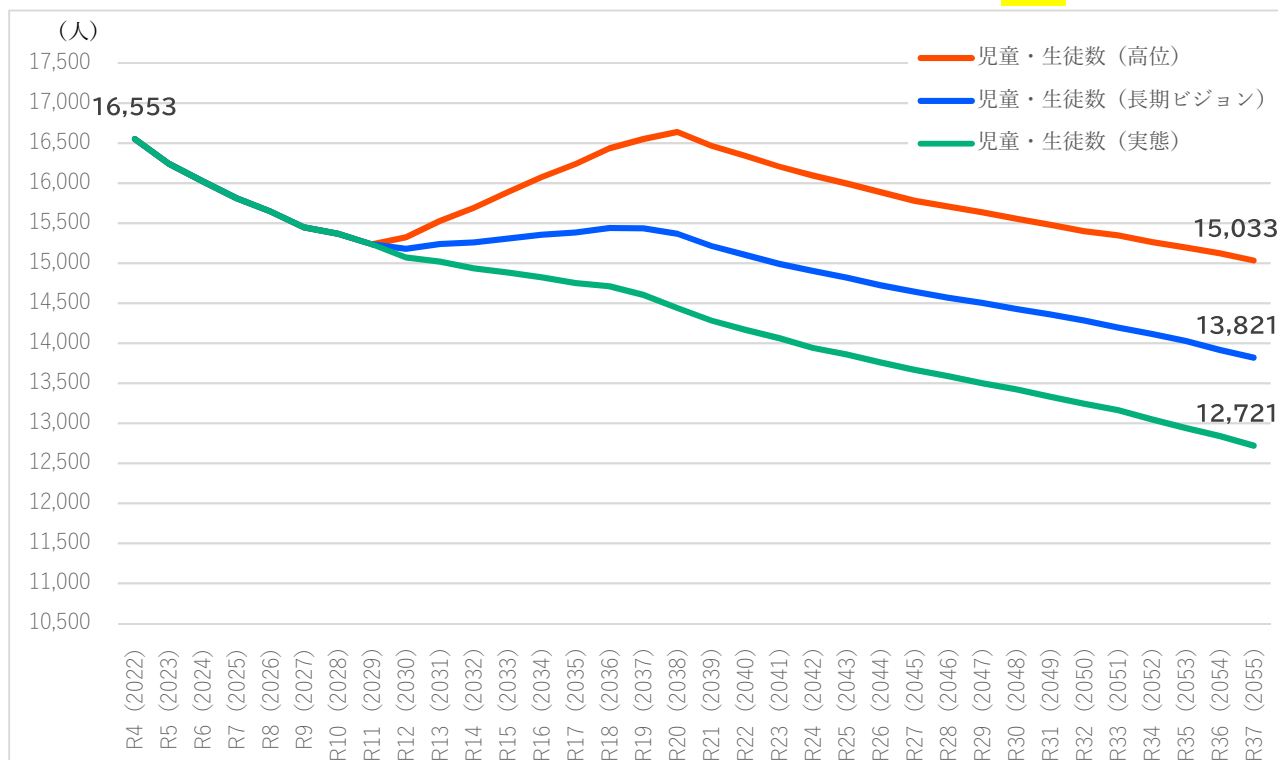
## ② 児童生徒数の推計

- 令和 4 (2022) 年から令和 37 (2055) 年までの児童生徒数の推計は、①実態ベースでの推計、②上尾市地域創生長期ビジョン推計と整合させた推計、③合計特殊出生率が高位で推移した推計の 3 パターンで推計を行いました。
- 推計方法の詳細は以下の表のとおりです。

項目	①実態ケース推計	②長期ビジョン推計	③高位推計
1. 推計方法	コーホート要因法		
2. 使用データ	住民基本台帳		
3. 求められる値	各年・男女年齢別人口		
4. 基準年	令和4(2022)年		
5. 要因なる指標			
(1)将来生存率	平成 24(2012)年～令和4(2022)年 実績値		
(2)将来純移動率	平成 24(2012)年～令和4(2022)年 実績値		
(3)合計特殊出生率	上尾市の過去 10 年間の合計特殊出生率の平均値。(約 1.26)	上尾市地域創生長期ビジョンの合計特殊出生率の推計方法を用い、直近の値で算出した値。(約 1.36)	上尾市の過去 10 年間の合計特殊出生率の最高値 1.429 (全国平均 1.45)を上回る値。(約 1.46)

### 1) 児童生徒数の推計

- 児童生徒数の推計について、高位推計では令和 20 (2038) 年の 16,640 人をピークに緩やかに減少していく見込みであり、長期ビジョン推計では令和 18 (2036) 年の 15,442 人をピークに緩やかに減少していく見込みです。3 パターンとも令和 37 (2055) 年では、令和 4 (2022) 年より、減少する見込みです。

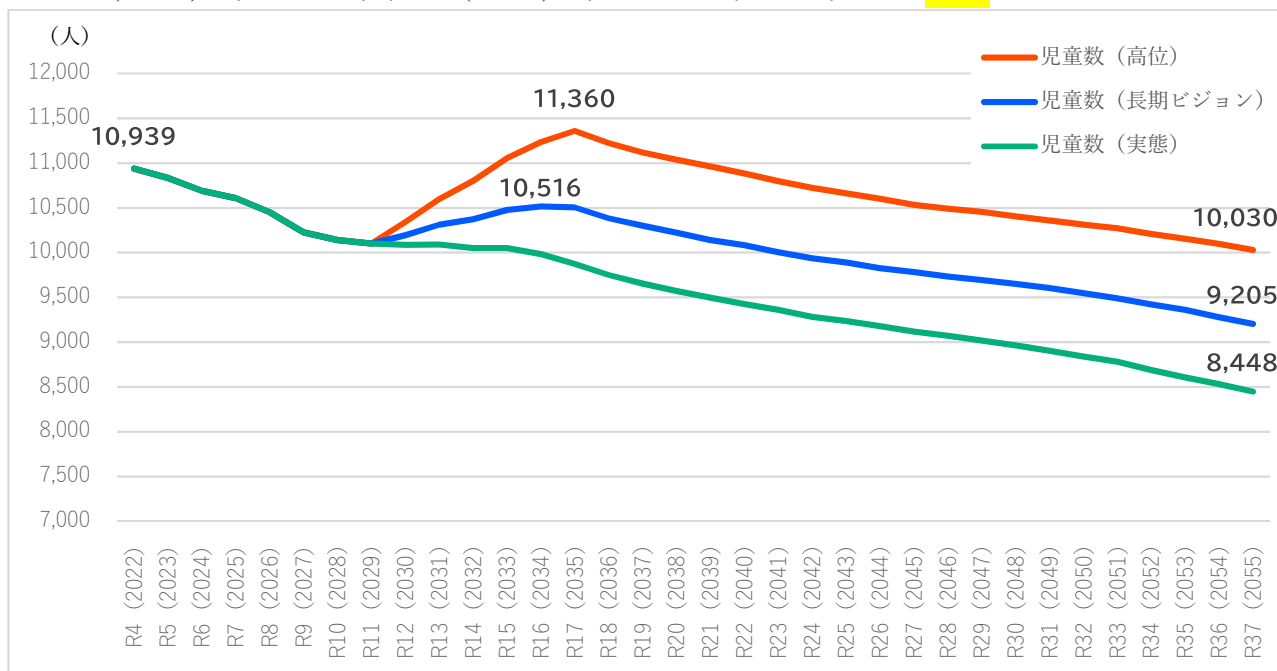


図表 2-2 児童生徒数の推計 (2022～2055年)



## 2) 児童数の推計

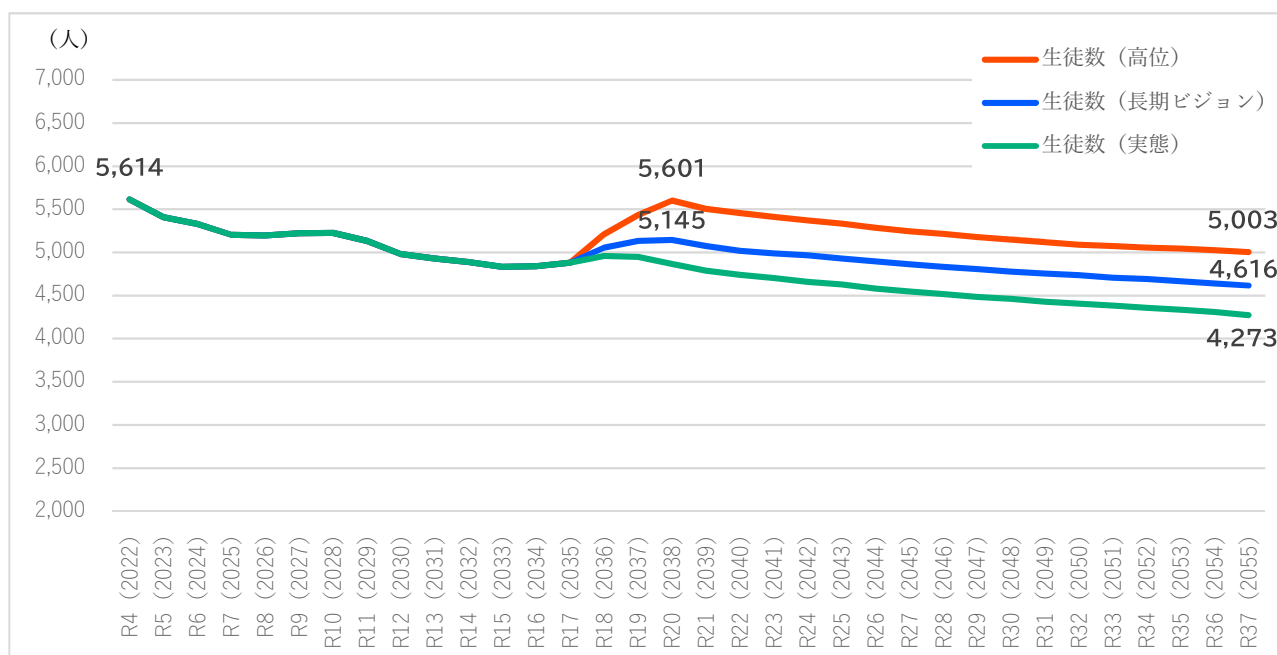
- 児童数の推計について、高位推計では令和 17 (2035) 年の 11,360 人をピークに緩やかに減少していく見込みであり、長期ビジョン推計では令和 16 (2034) 年の 10,516 人をピークに緩やかに減少していく見込みです。3 パターンとも令和 37 (2055) 年では、令和 4 (2022) 年より、減少する見込みです。



図表 2-3 児童数の推計 (2022~2055 年)

## 3) 生徒数の推計

- 生徒数の推計についても、高位推計では令和 20 (2038) 年の 5,601 人をピークに緩やかに減少していく見込みであり、長期ビジョン推計も令和 20 (2038) 年の 5,145 人をピークに緩やかに減少していく見込みです。3 パターンとも令和 37 (2055) 年では、令和 4 (2022) 年より、減少する見込みです。



図表 2-4 生徒数の推計 (2022~2055 年)

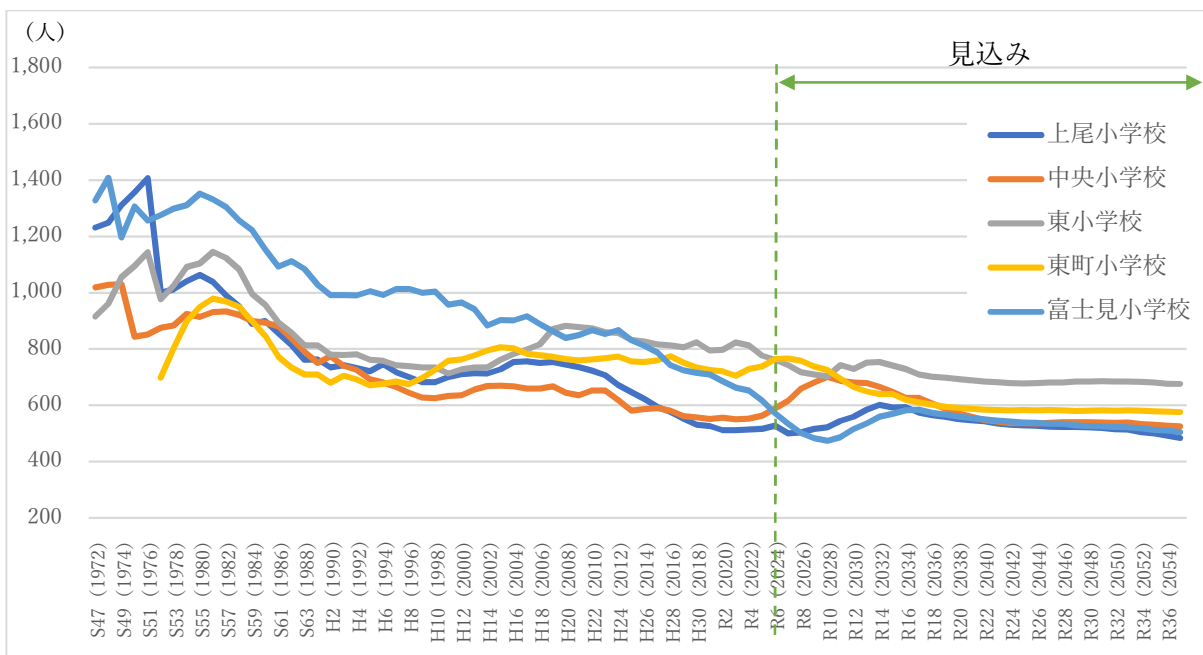
### ③ 各小・中学校の児童生徒数の推移と見込み

- ・小・中学校毎の見込みについては、前述の「①実態ケース」による推計を使用し、宅地開発など地域の実情をみながら、学区内の特性を加味しています。

#### 1) 上尾地区

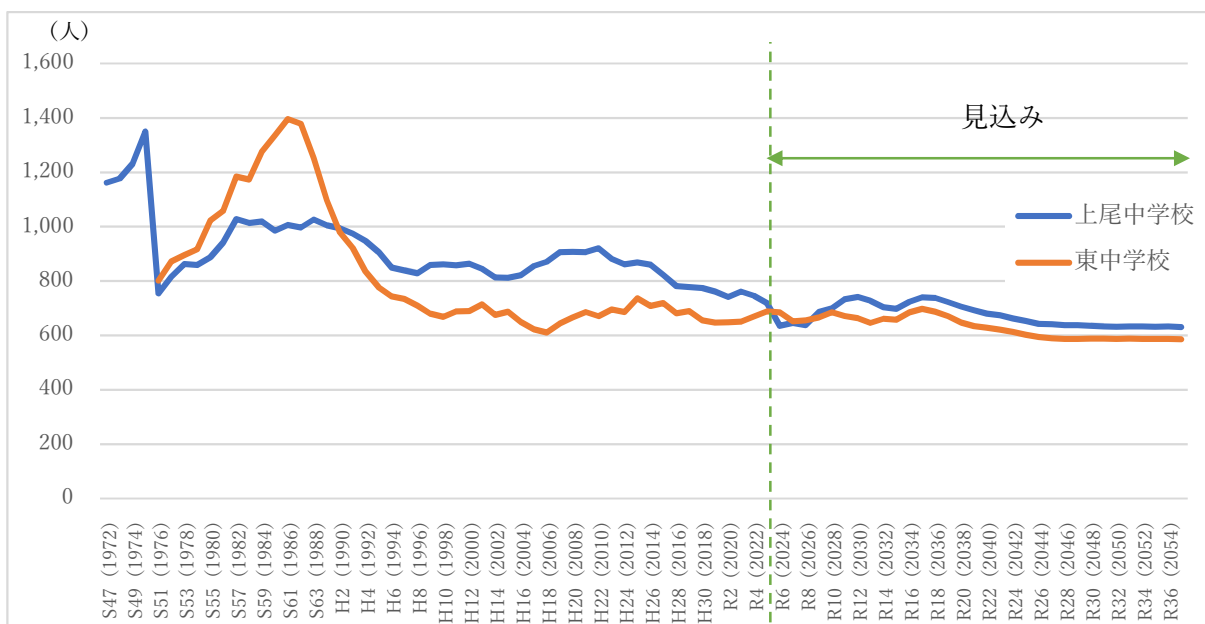
- ・上尾地区の児童数は、昭和 55 (1980) 年頃から概ね減少傾向にあります。平成 12 (2000) 年以降、一部で児童数の回復がみられるが、減少または横ばいで推移しています。令和 37 (2055) 年には 1 校あたり 500~650 人程度と見込まれます。
- ・上尾地区の生徒数は、平成 12 (2000) 年以降はおおむね横ばいで推移しており、令和 37 (2055) 年には 1 校あたり 600 人程度と見込まれます。

#### ○小学校



図表 2-5 上尾地区 児童数推移と見込み (1972~2055 年)

#### ○中学校

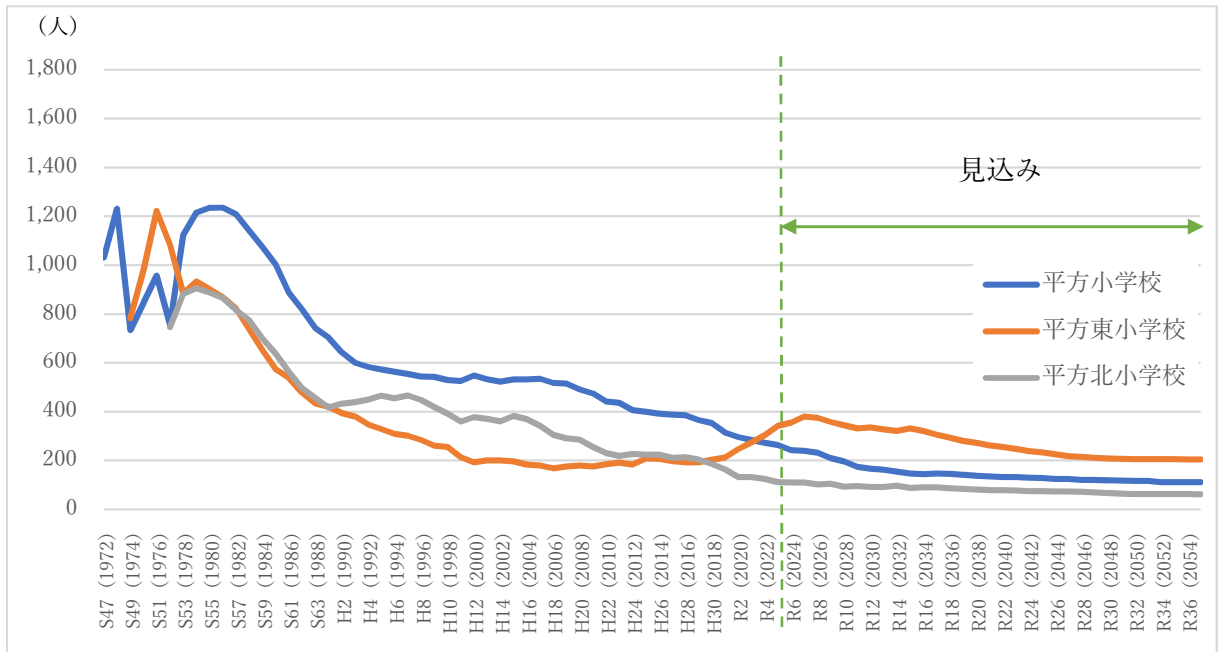


図表 2-6 上尾地区 生徒数推移と見込み (1972~2055 年)

## 2) 平方地区

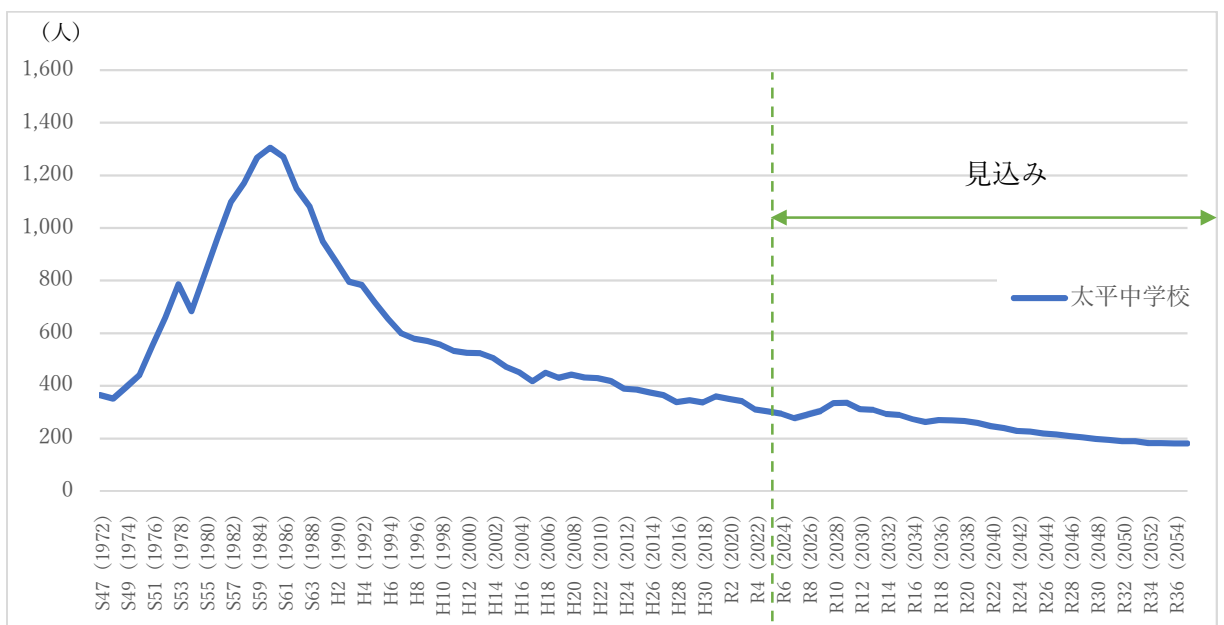
- 平方地区の児童数は、いずれの小学校でも昭和 55 (1980) 年頃から大きく減少し、平成 2 (1990) 年頃までに半数程度の児童数となっています。なお令和 37 (2055) 年には 1 校あたり 60~200 人程度と見込まれます。
- 太平中学校の生徒数は、昭和 60 (1985) 年の 1,305 人をピークに減少しています。平成 16 (2004) 年頃に生徒数が約 400 人となり、その後は概ね横ばいで推移しています。なお令和 37 (2055) 年には 200 人を下回ると見込まれます。

### ○小学校



図表 2-7 平方地区 児童数推移と見込み (1972~2055 年)

### ○中学校

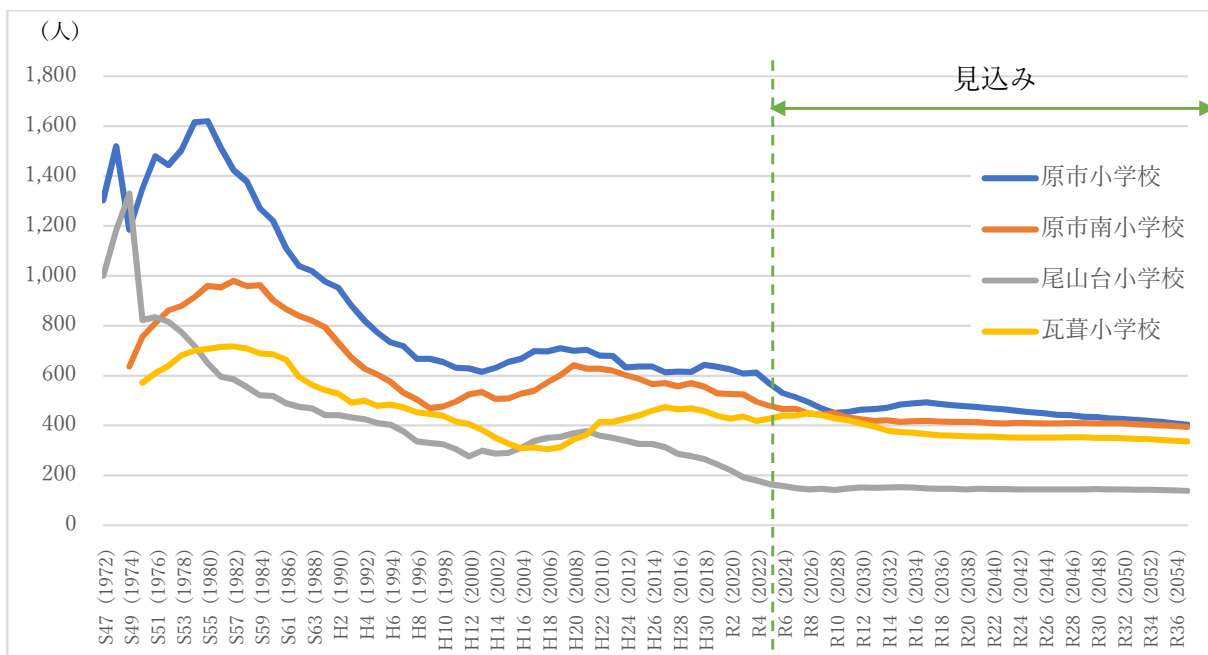


図表 2-8 平方地区 生徒数推移と見込み (1972~2055 年)

### 3) 原市地区

- ・原市地区の児童数は、昭和 49 (1974) 年時点で開校していた 2 つの小学校では 1 校あたり 1,200 人を超え、新たに 2 つの学校が開校した後も増加傾向で**した**が、その後大きく減少し、令和 37 (2055) 年には尾山台小学校は 150 名程度、それ以外の各校は 1 校あたり 300~400 人程度と見込ま**れ**ます。
- ・原市地区の生徒数は、いずれの中学校でも 1980 年代にピークを迎え、徐々に減少して**き**ましたが、平成 22 (2010) 年頃から緩やかに増加した後、横ばいで推**し**てい**ま**す。令和 37 (2055) 年には生徒数は 1 校あたり 250~400 人程度と見込ま**れ**ます。

#### ○小学校



図表 2-9 原市地区 児童数推移と見込み (1972~2055年)

#### ○中学校

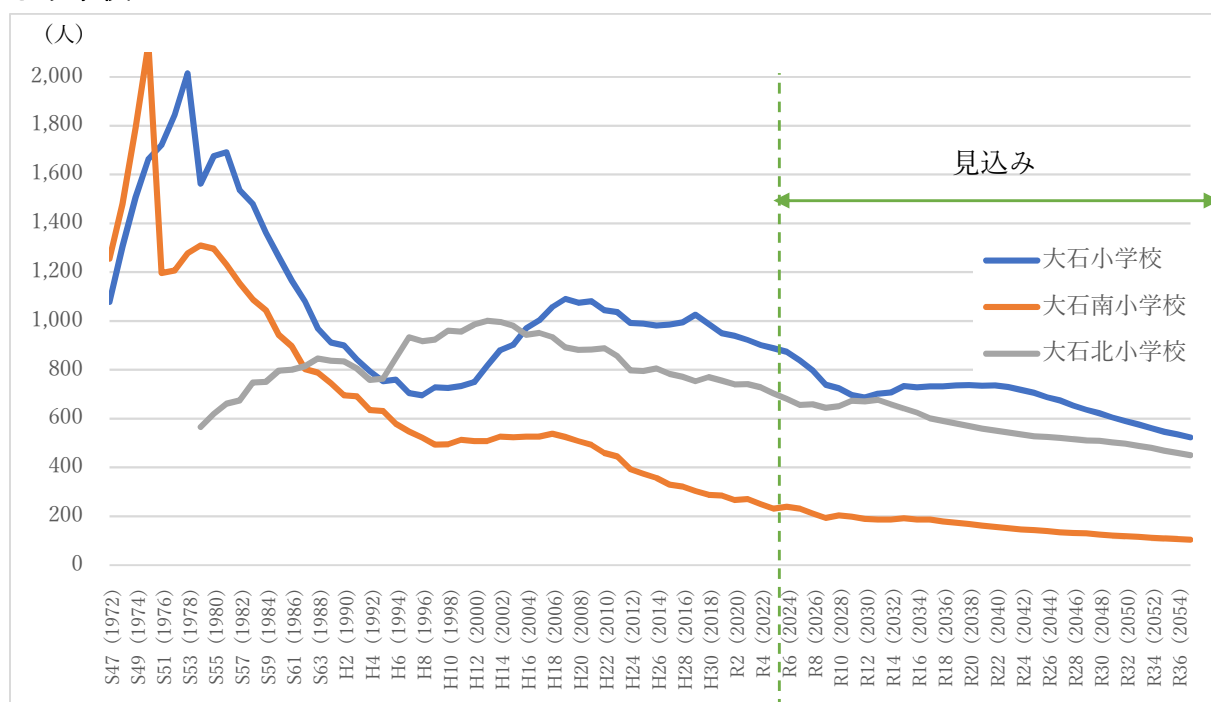


図表 2-10 原市地区 生徒数推移と見込み (1972~2055年)

#### 4) 大石地区

- ・大石地区の児童数は、1970年代を境に大幅に減少しましたが、大石小学校の児童数は平成19(2007)年頃にかけて1,100人程度まで回復しています。令和37(2055)年の児童数は大石小学校と大石北小学校で500人前後、大石南小学校で100人程度と見込まれており、地区内で大きな差が生じています。
- ・大石地区の生徒数は、いずれの中学校でも昭和59(1984)年をピークに減少しています。その後、大石中学校は横ばい、大石南中学校は減少傾向で推移しており、令和37(2055)年には大石中学校で500人程度、大石南中学校では100人を下回ると見込まれます。

#### ○小学校



図表 2-11 大石地区 児童数推移と見込み (1972~2055年)

#### ○中学校

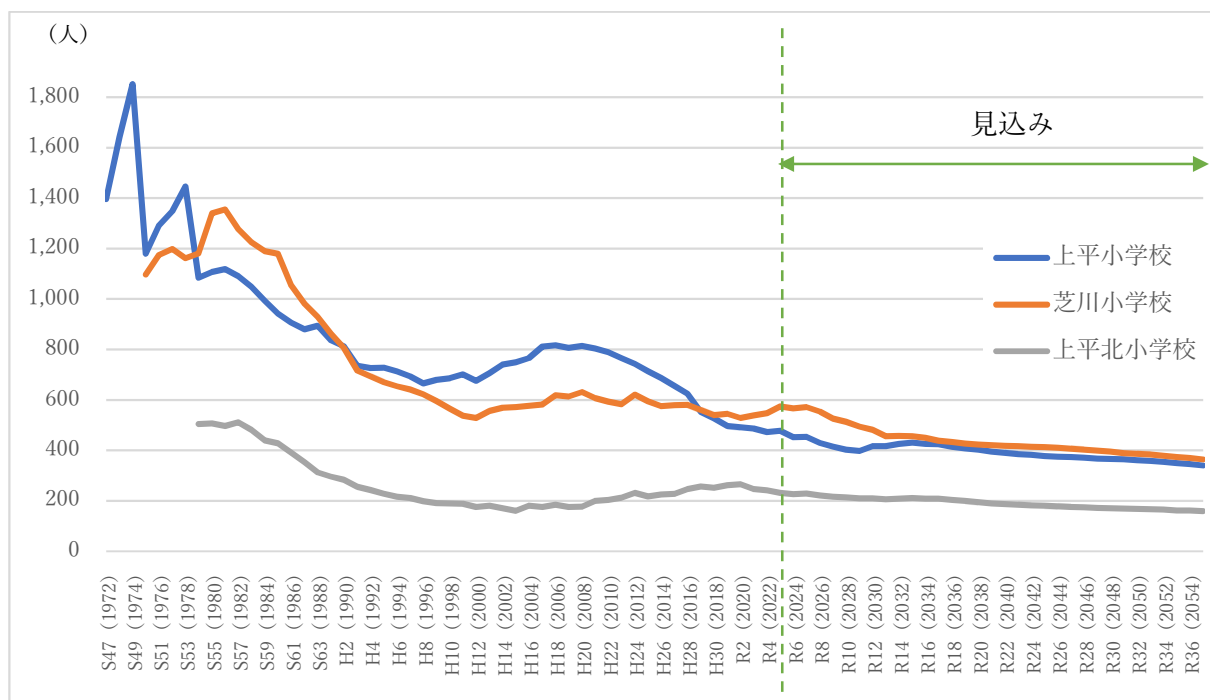


図表 2-12 大石地区 生徒数推移と見込み (1972~2055年)

## 5) 上平地区

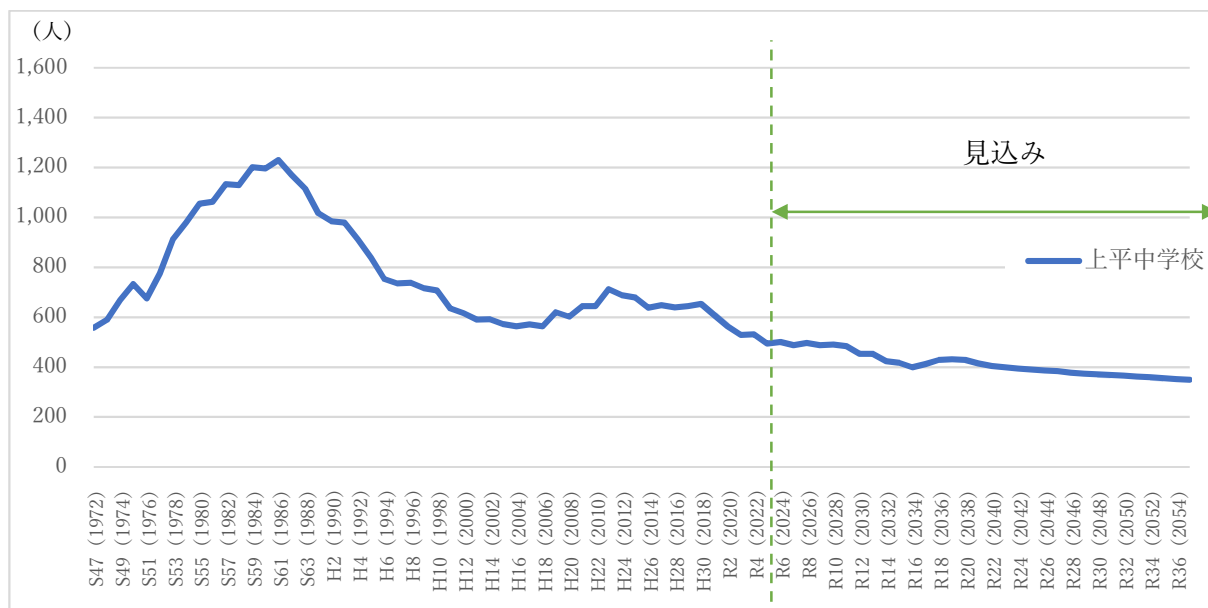
- ・上平地区の児童数は、いずれの小学校でも昭和 57（1982）年頃から減少傾向にあります。平成 12（2000）年以降は芝川小学校、上平北小学校の児童数は概ね横ばいで推移していますが、上平小学校の児童数は平成 20（2008）年頃から大きく減少しています。なお、令和 37（2055）年頃には 1 校あたり 150～350 人程度と見込まれます。
- ・上平中学校の生徒数は、昭和 61（1986）年をピークに減少し、平成 23（2011）年頃から減少傾向となっており、令和 37（2055）年頃には 350 人程度と見込まれます。

### ○小学校



図表 2-13 上平地区 児童数推移と見込み (1972~2055年)

### ○中学校

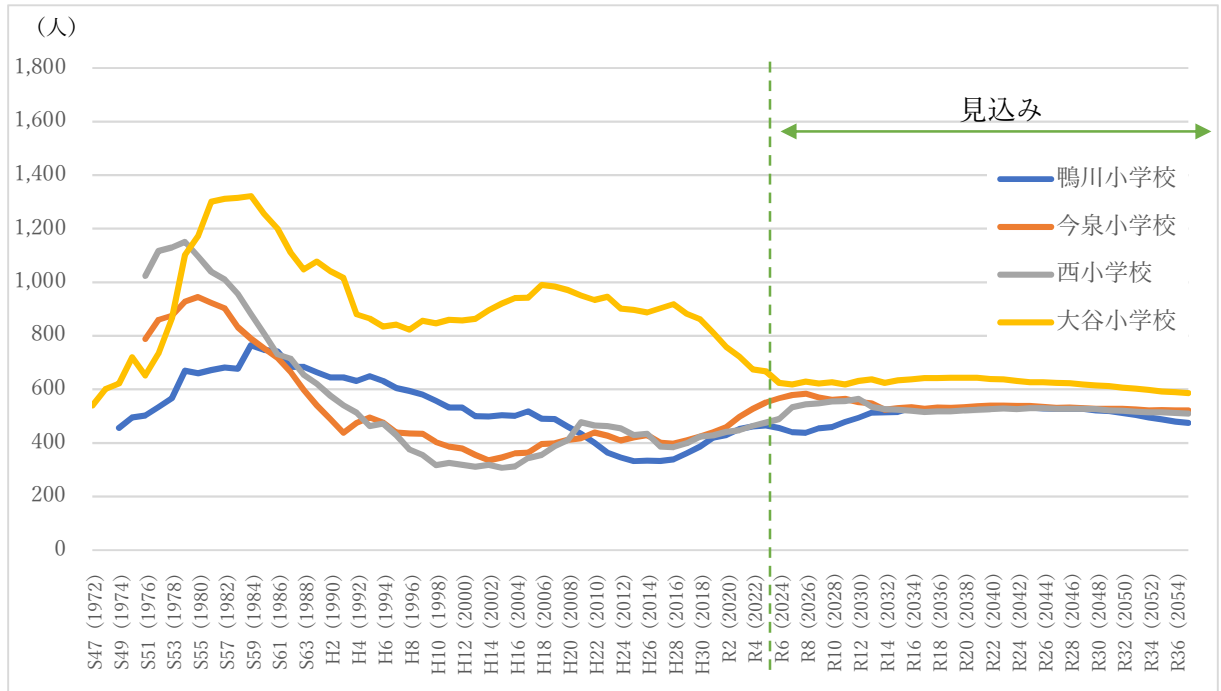


図表 2-14 上平地区 生徒数推移と見込み (1972~2055年)

## 6) 大谷地区

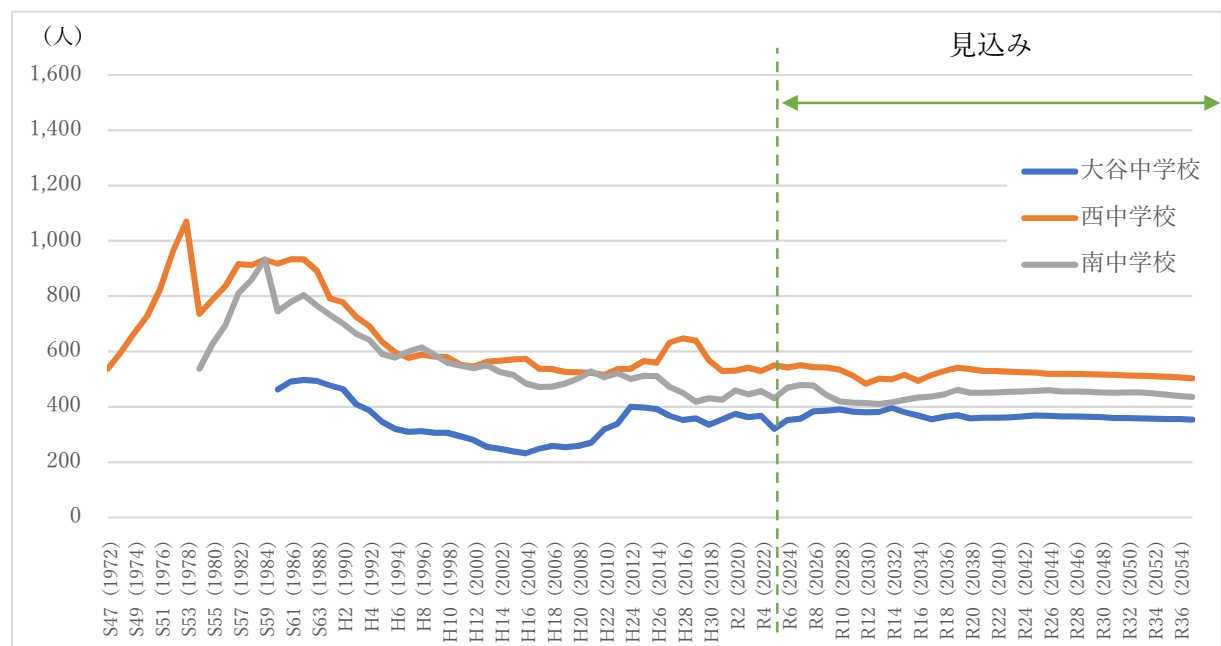
- ・大谷地区の児童数は、いずれの小学校でも昭和 55 (1980) ~昭和 60 (1985) 年頃にピークを迎え、その後は減少しています。平成 2 (1990) 年以降は概ね横ばいで推移し、令和 37 (2055) 年には 1 校あたり 450~600 人程度と見込まれます。
- ・大谷地区の生徒数は、平成 6 (1994) 年以降は概ね横ばいで推移し、令和 37 (2055) 年には 1 校あたり 350~500 人程度と見込まれます。

### ○小学校



図表 2-15 大谷地区 児童数推移と見込み (1972~2055 年)

### ○中学校



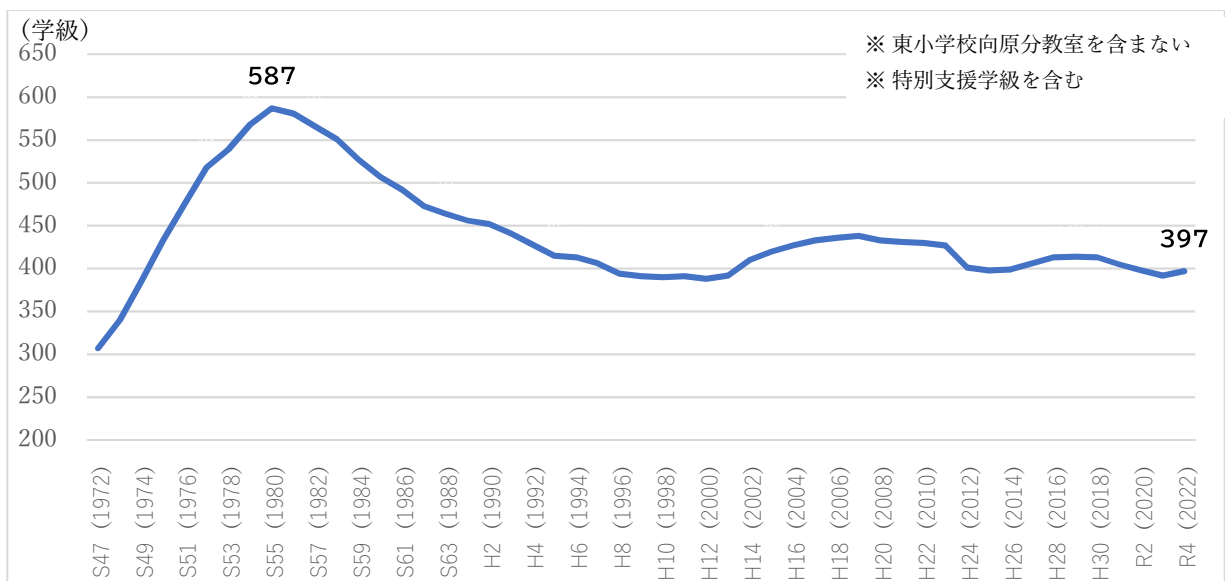
図表 2-16 大谷地区 生徒数推移と見込み (1972~2055 年)

## (2) 小・中学校の学校規模

### ① 学級数の推移

#### 1) 小学校

- ・昭和 40 年代の人口急増期には児童数の増加に伴う学級数の増加が続きましたが、第 2 次ベビーブーム世代が学齢期を迎えた昭和 55 (1980) 年の 587 学級をピークに減少に転じ、令和 4 (2022) 年度現在は 397 学級となっています。
- ・なお、本市では平成 14 (2002) 年度から平成 23 (2011) 年度までは、小学 1、2 年生を対象に、いわゆる 30 人程度学級「あげおっ子アッププラン」事業を行っていました。



図表 2-17 小学校の学級数推移 (1972~2022 年)

- ・平成 25 (2013) 年度に特別支援学級を設置する小学校は 9 校でしたが、令和 4 (2022) 年度には、全ての小学校に特別支援学級が設置されています。
- ・10 年間で通常学級は減少傾向にありますが、特別支援学級は増加傾向にあります。

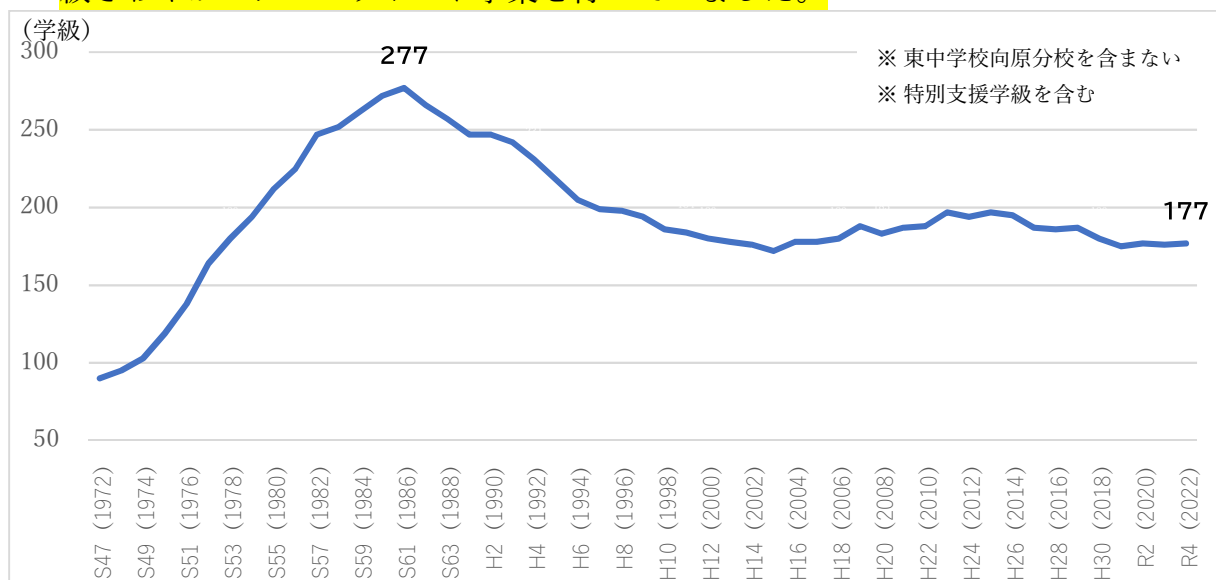
No.	学校名	平成25年			令和4年			No.	学校名	平成25年			令和4年		
		通常	特支	計	通常	特支	計			通常	特支	計	通常	特支	計
1	上尾小学校	18	4	22	16	2	18	12	平方東小学校	7	2	9	11	2	13
2	中央小学校	18	1	19	18	2	20	13	原市南小学校	18	-	18	16	2	18
3	大谷小学校	26	-	26	20	3	23	14	鴨川小学校	12	-	12	15	2	17
4	平方小学校	13	-	13	11	2	13	15	芝川小学校	19	-	19	17	2	19
5	大石小学校	29	-	29	27	3	30	16	瓦葺小学校	15	-	15	14	2	16
6	原市小学校	19	2	21	18	2	20	17	今泉小学校	12	4	16	16	2	18
7	上平小学校	20	3	23	16	2	18	18	西小学校	13	-	13	15	2	17
8	富士見小学校	24	-	24	18	3	21	19	東町小学校	22	-	22	22	2	24
9	尾山台小学校	12	-	12	6	2	8	20	平方北小学校	9	-	9	6	2	8
10	東小学校	25	2	27	23	5	28	21	大石北小学校	24	1	25	22	3	25
11	大石南小学校	13	2	15	10	2	12	22	上平北小学校	9	-	9	9	2	11
合計		377	21	398	346	51	397								

図表 2-18 小学校の学級数推移 (平成 25 (2013) 年、令和 4 (2022) 年)



## 2) 中学校

- ・ 小学校同様に、人口増加に伴い、中学校の学級数の増加が続きましたが、昭和 60 (1985) 年の 277 学級をピークに減少に転じ、令和 4 (2022) 年度現在は 177 学級となっています。
- ・ 平成 16 (2004) 年度から平成 23 (2011) 年度までは、中学 1 年生を対象に、いわゆる 30 人程度学級「あげおっ子アッピープラン」事業を行っていました。また、平成 24 (2012) 年度から令和元 (2019) 年度までは、中学 1 年生を対象に 35 人学級さわやかスクールサポート事業を行っていました。



図表 2-19 中学校の学級数推移 (1972~2022 年)

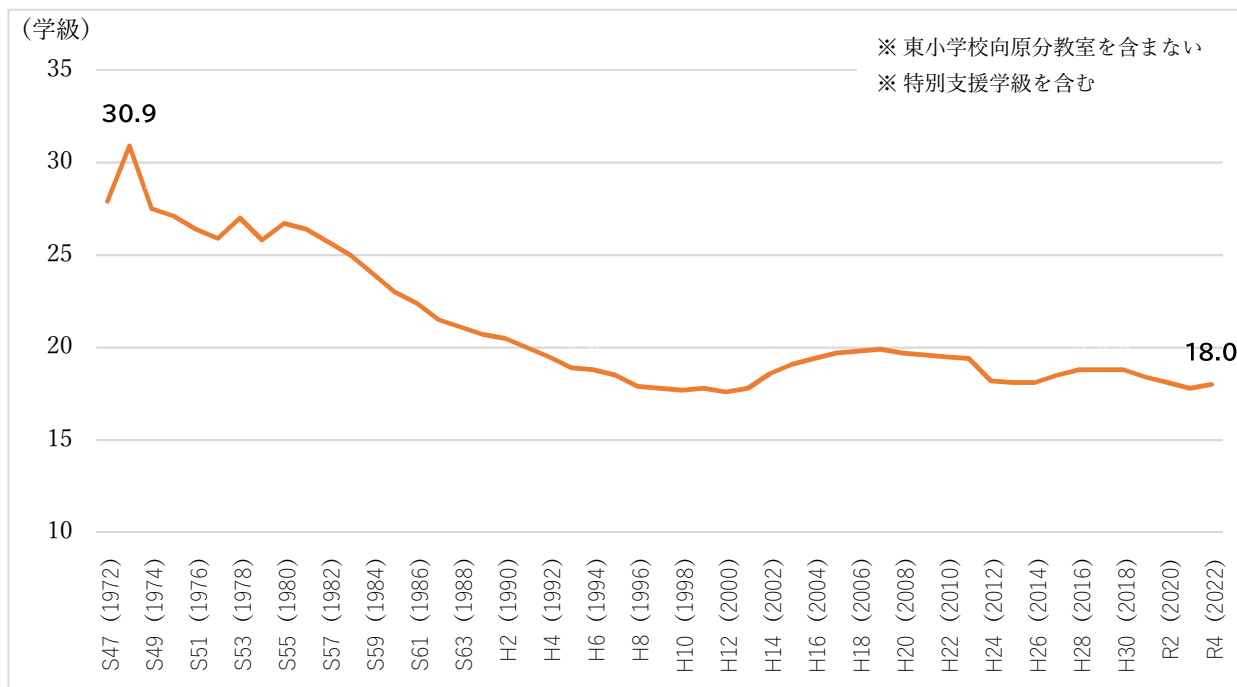
- ・ 平成 25 (2013) 年度に特別支援学級を設置する中学校は 4 校でしたが、令和 4 (2022) 年度には、11 校中 9 校に特別支援学級が設置されています。
- ・ 10 年間で通常学級は減少傾向にあります、特別支援学級は増加傾向にあります。

No.	学校名	平成25年			令和4年		
		通常	特支	計	通常	特支	計
1	上尾中学校	24	5	29	20	4	24
2	太平中学校	12	-	12	9	2	11
3	大石中学校	27	-	27	24	2	26
4	原市中学校	18	-	18	15	3	18
5	上平中学校	19	3	22	15	2	17
6	西中学校	15	5	20	15	2	17
7	東中学校	21	-	21	17	2	19
8	大石南中学校	9	2	11	6	2	8
9	瓦葺中学校	10	-	10	11	-	11
10	南中学校	15	-	15	14	-	14
11	大谷中学校	12	-	12	10	2	12
合計		182	15	197	156	21	177

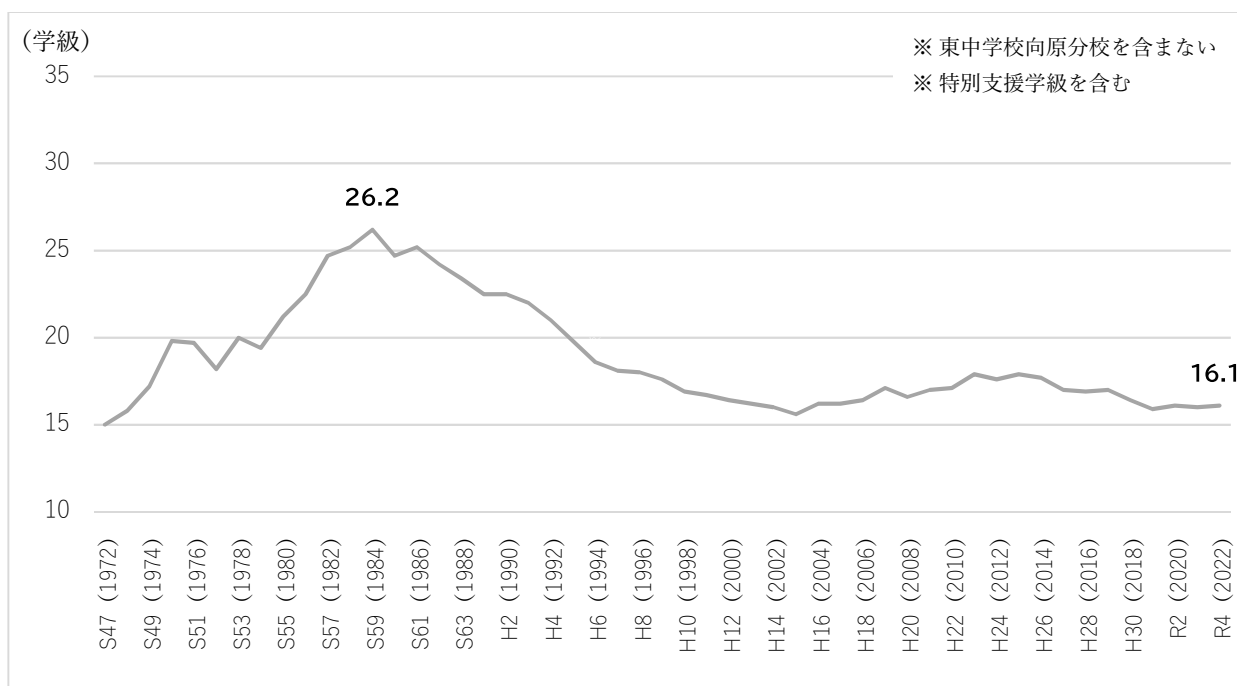
図表 2-20 中学校の学級数推移 (平成 25 (2013) 年、令和 4 (2022) 年)

### 3) 小・中学校 1 校当たりの学級数の推移

・1 校当たりの学級数は小・中学校ともに減少してきており、令和 4 (2022) 年では、小学校 1 校当たり 18 学級程度、中学校 1 校当たり 16 学級程度まで減少していま



図表 2-21 小学校 1 校当たりの学級数推移 (1972~2022 年)



図表 2-22 中学校 1 校当たりの学級数推移 (1972~2022 年)



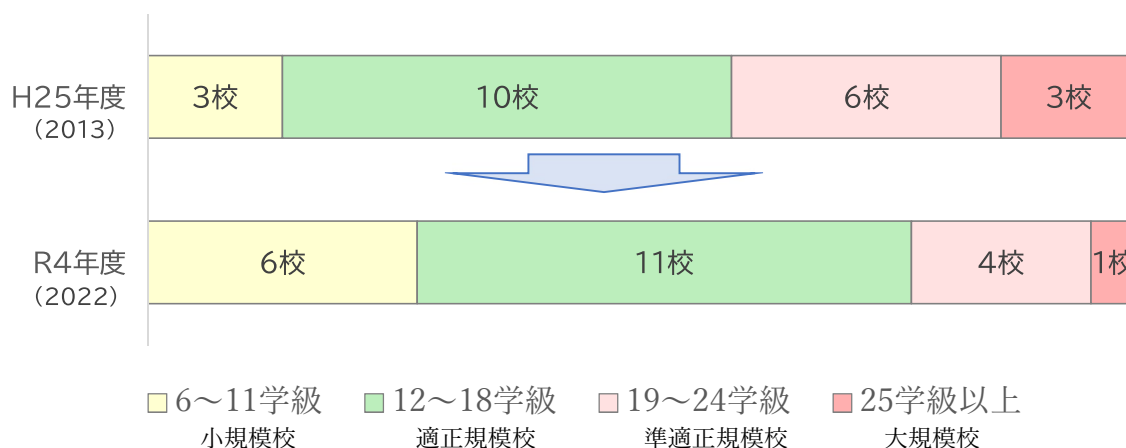
## ② 学校規模の推移

※特別支援学級を含まない。( ) は平成 25 年度との比較。

### 1) 小学校

- ・令和 4 (2022) 年度における小学校の学校規模は、小規模校が 6 校 (3 校増)、適正規模校が 11 校 (1 校増)、準適正規模校が 4 校 (2 校減)、大規模校が 1 校 (2 校減) となっています。
- ・25 学級以上の大規模校が減少し、11 学級以下の小規模校が増加しています。

※ 特別支援学級については、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級の別に在籍児童数によって、通常の学級と分けて学級編制をしています(令和 4 年度の状況に基づく)。このことから、学校規模を考える際の「学級数」については、通常の学級数で捉えて表記しています(次ページ③ 1)も同様)。

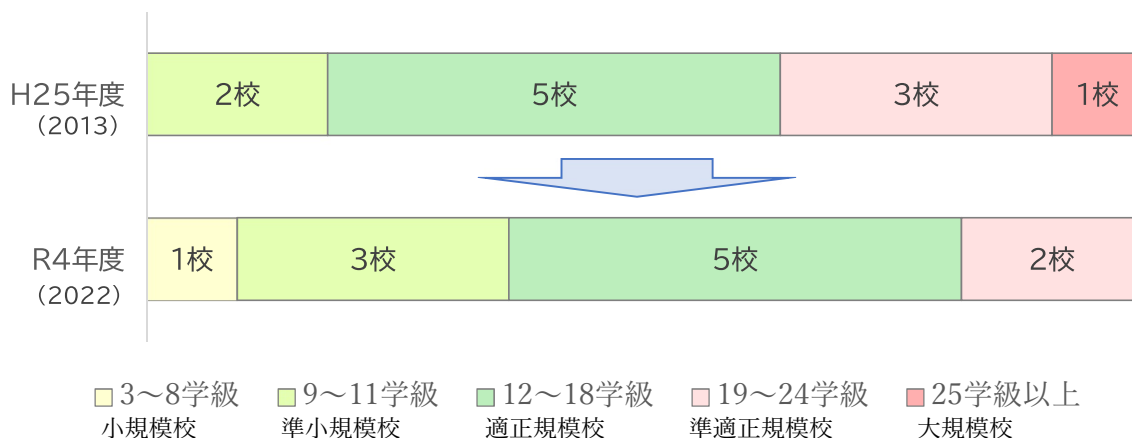


図表 2-23 小学校の学校規模 (推移)

### 2) 中学校

- ・令和 4 (2022) 年度における中学校の学校規模は、小規模校が 1 校 (1 校増)、準小規模校が 3 校 (1 校増)、適正規模校が 5 校 (増減なし)、準適正規模校が 2 校 (1 校減)、大規模校が 0 校 (1 校減) となっています。
- ・小学校同様に、25 学級以上の大規模な学校が減少し、11 学級以下の小規模な学校が増加しています。

※ 小学校と同様に、特別支援学級については、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級の別に在籍生徒数によって、通常の学級と分けて学級編制をしています(令和 4 年度の状況に基づく)。このことから、学校規模を考える際の「学級数」については、通常の学級数で捉えて表記しています(次ページ③ 2)も同様)。



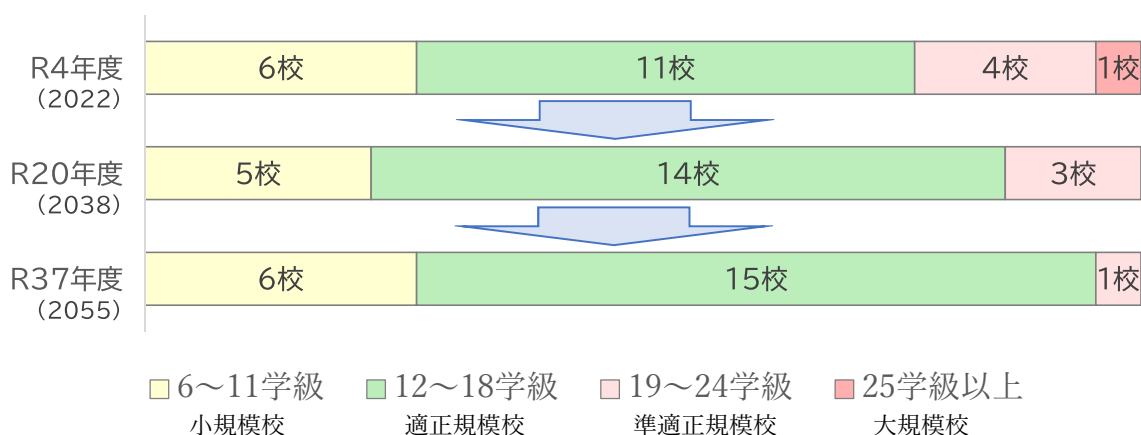
図表 2-24 中学校の学校規模 (推移)

### ③ 学校規模の見込み

※特別支援学級を含まない。( ) は令和4年度との比較。

#### 1) 小学校

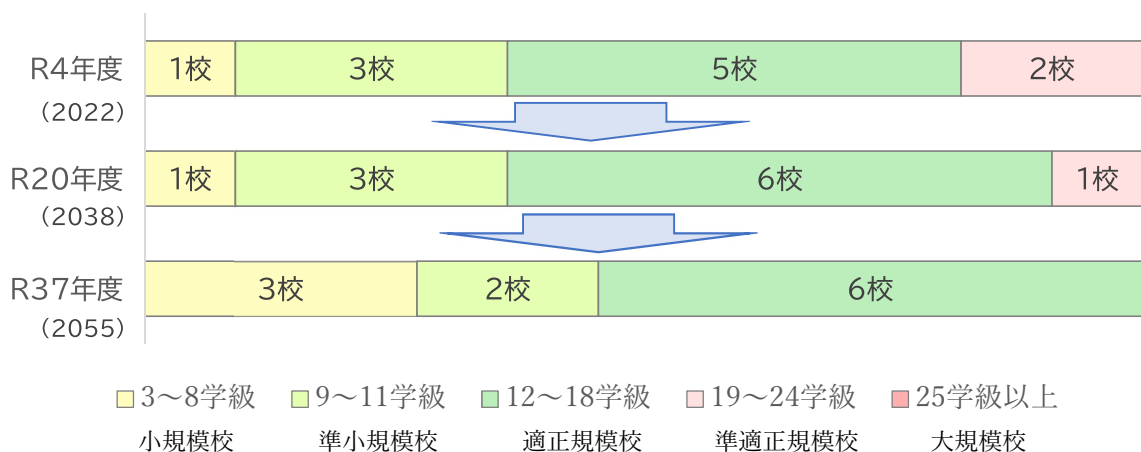
- ・令和 20 (2038) 年度における小学校の学校規模は、小規模校が 5 校 (1 校減)、適正規模校が 14 校 (3 校増)、準適正規模校が 3 校 (1 校減)、大規模校が 0 校 (1 校減) となる見込みです。
- ・令和 37 (2055) 年度における小学校の学校規模は、小規模校が 6 校 (増減なし)、適正規模校が 15 校 (4 校増)、準適正規模校 1 校 (3 校減) となり、学校規模の小規模化が進行する見込みです。



図表 2-25 小学校の学校規模 (見込み)

#### 2) 中学校

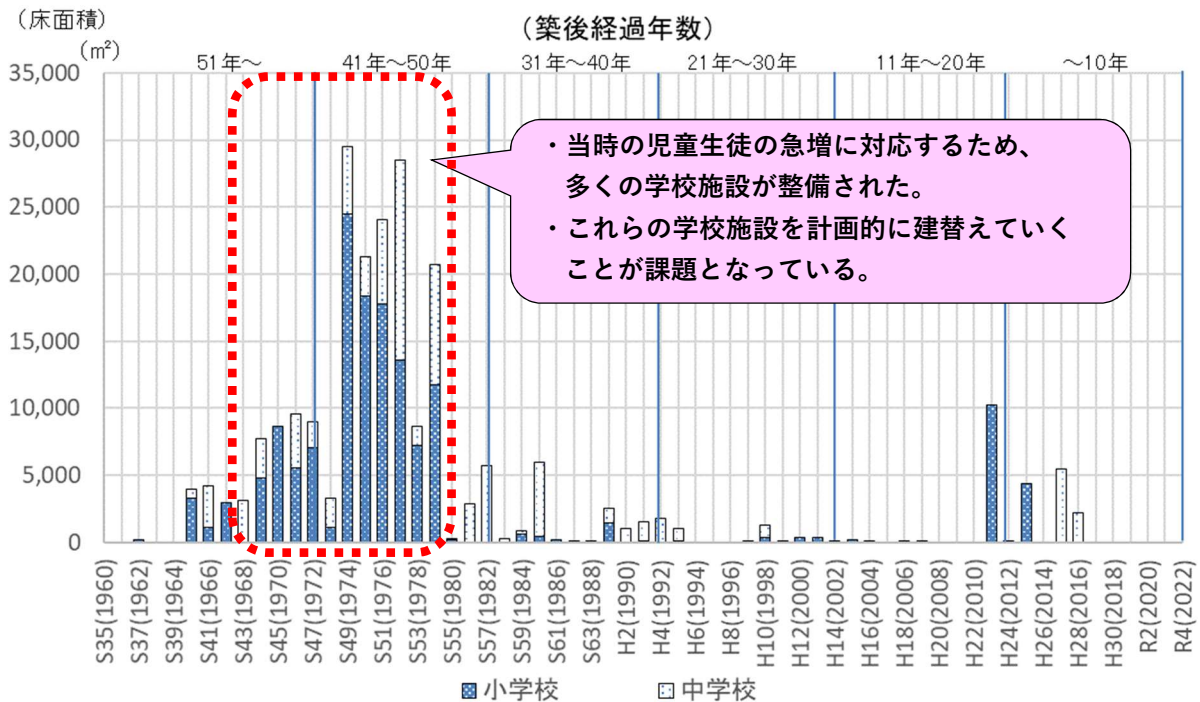
- ・令和 20 (2038) 年度における中学校の学校規模は、適正規模校が 6 校 (1 校増)、準適正規模校が 1 校 (1 校減) となる見込みです。
- ・令和 37 (2055) 年度における中学校の学校規模は、小規模校が 3 校 (2 校増)、準小規模校が 2 校 (1 校減)、適正規模校が 6 校 (1 校増)、準適正規模校及び大規模校は 0 校 (2 校減) となり、学校規模の小規模化が進行する見込みです。



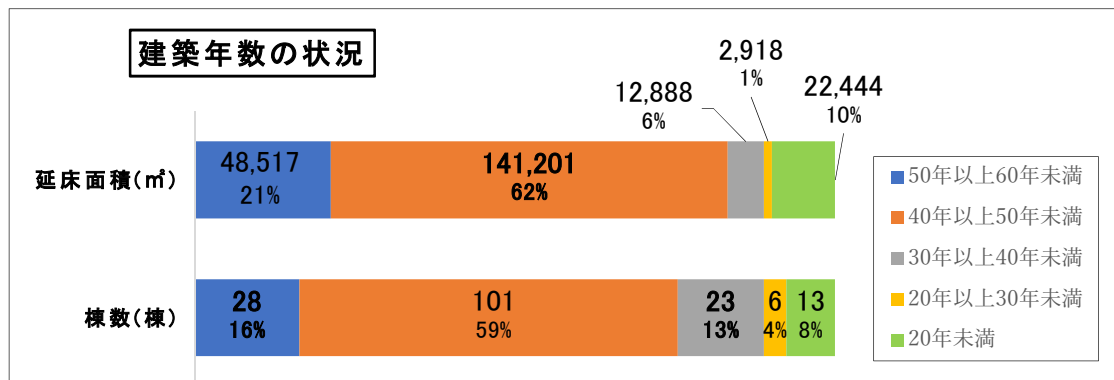
図表 2-26 中学校の学校規模 (見込み)

### (3) 学校施設の老朽化状況

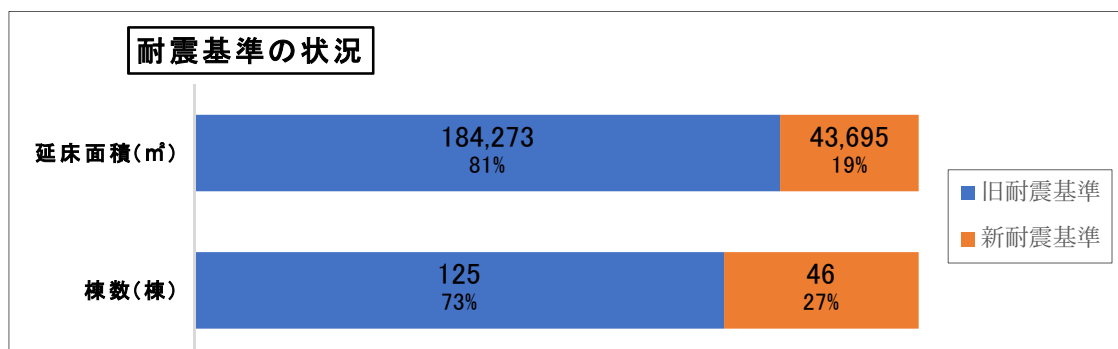
- ・小・中学校の多くは1970年代に整備されており、築後40年以上が経過し老朽化が進行しています。
- ・これらの学校施設は建替え等が集中的に発生することが見込まれ、費用等の平準化が必要となります。



図表 2-27 学校施設の経年状況



図表 2-28 建築年数の状況



図表 2-29 耐震基準の状況

## Topic 耐震基準

「耐震基準」は、地震動の揺れに対し、建物が倒壊・崩壊せずに耐えることのできる性能を、建築基準法において規定しているものです。

遡ると、大正 12 (1924) 年 9 月 1 日の関東大震災を契機に、同法の前身である市街地建築物法に「耐震基準」が定められたことが最初です。

その後、昭和 25 (1950) 年には建築基準法が制定され、「10 年に一度発生すると考えられる中規模の地震動 (震度 5 強程度) に対して、家屋が倒壊・崩壊しない」という基準が設けられました。これが、今でいう「旧耐震基準」と言われているものであり、この後約 30 年間にわたり運用されました。

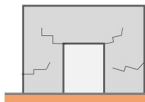
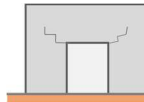
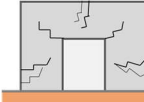
しかしながら、昭和 53 (1978 年) 年に宮城県沖地震が発生し、多くの建築物が甚大な被害を受けたことを踏まえ、昭和 56 (1981) 年 6 月に建築基準法が改正され、この時に規定された基準が「新耐震基準」と言われるものです。

「新耐震基準」は、

- ・ 中規模の地震動 (震度 5 強程度) で、家屋がほとんど損傷しない
- ・ 大規模の地震動 (震度 6 強～7 程度) で、家屋が倒壊・崩壊しない、ただし多少の損傷は許容

というもので、ここの基準が、現在においても引き継がれて適用されています。

なお、上尾市における旧耐震基準に基づき建築された学校施設については、安全な建物となるよう、耐震補強工事を完了しております。

	旧耐震基準	新耐震基準
中地震	 <p>建物がほとんど損傷を受けないこと</p>	 <p>軽微なひび割れにとどめ、建物の構造に損傷が生じないこと</p>
大地震	<p>耐えられるかどうかの想定なし (検証がされていない)</p>	 <p>人命に危害を及ぼすような倒壊などの被害を生じないこと</p>

※中地震：震度 5 程度、大地震：震度 6～7 程度

## Topic 耐震診断と耐震補強工事

耐震診断は、構造力学を用いて耐震性能を構造耐震指数 (I s 値) として数値化し、地震に対する安全性の評価をするものです。この I s 値は、0.6 未満の場合、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は、崩壊する危険性がある」(平成 18 年国土交通省告示 184 号) とされています。

学校施設においては、「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」に耐震補強を必要とする基準を I s 値がおおむね 0.7 に満たないものとした、厳しい基準を定められています。また、文部科学省では、地震時の児童生徒の安全性、被災直後の避難場所としての機能を考慮し、公立学校施設の耐震補強工事費の補助要件として、耐震補強工事後の I s 値を 0.7 以上としています。

上尾市の旧耐震基準に基づき建設された学校施設は、耐震補強工事の必要性を確認するために耐震診断を行い、必要とされる場合は、文部科学省の補助金も利用して、その工事を行いました。そして、学校施設の耐震補強工事を必要とする棟は、平成 29 (2017) 年度までに工事を全て完了しています。

これにより、現在の上尾市の学校施設は I s 値 0.7 以上が確保されているため、震度 6 強から震度 7 程度の地震では倒壊する危険性は低くなっています。

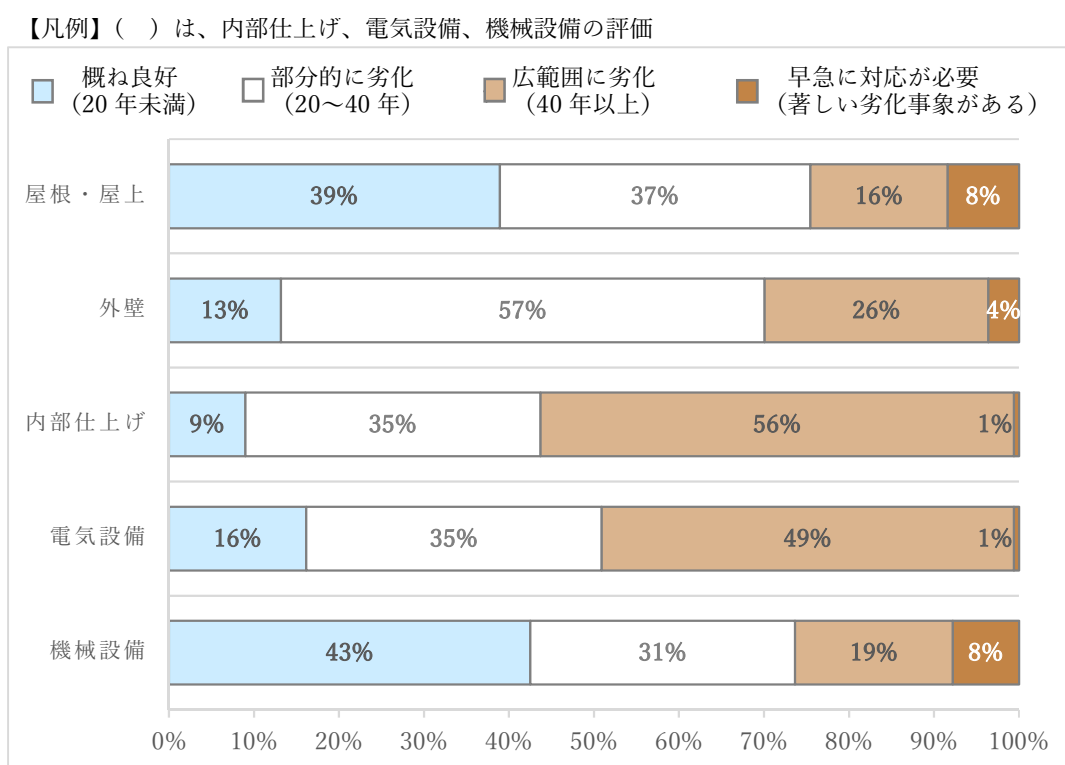


耐震補強後の教室の様子



## ① 小・中学校各棟の老朽化状況

- ・教育委員会では、令和 3（2021）年度に小・中学校各棟の老朽化状況調査を行いました。劣化状況の調査及び評価は、文部科学省より発行の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」※次ページ参照で示されている基準に準じて実施し、小・中学校各棟の調査結果は、図表 2-31 のとおりです。
- ・調査結果としては、小・中学校の屋根・屋上や外壁は、状態を確認しながら改修しているため、7 割以上の建物は「概ね良好」又は「部分的に劣化」という評価になりました。
- ・内部仕上げについては、安全な学校となるよう状態を確認して床の改修などを教室や廊下ごとに実施していますが、国基準の評価においては、建物の全体面積の 1/2 以上の改修を実施してからの年数で評価するため、5 割強の建物において「40 年以上」という評価になりました。
- ・電気設備についても、教育活動に支障が無いよう、照明器具や分電盤の器具の状態を確認して改修などを教室や廊下ごとに実施していますが、国基準の評価においては、内部仕上げと同様に建物の全体面積の 1/2 以上の改修を実施してからの年数で評価するため、約 5 割の建物において、「40 年以上」という評価になりました。
- ・機械設備については、全学校でトイレ改修時に給排水管や衛生器具の交換を行っているため、7 割以上の建物は「20 年未満」又は「20～40 年」という評価になりました。



図表 2-30 老朽化状況調査結果



【参考】劣化状況の評価（「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」P26～P33）

≪評価の基準≫

屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にA、B、C、Dの4段階で評価する。「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」P26～P33で評価基準を写真事例で詳細に解説する。なお、寒冷地における写真事例等を加えるなど、必要に応じて地域の状況に応じた評価基準を作成することが望ましい。

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

評価	基準
良好 A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
劣化 D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

経過年数による評価  
【内部仕上げ、電気設備、  
機械設備】

評価	基準
良好 A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
劣化 D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

≪部位別の評価区分の考え方≫※解説書の概要

①屋上防水

- A評価：表面保護塗装等に劣化がなく、概ね良好な状態。
- B評価：表面保護塗装の劣化、部分的なひび割れや膨れ、金属屋根の固定金物の錆等がみられる。
- C評価：広範囲にひび割れや膨れ、金属屋根の錆がみられる。
- D評価：広範囲にひび割れや破れ、下地の露出があり、金属屋根の場合は、腐食し複数箇所漏水している。

②外壁

- A評価：外壁にひび割れ等はなく、概ね良好な状態。
- B評価：部分的な塗装の膨れ、剥れ、軽微なひび割れ、錆汁、金属板に錆等がみられる。
- C評価：広範囲にひび割れ、亀甲状のひび割れ、浮き、錆汁、シーリングの硬化、小規模な漏水がみられる。
- D評価：広範囲に剥落、爆裂、幅広のひび割れ、金属板の金物腐食、シーリングの欠落、漏水箇所が複数ある。(鉄筋露出は5箇所以上)

③内部仕上げ、電気設備、機械設備（棟単位のみ）

- A評価：経過年数が20年未満
- B評価：経過年数が20年以上～40年未満
- C評価：経過年数が40年以上
- D評価：経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

※床面積の半数以上の内部仕上げ改修を行った年度を、評価の基準年度としています。

特定の教室のみの改修や部位のみの改修は評価対象外としています。

○小・中学校各棟の老朽化状況一覧 (※公共施設マネジメントの対象である100㎡以上の建物)

建物基本情報						劣化状況評価				
施設名	建物名	構造	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備
上尾小学校	北校舎	RC	1,632	S44	53	C	B	D	C	A
上尾小学校	体育館	RC+S	788	S46	51	B	B	C	A	C
上尾小学校	南校舎	RC	2,186	S46	51	D	B	B	B	A
上尾小学校	給食室	RC	244	S49	48	C	B	B	B	A
上尾小学校	管理・特別教室	RC	746	S53	44	D	B	B	C	A
中央小学校	北校舎	RC	1,141	S41	56	A	B	B	A	A
中央小学校	東校舎	RC	1,071	S48	49	A	A	A	A	A
中央小学校	体育館	RC+S	524	S50	47	D	B	C	C	C
中央小学校	給食室	RC	248	S60	37	C	C	C	C	C
中央小学校	管理・南校舎	RC	4,396	H25	9	A	B	A	A	A
大谷小学校	北校舎	RC	1,748	S47	50	D	A	C	C	A
大谷小学校	体育館	RC+S	701	S51	46	B	C	C	C	C
大谷小学校	管理・中央校舎	RC	3,182	S54	43	A	D	C	C	A
大谷小学校	給食室	RC	316	S54	43	A	B	B	B	B
大谷小学校	東校舎	プレハブ	213	H15	19	A	A	B	B	B
平方小学校	管理・南校舎	RC	3,149	S45	52	D	D	C	C	A
平方小学校	給食室	RC	394	S45	52	A	C	B	B	B
平方小学校	体育館	RC+S	563	S51	46	B	B	C	A	C
平方小学校	北校舎	RC	2,202	S53	44	C	D	C	C	A
大石小学校	管理・南校舎	RC	3,154	S44	53	D	C	C	C	A
大石小学校	北校舎	RC	2,804	S47	50	D	B	B	C	A
大石小学校	体育館	RC+S	687	S51	46	C	B	C	C	C
大石小学校	給食室	RC	291	H12	22	A	A	B	B	B
原市小学校	北校舎	RC	2,585	S46	51	D	C	C	C	A
原市小学校	南校舎・管理・体育館①	RC	2,404	S47	50	A	B	C	C	A
原市小学校	南校舎・管理・体育館②	RC+S	2,735	S52	45	A	B	C	C	A
原市小学校	給食室	RC	306	S52	45	B	B	B	B	B
上平小学校	北校舎	RC	3,266	S40	57	C	B	C	B	B
上平小学校	体育館	RC+S	687	S51	46	B	C	C	A	C
上平小学校	管理・南校舎	RC	2,156	S54	43	A	D	C	C	A
上平小学校	中央校舎便所	RC	111	S54	43	A	B	B	B	B
上平小学校	給食室	RC	314	S54	43	A	C	A	A	A
富士見小学校	北校舎	RC	4,737	H23	11	A	B	A	A	A
富士見小学校	管理・南校舎	RC	2,762	H23	11	A	A	A	A	A
富士見小学校	給食室	RC	502	H23	11	A	A	A	A	A
富士見小学校	図書メディア	S	752	H23	11	A	A	A	A	A
富士見小学校	プール体育館	SRC	1,369	H23	11	B	A	A	A	A
尾山台小学校	管理・北校舎	RC	2,821	S42	55	C	B	A	B	A
尾山台小学校	給食室	RC	178	S42	55	B	B	B	B	B
尾山台小学校	南校舎	RC	1,204	S45	52	B	C	C	B	A
尾山台小学校	体育館	RC+S	672	S50	47	B	B	C	C	C
東小学校	管理・南校舎	RC	3,525	S45	52	C	B	C	C	A
東小学校	北校舎	RC	1,381	S50	47	B	B	C	C	A
東小学校	体育館	RC+S	687	S51	46	B	C	C	A	C
東小学校	給食室	RC	299	S45	52	B	B	B	B	B

※ 構造欄の「RC」は鉄筋コンクリート造、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造

凡例： 建築年数40年以上の建物

屋根・屋上、外壁

(内部仕上、電気設備、機械設備)



A 概ね良好  
(20年未満)

B 部分的に劣化  
(20~40年)

C 広範囲に劣化  
(40年以上)

D 早急に対応する必要がある  
(著しい劣化事象がある)

建物基本情報						劣化状況評価				
施設名	建物名	構造	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備
大石南小学校	管理・特別教室・体育館	RC+S	2,115	S49	48	C	C	C	C	B
大石南小学校	北校舎	RC	1,606	S49	48	A	B	C	C	D
大石南小学校	給食室	RC	295	S49	48	B	B	B	B	B
大石南小学校	南校舎	RC	3,532	S49	48	B	C	C	C	C
平方東小学校	特別教室・体育館	RC+S	1,482	S49	48	A	B	C	B	B
平方東小学校	北校舎西	RC	2,357	S49	48	C	B	B	C	B
平方東小学校	管理・南校舎	RC	2,207	S49	48	C	B	C	B	B
平方東小学校	北校舎東	RC	846	S51	46	C	B	C	C	C
平方東小学校	給食室	RC	265	S51	46	C	B	C	C	D
原市南小学校	L型校舎	RC	3,695	S49	48	B	B	B	B	B
原市南小学校	管理・体育館	RC+S	1,469	S49	48	B	C	B	B	B
原市南小学校	給食室	RC	264	S49	48	A	A	B	B	B
鴨川小学校	管理・体育館	RC+S	1,287	S49	48	A	B	B	C	A
鴨川小学校	南校舎	RC	3,011	S49	48	A	B	B	C	A
鴨川小学校	給食室	RC	252	S49	48	B	B	C	B	B
鴨川小学校	北校舎	RC	605	S59	38	A	B	C	B	A
芝川小学校	北校舎	RC	1,483	S50	47	C	B	A	A	A
芝川小学校	特別教室・体育館	RC+S	1,415	S50	47	A	B	B	B	B
芝川小学校	管理・特別教室	RC	1,126	S50	47	B	B	B	B	A
芝川小学校	中央校舎	RC	1,785	S50	47	B	C	B	B	A
芝川小学校	給食室	RC	265	S50	47	B	B	B	B	A
芝川小学校	南校舎	RC	1,463	S50	47	B	B	B	B	A
瓦葺小学校	北校舎	RC	5,816	S50	47	A	B	C	C	A
瓦葺小学校	給食室	RC	292	S50	47	A	B	B	C	B
瓦葺小学校	管理・特別教室・体育館	RC+S	1,805	S50	47	A	B	C	B	A
今泉小学校	管理・特別教室	RC	1,973	S51	46	A	B	C	C	A
今泉小学校	給食室	RC	295	S51	46	A	B	C	C	D
今泉小学校	南校舎	RC	3,275	S51	46	A	B	C	C	A
今泉小学校	体育館	RC+S	687	S51	46	C	B	C	C	C
西小学校	管理・特別教室	RC	2,458	S51	46	A	C	C	C	A
西小学校	南校舎	RC	3,405	S51	46	B	C	C	C	A
西小学校	体育館	RC+S	673	S51	46	B	C	B	C	C
西小学校	給食室	RC	306	S51	46	A	B	C	C	D
東町小学校	管理・中央校舎	RC	4,860	S52	45	B	B	C	C	A
東町小学校	給食室	RC	325	S52	45	B	B	B	C	B
東町小学校	体育館	RC+S	677	S52	45	A	C	C	C	C
東町小学校	東校舎	プレハブ	377	H13	21	A	A	A	A	B
平方北小学校	北校舎	RC	3,260	S52	45	C	C	C	C	A
平方北小学校	給食室	RC	286	S52	45	B	B	C	C	D
平方北小学校	管理・南校舎	RC	2,797	S52	45	C	C	C	C	A
平方北小学校	体育館	RC+S	665	S52	45	A	B	C	C	C
大石北小学校	管理・中央校舎	RC	3,373	S53	44	A	B	C	C	A
大石北小学校	給食室	RC	321	S54	43	A	B	C	C	D
大石北小学校	体育館	RC+S	680	S54	43	B	B	C	C	B
大石北小学校	北校舎	RC	676	S53	44	A	A	C	C	D
大石北小学校	西校舎	RC	1,493	H元	33	A	B	C	C	C
大石北小学校	東校舎	プレハブ	373	H10	24	C	B	B	B	B

※ 構造欄の「RC」は鉄筋コンクリート造、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造

凡例： 建築年数40年以上の建物

屋根・屋上、外壁 (内部仕上、電気設備、機械設備)

A 概ね良好 (20年未満)    B 部分的に劣化 (20~40年)    C 広範囲に劣化 (40年以上)    D 早急に対応する必要がある (著しい劣化事象がある)

建物基本情報						劣化状況評価				
施設名	建物名	構造	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備
上平北小学校	管理・中央校舎	RC	3,567	S54	43	D	D	C	C	A
上平北小学校	給食室	RC	325	S54	43	A	C	C	C	C
上平北小学校	体育館	RC+S	537	S54	43	A	B	C	C	C
上尾中学校	管理・南校舎	RC	5,276	H27	7	A	B	A	A	A
上尾中学校	北校舎西	RC	1,846	S41	56	A	B	C	B	A
上尾中学校	北校舎東	RC	1,338	S57	40	A	B	C	A	A
上尾中学校	プール格技	RC	1,141	H28	6	A	B	A	A	A
上尾中学校	体育館	S	1,038	H28	6	A	A	A	A	A
上尾中学校	給食室	RC	176	H27	7	A	B	A	A	A
太平中学校	管理・南校舎東	RC	2,131	S44	53	D	C	C	C	A
太平中学校	北校舎	RC	2,619	S50	47	D	A	C	C	A
太平中学校	南校舎西	RC	1,426	S57	40	D	C	C	C	A
太平中学校	体育館	RC+S	762	S46	51	B	D	C	A	C
太平中学校	渡り廊下	RC	231	S50	47	B	B	C	C	A
太平中学校	格技場	S	432	H元	33	B	B	B	B	B
太平中学校	給食室	RC	167	H4	30	B	A	B	B	B
大石中学校	管理・中央校舎東	RC	3,112	S43	54	C	C	C	B	A
大石中学校	中央校舎西	RC	1,222	S49	48	C	C	C	B	B
大石中学校	北校舎特別教室	RC	1,208	S57	40	B	C	C	C	A
大石中学校	南校舎	S	950	H10	24	A	B	B	B	B
大石中学校	体育館	RC+S	770	S47	50	A	B	C	A	C
大石中学校	給食室	RC	143	H4	30	B	B	B	B	B
大石中学校	格技場	S	468	H5	29	A	B	B	B	B
大石中学校	部室	S	141	H3	31	C	C	B	B	B
原市中学校	中央校舎東	RC	1,269	S41	56	C	C	C	C	B
原市中学校	南校舎特別教室	RC	1,461	S49	48	C	C	C	C	A
原市中学校	金工木工特別教室	S	246	S49	48	C	B	C	C	D
原市中学校	管理・中央校舎西	RC	2,808	S54	43	A	C	C	C	A
原市中学校	体育館	RC+S	770	S47	50	B	B	C	C	C
原市中学校	プール管理室	S	171	S58	39	D	B	B	B	B
原市中学校	格技場	S	422	H元	33	B	B	B	B	B
原市中学校	美術特別教室	S	167	H3	31	B	B	B	B	B
原市中学校	給食室	RC	143	S54	43	A	B	B	B	B
上平中学校	北校舎西	RC	687	S40	57	B	B	C	C	D
上平中学校	北校舎東	RC	1,400	S48	49	C	C	C	B	A
上平中学校	管理・南校舎東	RC	3,586	S52	45	A	C	C	D	A
上平中学校	南校舎西	RC	1,122	S56	41	A	B	C	C	A
上平中学校	体育館	SRC+S	765	S44	53	B	B	C	A	C
上平中学校	格技場	S	436	H2	32	A	B	B	B	B
上平中学校	給食室	RC	143	S52	45	B	B	B	B	B
西中学校	管理・北校舎	RC	2,884	S46	51	A	A	C	C	A
西中学校	南校舎	RC	1,882	S49	48	A	A	B	A	D
西中学校	金工木工特別教室	S	243	S46	51	B	C	C	C	C
西中学校	体育館	RC+S	770	S48	49	B	B	B	B	B
西中学校	格技場	S	459	H5	29	A	A	B	B	B
西中学校	給食室	RC	175	S51	46	C	B	C	C	A

※ 構造欄の「RC」は鉄筋コンクリート造、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造

凡例： 建築年数40年以上の建物

屋根・屋上、外壁

(内部仕上、電気設備、機械設備)



A 概ね良好  
(20年未満)

B 部分的に劣化  
(20~40年)

C 広範囲に劣化  
(40年以上)

D 早急に対応する必要がある  
(著しい劣化事象がある)

建物基本情報						劣化状況評価				
施設名	建物名	構造	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備
東中学校	管理・南校舎	RC	3,667	S51	46	B	C	C	C	D
東中学校	東校舎	RC	1,280	S51	46	A	B	C	A	D
東中学校	金工木工特別教室	S	255	S51	46	B	C	C	C	A
東中学校	北校舎	RC	1,689	S56	41	B	B	C	C	C
東中学校	体育館	RC+S	812	S51	46	A	A	B	B	B
東中学校	格技場	S	629	H4	30	B	A	B	C	C
東中学校	給食室	RC	158	S51	46	B	C	C	C	A
大石南中学校	管理・北校舎	RC	4,039	S52	45	B	C	C	C	C
大石南中学校	東校舎	RC	1,092	S52	45	B	C	C	C	A
大石南中学校	南校舎東	RC	1,145	S53	44	B	C	C	C	C
大石南中学校	南校舎西	RC	1,473	S57	40	A	B	C	A	C
大石南中学校	体育館	RC+S	788	S52	45	B	B	B	B	B
大石南中学校	格技場	S	459	H3	31	A	A	B	B	B
大石南中学校	給食室	RC	146	S52	45	A	B	C	C	A
瓦葺中学校	管理・中央校舎	RC	3,826	S52	45	B	B	C	C	D
瓦葺中学校	金工木工特別教室	S	255	S52	45	B	B	C	B	C
瓦葺中学校	体育館	RC+S	789	S52	45	A	A	B	B	B
瓦葺中学校	給食室	RC	135	S52	45	B	B	B	B	B
瓦葺中学校	格技場	S	459	H3	31	B	C	B	B	B
瓦葺中学校	美術特別教室	プレハブ	118	H4	30	A	C	C	C	A
南中学校	管理・中央校舎	RC	5,013	S54	43	B	C	C	A	C
南中学校	体育館	RC+S	840	S54	43	B	C	B	B	B
南中学校	給食室	RC	200	S54	43	B	B	C	C	C
南中学校	格技場	S	552	H2	32	D	C	B	C	A
大谷中学校	管理・校舎	RC	3,711	S60	37	B	B	B	B	B
大谷中学校	プール体育館	RC	1,364	S60	37	C	C	B	B	B
大谷中学校	部室	RC	247	S60	37	B	A	B	B	B
大谷中学校	格技場	S	478	H4	30	B	B	B	B	B
大谷中学校	給食室	RC	165	S60	37	A	A	C	C	A

※ 構造欄の「RC」は鉄筋コンクリート造、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造

凡例： 建築年数40年以上の建物

屋根・屋上、外壁  
(内部仕上、電気設備、機械設備)



A 概ね良好  
(20年未満)

B 部分的に劣化  
(20~40年)

C 広範囲に劣化  
(40年以上)

D 早急に対応する必要がある  
(著しい劣化事象がある)

図表 2-31 小・中学校各棟の老朽化状況一覧



## ② 大規模改修や耐震補強工事等の実績

・昭和 61（1986）年度～令和 3（2021）年度までの大規模改修や耐震補強工事等の実績は図表 2-32 のとおりです。時代の要請等に基づき必要な工事を実施しており、多くの校舎等で延命利用を図るための改修工事を実施しています。

年度	増改築・改修等の状況
S61	中央小・尾山台小・原市中(校舎改修) 富士見小(給食室改修) 上尾小・上平小・中央小・大石小(プール付属屋改修)
62	上尾小・大石中(校舎改修) 原市中(屋体改修) 上平小・上尾小・中央小(プール改修)
63	大石小(ランチルーム) 太平中・原市中(武道場) 富士見小・東小・上平中(校舎改修)
H 元	大石南小(ランチルーム) 大石中(武道場) 平方小・上平小・上尾中(校舎改修) 上尾中(屋体改修) 大石小・尾山台小(プール改修)
2	東町小(ランチルーム) 瓦葺中・大石南中(武道場) 大石小・今泉小・原市小・太平中(校舎改修) 上平中(パソコン教室) 大石中・原市中(部室)
3	瓦葺小(ランチルーム) 東中・大谷中(武道場) 原市小・大谷小・大石小(校舎改修) 東中・大石南中(パソコン教室) 太平中(プール改修)
4	今泉小(ランチルーム) 西中(武道場) 大石南小(校舎改修) 平方東小学校他 10 校(保健室エアコン) 上尾中・大石中・大谷中・西中・瓦葺中・南中(パソコン教室) 上平中(屋体改修)
5	芝川小(ランチルーム) 大石中(武道場) 原市中(校舎改修) 上尾中学校他 5 校(保健室エアコン) 西小・太平中(屋根改修)
6	西小(ランチルーム) 中央小・大石南小(校舎改修) 東小(ことばの教室) 上尾小・東中(屋体改修) 東中学校他 4 校(保健室エアコン)
7	原市小(ランチルーム) 西小(ことばの教室) 中央小・太平中(管理諸室エアコン) 中央小・東中(屋体改修) 東小(校舎改修)
8	上尾小・大谷小・平方小・上平中・西中・原市中(管理諸室エアコン) 太平中・原市中・大石南中・上平中(さわやか相談室) 大石南中・瓦葺中・南中(屋体改修)
9	大石小・原市小・上平小・上尾中・大石中・東中(管理諸室エアコン) 大石北小・上平北小(屋体改修) 東小(給食室増改築) 尾山台小・大石南小・芝川小・東町小(給食室改修) 東中・瓦葺中・大谷中(さわやか相談室) 大谷小(プール改修)
10	尾山台小・大石南小・瓦葺中・大石南中(管理諸室エアコン) 平方東小(校舎改修、耐震補強) 平方小(給食室増改築) 上尾小・原市小(給食室改修) 大石北小(仮設校舎設置) 尾山台小・大谷小(屋体改修) 大石中(校舎増築) 上尾中・大石中・西中・南中(さわやか相談室) 小学校全校(パソコン教室) 小学校全校(FF 暖房機)
11	東小・原市南小・南中・大谷中(管理諸室エアコン) 平方東・大石中(校舎改修、耐震補強) 大石小(給食室改築) 鴨川小(給食室改修) 平方小・上平小(屋体改修) 太平中(トイレ前面改修) 小学校(トイレ洋式化) 小学校特別教室(FF 暖房機)
12	富士見小・鴨川小・芝川小・瓦葺小(管理諸室エアコン) 西中(校舎改善、耐震補強) 大谷小(給食室改築) 東小・西小(屋体床改修) 中学校(トイレ洋式化) 小学校特別教室(FF 暖房機)
13	大石小・東町小(屋体床改修) 東小(プール改修) 西小・東町小・平方北小(管理諸室他エアコン) 中央小・大谷小・平方小・大石小・大石北小・上平北小(パソコン教室エアコン) 芝川小・瓦葺小(用務員室エアコン) 鴨川小・西小(シャッター改修) 西小(エアコン用パーテーション設置) 瓦葺小(給食室改修工事) 中央小他 17 校(LAN 設置工事) 上平小(校舎改修・耐震補強) 原市中(屋体床改修) 大石南中(屋上防水) 大石中他 8 校(LAN 設置工事) 大石中(校舎改修・耐震補強)
14	原市南小(校舎改修、耐震補強) 原市小・平方北小(屋体床改修) 平方小(屋体屋根・外壁改修) 大石南中(屋体外壁改修) 芝川小(屋上防水) 上平小・原市中(プールサイド改修) 大石北小・上平北小(管理諸室エアコン) 平方幼稚園(屋根改修) 鴨川小・大石南小・東小・東中・上平中(用務員室エアコン)
15	原市南小・尾山台小を除く市内小中学校(図書室エアコン工事) 平方小(プール改修) 尾山台小(校舎改修・耐震補強) 上平小(給食室改修) 芝川小(屋外運動場整備) 大石南小・西小・芝川小・平方北小(給食室給湯器設置工事) 東小・上尾小(教室床改修工事) 大谷小(音楽室・図工室改修工事) 上尾中(音楽室他改修)
16	芝川小(校舎改修・耐震補強) 西中(体育館改修) 東町小(屋上防水改修) 東小(音楽室改修工事) 大石小(公共下水道接続及び駐車場整備工事) 平方小(公共下水道接続工事) 太平中(教室床改修工事) 上平北小・今泉小(給食室給湯器設置工事) 上尾小・大石小(教室床改修工事)
17	芝川小(校舎改修・耐震補強) 太平中(体育館改修・プールろ過機改修工事) 瓦葺小(プール槽改修工事) 尾山台小(校庭改修工事) 南中(給食室排水管改修工事) 中央小・瓦葺小・西中(給水管改修工事) 平方東小(プールサイド改修工事) 富士見小(教室床改修工事)
18	芝川小(体育館改修・耐震補強) 鴨川小(校舎体育館改修・耐震補強) 東小・上平中(給水管改修) 平方北小(屋上防水改修) 上尾小・太平中(消火管改修) 大石中(体育館外壁改修) 平方小(受水櫃交換工事) 全小学校(普通教室扇風機設置) 東町小(体育館屋根改修) 西中(プール槽改修)
19	上尾小(耐震補強・トイレ改修) 尾山台小(南校舎耐震補強・トイレ改修) 太平中(耐震補強・トイレ改修) 原市中(耐震補強・トイレ改修) 大石北小(外壁改修) 上尾中(体育館屋根改修) 平方小(南校舎給水管改修) 東中(屋上防水改修) 全中学校(普通教室扇風機設置) 東小・上平北小(屋体改修) 原市南小・芝川小(プール改修)

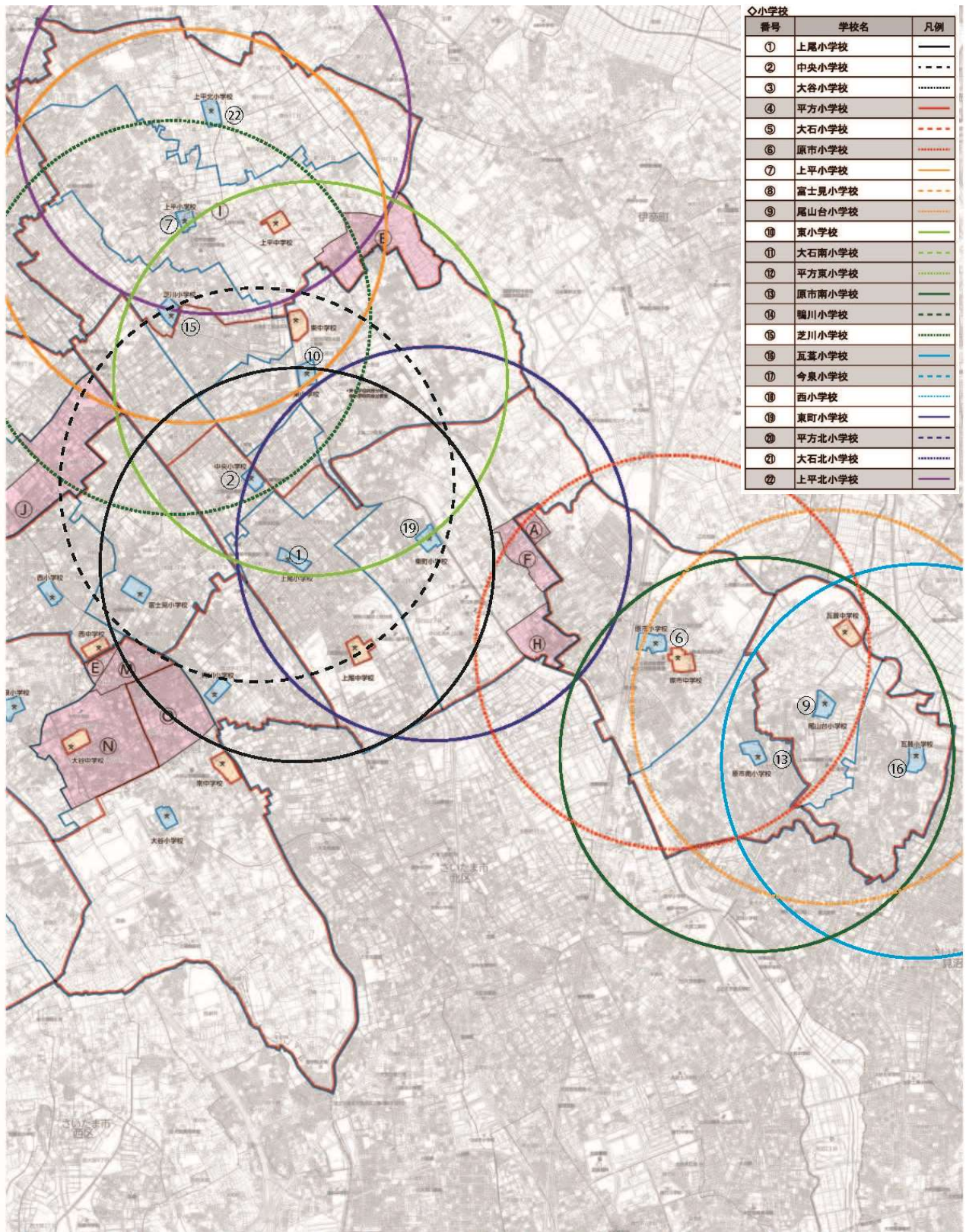
年度	増改築・改修等の状況
20	平方小(耐震補強・トイレ改修・北校舎給水管改修) 大石小(耐震補強・トイレ改修) 原市小(耐震補強・トイレ改修) 今泉小(耐震補強・トイレ改修) 大石南小(プール改修) 上平中(耐震補強・トイレ改修)
21	大石南小(南・北校舎耐震補強・トイレ改修) 瓦葺小(北校舎耐震補強・トイレ改修) 東町小(西校舎耐震補強・トイレ改修) 大石北小(南校舎耐震補強・トイレ改修) 上尾中(北校舎耐震補強・トイレ改修) 瓦葺中(南校舎耐震補強・トイレ改修)
22	富士見小学校校舎改築工事(22～23年度) 大谷小(南校舎耐震補強・トイレ改修) 西小(南校舎耐震補強・トイレ改修) 平方北小(管理棟耐震補強・トイレ改修) 上平北小(校舎・給食棟耐震補強・トイレ改修) 東中(南校舎耐震補強・トイレ改修) 大石南中(北校舎・特別教室棟耐震補強・トイレ改修)
23	富士見小学校校舎改築工事(22～23年度) 中央小(北校舎耐震補強) 東小(南校舎耐震補強・トイレ改修) 大石南小(南校舎耐震補強・トイレ改修) 瓦葺小(南校舎耐震補強・トイレ改修) 西小(管理棟耐震補強・トイレ改修) 東町小(東校舎耐震補強・トイレ改修) 大石南中(南校舎棟東耐震補強・トイレ改修) 大谷小(受水槽交換) 平方小(北校舎屋上防水改修) 原市小(南校舎給水設備改修) 上平北小(プールろ過タンク交換) 太平中(プール改修) 瓦葺中(校舎棟屋上防水改修) 平方幼稚園(4保育室エアコン設置) 全小学校〔富士見小・中央小を除く〕(普通教室エアコン設置)
24	中央小学校校舎改築工事(24～25年度) 大谷小(中校舎耐震補強・トイレ改修) 上平小(屋内運動場耐震補強) 東小(屋内運動場耐震補強) 西小(屋内運動場耐震補強) 平方北小(北校舎耐震補強・トイレ改修) 平方東小(屋内運動場アスベスト除去) 西中(特別教室棟耐震補強) 東中(東校舎・北校舎・特別教室棟耐震補強・トイレ改修) 瓦葺中(特別教室棟耐震補強) 南中(南校舎耐震補強・トイレ改修) 大谷小(南校舎屋上防水改修) 大石南小(受水槽改修) 富士見小(太陽光発電装置設置) 上平中(南校舎屋上防水改修・受水槽改修) 全中学校(普通教室エアコン設置)
25	中央小学校南校舎改築工事(24～25年度) 中央小(太陽光発電装置設置) 中央小(南校舎東棟耐震補強・大規模改造、北校舎東棟大規模改造) 中央小(北校舎西棟解体・外構整備) 上尾小(屋内運動場耐震補強) 上平小(トイレ改修) 太平中・大石中・上平中・西中・大石南中・瓦葺中・南中(屋内運動場耐震補強) 大石中・西中・大谷中(トイレ改修) 瓦葺小(北校舎屋上防水改修) 今泉小(受水槽改修) 南中(校舎屋上防水改修) 原市中(受水槽改修) 上尾中(仮設校舎賃借)
26	瓦葺小(公共下水道接続工事) 今泉小(屋上防水改修工事) 大石南中(受水槽等改修工事) 西中(プール改修工事) 上尾中改築事業((旧)南校舎解体工事・南校舎改築工事・プール・格技場改築工事) 小学校特別支援学級設置工事(大谷小・大石小・富士見小・鴨川小・芝川小・瓦葺小・東町小)
27	上尾中改築事業(南校舎改築工事・屋内運動場改築工事・北校舎(東棟・西棟)大規模改造工事・太陽光発電 設備工 事・校舎解体及び外構グランド等整備工事) 小学校特別支援学級設置工事(平方小・尾山台小・原市南小・西小・平方北小・上平北小) 中学校特別支援学級設置工事(太平中)
28	芝川小(通級指導教室設置工事)
29	太平中(北校舎外壁改修工事) 西中(渡り廊下棟耐震補強工事)
30	原市小・大石北小(受水槽改修工事) 西中(南校舎外壁・屋上防水改修工事)
R元	原市小(体育館屋上防水改修工事) 東中(武道場屋根防水改修工事・受水槽改修工事) 瓦葺中(受水槽改修工事) 上平中(武道場屋根防水改修工事) 大石中(体育館屋根防水改修工事)
2	上平小(南校舎屋上防水改修工事) 東町小(体育館屋根防水改修工事)
3	東小・西小(受水槽改修工事) 大谷小(北校舎外壁改修工事) 体育館空調設備設置工事(上尾小・大谷小・平方小・大石小・東小・芝川小・今泉小・大石北小・上平北小・上尾中・太 平中・大石中・原市中・東中・瓦葺中・大谷中)

図表 2-32 大規模改修や耐震補強工事等の実績







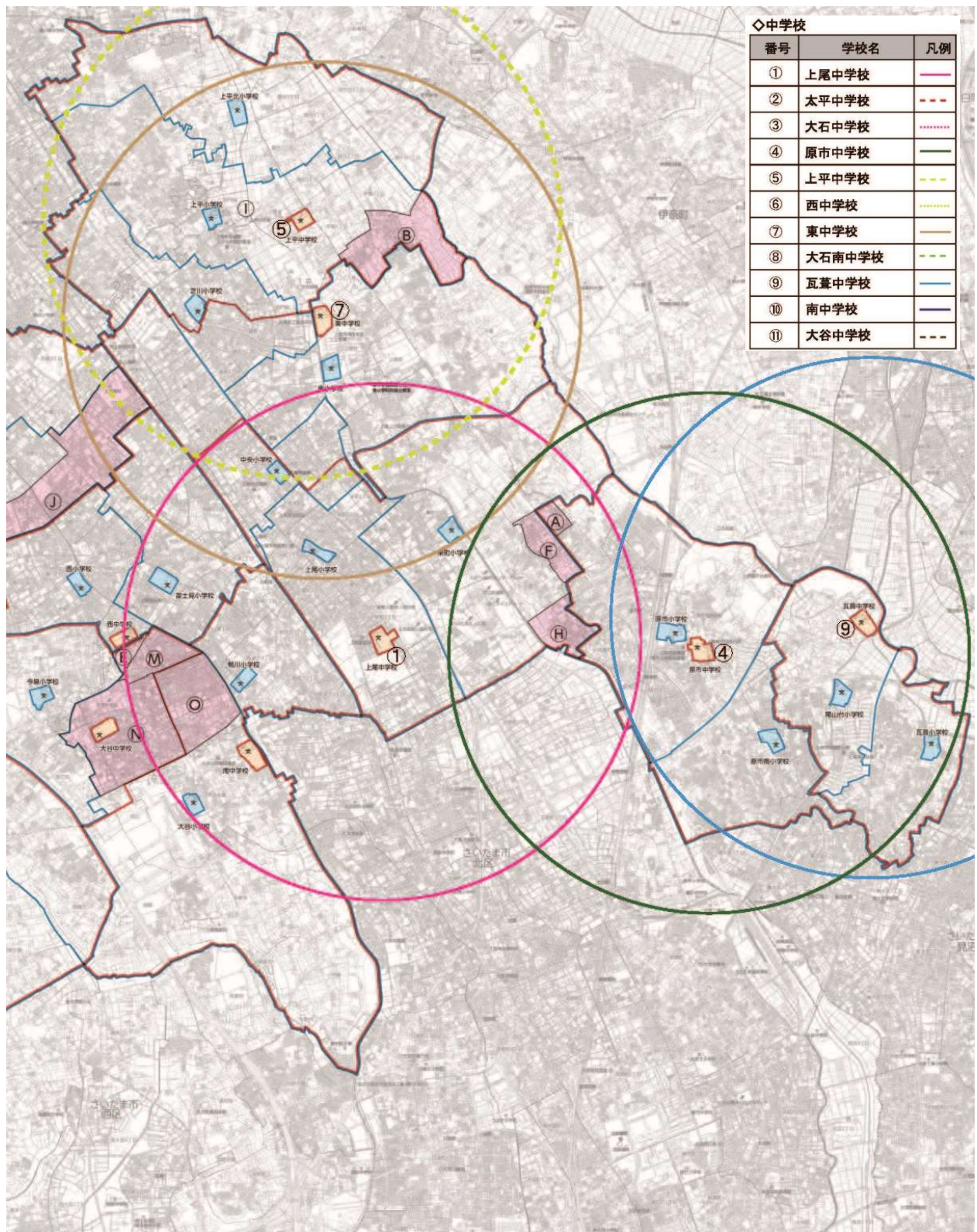


図表 2-34 東側小学校の配置図（半径 1.5km 圏内）









図表 2-36 東側中学校の配置図（半径 2km 圏内）

## (5) 教員配置等の状況

- ・教職員配置においては、「埼玉縣市町村立小・中学校教職員配当基準表」により、小・中学校の学級数に応じて、校長・教員、養護教諭、事務職員が埼玉県から配当されています。

埼玉縣市町村立小・中学校教職員配当基準表 (令和4年度)

小 学 校				中 学 校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員 (特別支援 学級を除く)	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2
26	31	1	1	26	41	1	2
27	32	1	2	27	42	1	2
28	33	1	2	28	43	1	2
29	34	1	2	29	45	1	2
30	35	1	2	30	47	1	2
31	36	1	2	31	48	1	2
32	37	1	2	32	50	1	2
33	38	1	2	33	51	1	2
34	39	1	2	34	52	1	2
35	40	1	2	35	54	1	2
36	42	1	2	特別支援 学級数	教 員		
37	43	1	2				
38	44	1	2	1	1		
39	45	1	2	2	3		
40	47	1	2	3	4		
41	48	1	2	4	6		
42	49	1	2	5	7		
43	50	1	2	6	9		

養護教員については、小学校が児童数851人以上の場合、中学校が生徒数801人以上の場合、複数配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

図表 2-37 埼玉縣市町村立小・中学校教職員配当基準表 (令和4年度)

## ① 教員数の状況

### 1) 小学校

- ・小学校の教員数は、尾山台小学校及び平方北小学校の 15 人が最少、大石小学校の 43 人が最多となっており、学級数が多い小学校ほど教員が多く配置されています。

学校名	教員数	学級数(※)	学校名	教員数	学級数(※)
上尾小学校	26	18	平方東小学校	19	13
中央小学校	27	20	原市南小学校	25	18
大谷小学校	33	23	鴨川小学校	24	17
平方小学校	19	13	芝川小学校	29	19
大石小学校	43	30	瓦葺小学校	22	16
原市小学校	26	20	今泉小学校	24	18
上平小学校	25	18	西小学校	26	17
富士見小学校	29	21	東町小学校	34	24
尾山台小学校	15	8	平方北小学校	15	8
東小学校 (向原分教室含む)	42	30	大石北小学校	35	25
大石南小学校	19	12	上平北小学校	17	11

※特別支援学級を含む

図表 2-38 小学校 教員数 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

### 2) 中学校

- ・中学校の教員数は、大石南中学校の 19 人が最少（東中学校向原分校を除く）、大石中学校の 47 人が最多となっており、学級数が多い中学校ほど教員が多く配置されています。

学校名	教員数	学級数(※)	学校名	教員数	学級数(※)
上尾中学校	46	24	東中学校	36	19
太平中学校	25	11	東中学校向原分校	11	6
大石中学校	47	26	大石南中学校	19	8
原市中学校	32	18	瓦葺中学校	22	11
上平中学校	32	17	南中学校	26	14
西中学校	31	17	大谷中学校	24	12

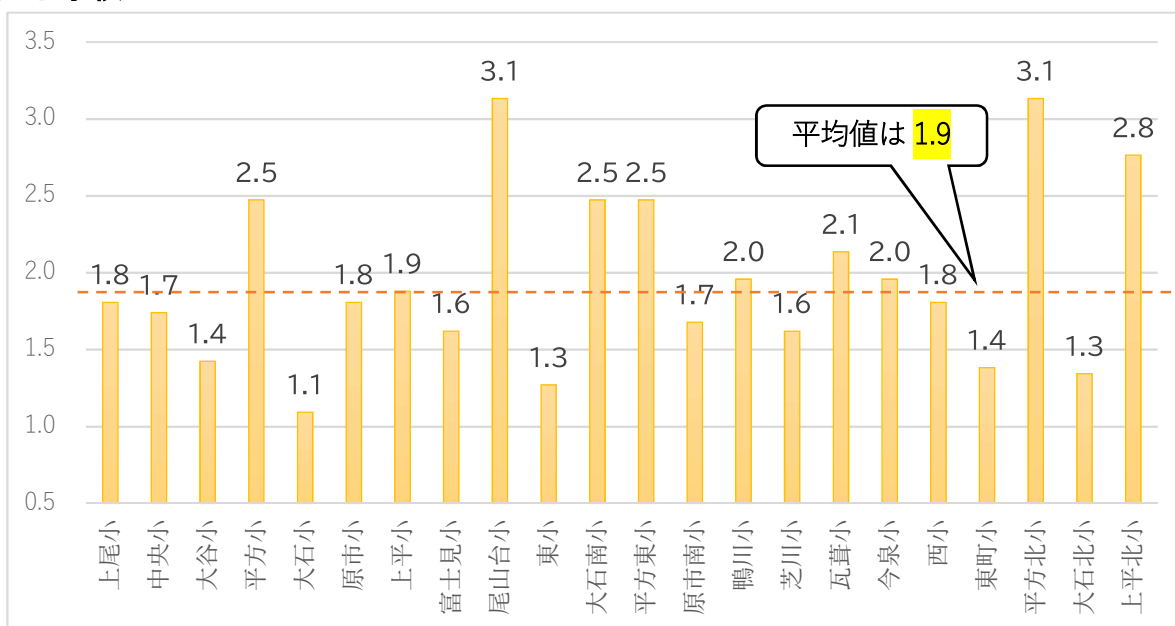
※特別支援学級を含む

図表 2-39 中学校 教員数 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

## ② 教員 1 人当たりの校務分掌における主任等の担当数

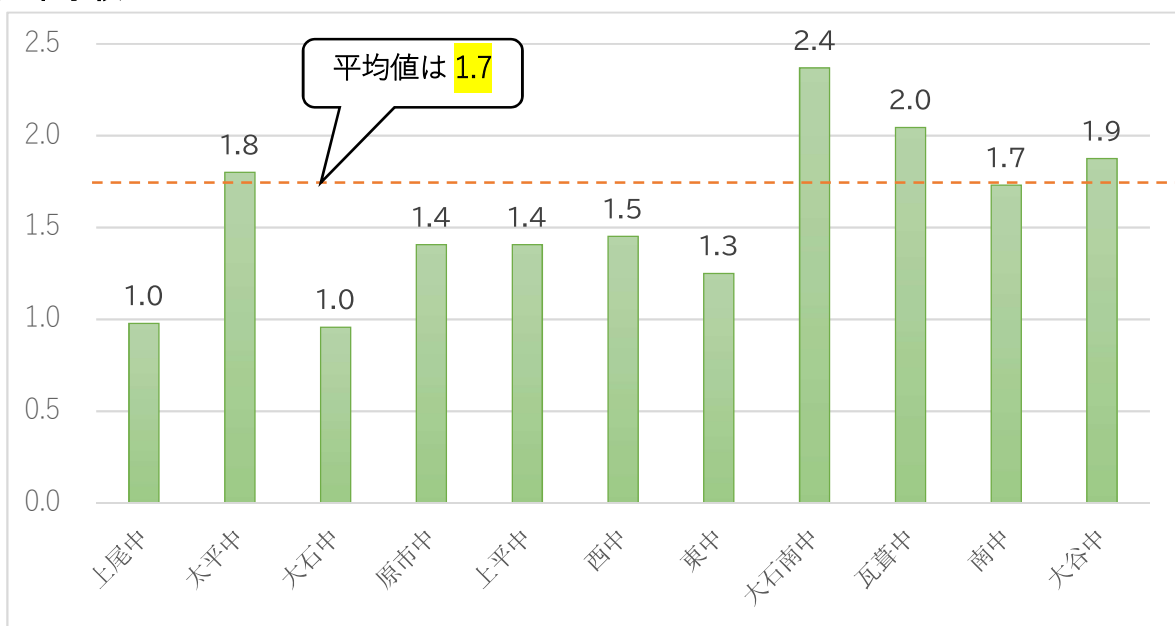
- ・各学校における校務分掌の数は、学校によって多少の違いはあるものの、教員配置が少ない小規模な学校と教員配置が多い大規模な学校で、教員 1 人当たりの校務分掌における主任等の担当数に偏りが生じています。
- ・尾山台小学校、平方北小学校、上平北小学校では、小学校の平均値を大きく上回っており、大谷小学校、大石小学校、東小学校、東町小学校、大石北小学校では、小学校の平均値を大きく下回っています。
- ・大石南中学校では、中学校の平均値を大きく上回っており、上尾中学校、大石中学校では、中学校の平均値を大きく下回っています。

### 1) 小学校



図表 2-40 小学校教員 1 人当たりの校務分掌における主任等の担当数

### 2) 中学校



図表 2-41 中学校教員 1 人当たりの校務分掌における主任等の担当数



## Topic 校務分掌

### < 校務分掌とは・・・ >

- ・学校を運営するために教員が分担して行う仕事である。
- ・学校行事の運営や外部団体との調整など、多種多様な業務を分掌ごとに担当する。

学校教育目標の具現化を図るために、校長の学校経営方針の下、学校運営を円滑に進めていくには、校務分掌の組織や学校が必要とする委員会等を整える必要があります。

校務分掌は、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」(学校教育法第37条4項)に規定される校長の校務掌理権に基づいて校長が編制し、所属職員に分掌させるものです。

また、「学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする」(学校教育法施行規則第43条)を受け、公立小中学校管理規則に規定され、「毎年度初めに、職員の校務分掌を決め、教育委員会に報告しなければならない」としています。

### < 校務分掌の例 >

◎毎年度当初、上尾市教育委員会では、各学校の校務分掌・主任等について、報告を受けています。下記は、各学校から報告を受ける主任等の一覧となります。

○教務主任	○国語科主任	○特別支援教育主任
○研究・研修主任	○書写主任	○国際理解教育主任
○生徒指導主任	○社会科主任	○情報教育主任
○進路指導主事 (中学校のみ)	○算数/数学科主任	○環境教育主任
○保健主事	○理科主任	○ボランティア・福祉教育主任
○第1学年主任	○生活科主任 (小学校のみ)	○男女平等教育主任
○第2学年主任	○音楽科主任	○学校図書館教育主任
○第3学年主任	○図画工作科/美術科主任	○学校安全主任
○第4学年主任 (小学校のみ)	○家庭科/技術・家庭科主任	○給食主任
○第5学年主任 (小学校のみ)	○体育科/保健体育科主任	○学校における食育主任
○第6学年主任 (小学校のみ)	○道徳教育推進教師	○初任者指導教員
○特別支援学級主任	○道徳主任	○特別支援教育コーディネーター
○司書教諭	○外国語科/外国語活動主任	○学校ホームページ主任
	○総合的な学習の時間主任	○児童虐待対応・キーパーソン
	○特別活動主任	○学校応援団主任
	○キャリア教育主任	○学校ファーム主任
	○学校教育相談主任	○学校ファーム主任
	○人権教育主任	○小・中連携、一貫教育主任

◎学校によっては、上記以外の校務分掌を設定している学校もあります。



### **3. 学校教育を取り巻く環境**

## (1) 国における学校教育の動向

### ① GIGA スクール構想

- ・文部科学省は、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるため、「GIGA スクール構想」の実現を目指しています。
- ・令和時代における学校の「スタンダード」として、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進するとともに、令和2（2020）年度中に義務教育段階の全学年の児童生徒1人1台端末環境の整備を目指し、十分に活用できる環境の整備を図るため、全国で「GIGA スクール構想」の実現に向けた環境整備が進められました。
- ・個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するためには、学校教育の基盤的なツールとして、各学校段階において ICT は必要不可欠なものであり、「GIGA スクール構想」を実現し、これまでの実践と ICT とを最適に組み合わせることで、これからの学校教育を大きく変化させ、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが期待されています。

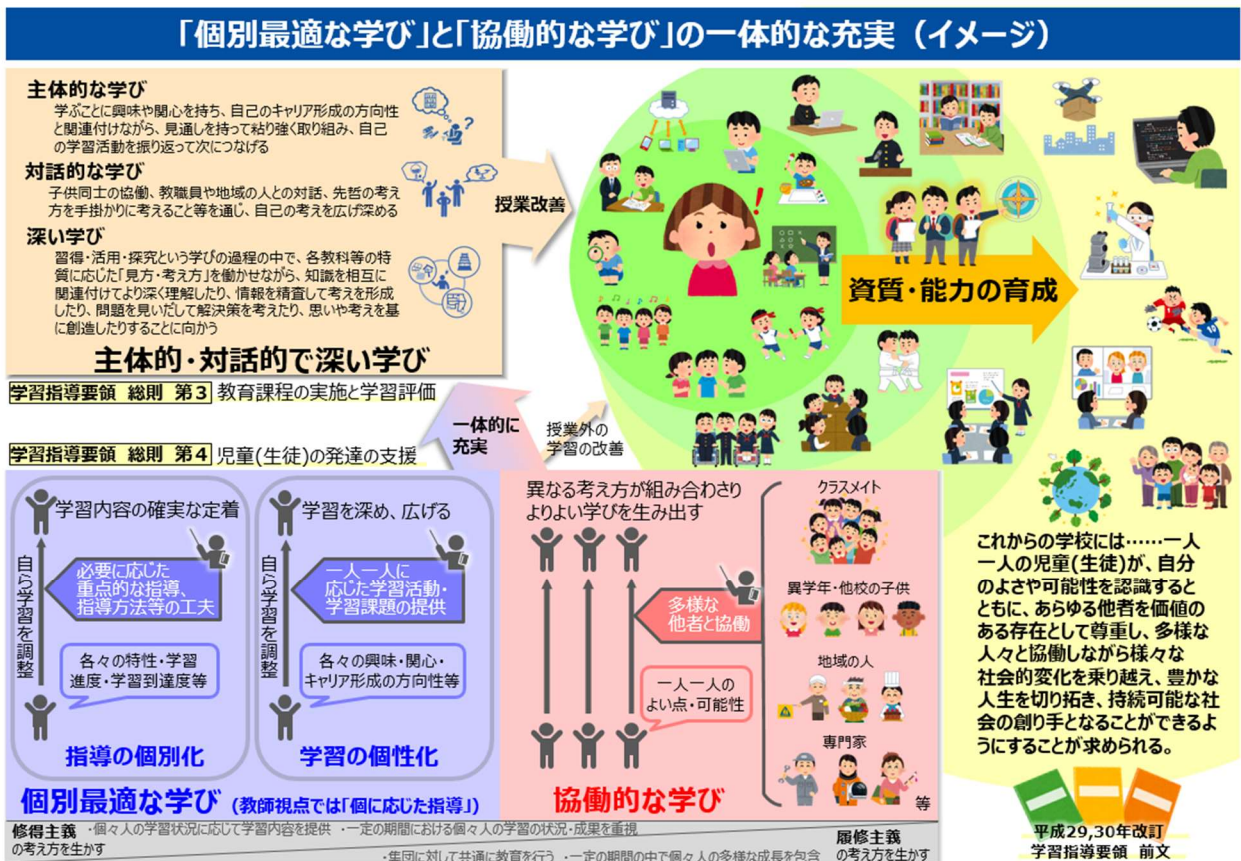


(出典) 文部科学省

② 令和の日本型学校教育の構築を目指して（中央教育審議会答申）

- ・令和3（2021）年1月に中央教育審議会では、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）」を公表し、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿を提示しました。
- ・「令和の日本型学校教育」の姿では、「GIGA スクール構想」の実現により、学校のICT環境が整備され、1人1台端末環境のもと、全ての子供たちの可能性を引き出す、「個別最適な学び（※1）」と「協働的な学び（※2）」の一体的な充実が図られ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることが期待されています。

- ※1 「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念。「指導の個別化」とは、必要に応じた重点的な指導や一人一人に応じた指導方法等の工夫を行うこと。「学習の個性化」とは、一人一人に応じた学習活動や学習課題を提供すること。
- ※2 探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士であるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、必要な資質・能力を育成すること。一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出す。



（出典）文部科学省



### ③ 35 人学級の実施

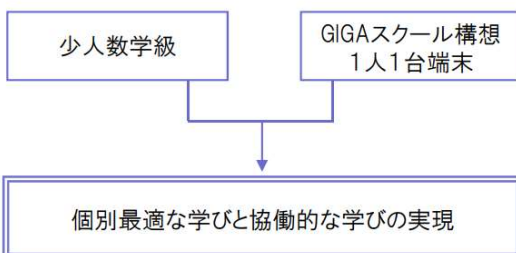
- ・ Society5.0 時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況を踏まえ、誰一人取り残すことなく全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げることを目的とした「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が令和3（2021）年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。
- ・ 本法律の施行に伴い、小学校の学級編制の標準を令和3（2021）年度から5年間かけて計画的に40人（小学校第1学年は35人）から35人に引き下げ、少人数学級の実現を図っていくこととなっています。

#### 1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

##### 【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】

##### 【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

#### 【学級編制の標準の引下げに係る計画】

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

（出典）文部科学省

## Topic ... 1学級あたりの人数

1学級あたりの人数は、各学年の児童生徒数と学級編制の上限人数により決まります。

令和4(2022)年では、小・中学校設置基準において、小学校第1学年から第3学年は35人、小学校第4学年から第6学年及び中学校全学年は40人が、1学級の児童生徒数の上限人数となっています。

従って、児童生徒数の違いにより、1学級あたりの人数が異なります。

#### （例1）

A校 小学校第1学年の児童数が35人 → 1学級[35人] = 1学級あたり35人となる。

B校 小学校第1学年の児童数が36人 → 2学級[18人・18人] = 1学級あたり18人となる。

#### （例2）

A校 小学校第1学年の児童数が70人 → 2学級[35人・35人] = 1学級あたり35人となる。

B校 小学校第1学年の児童数が71人 → 3学級[24人・24人・23人] = 1学級あたり23～24人となる。

#### ④ 学校における働き方改革の推進

- ・平成 31 (2019) 年 1 月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申があり、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての具体的な提言がされています。
- ・この答申を受け、文部科学省では、学校における働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、平成 31 (2019) 年 1 月に「学校における働き方改革推進本部」を設置し、学校における働き方改革に関する工程表の作成や工程表に基づく各種取組の推進、取組状況の進捗管理を行っています。

### 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (答申)【概要】 (平成31年1月25日中央教育審議会)

#### 第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積は **Society 5.0** においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、**学校における働き方改革が急務**。
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務もよしとする’という働き方の中で、**教師が疲弊**していくのであれば、それは‘**子供のためにはならない**’。**学校における働き方改革の目的**は、教師のこれまでの**働き方を見直し**、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、**自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること**。
- **志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならない**ものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、**地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化**により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

#### 第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

- 教員勤務実態調査 (平成28年度) においても、小・中学校教師の勤務時間は、10年前の調査と比較しても増加。主な要因は、**①若手教師の増加**、**②総授業時間数の増加**、**③中学校における部活動指導時間の増加**。
- 働き方改革の実現には、文部科学省・教育委員会・管理職等がそれぞれの権限と責任を果たすことが不可欠。特に、文部科学省には、**学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての機能**を前面に立って果たすことが求められる。

※特別支援学校・高等学校については、学校間の多様性などの特徴を踏まえた支援を行うことが重要。

※私立学校・国立学校については、固有の存在意義や位置付け、適用される法制の違いなどに配慮した支援が重要。

以下の施策の  
一体的な推進が必要

#### 第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

- **勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン**
  - ・勤務時間管理は、労働法制上、**校長や服務監督権者である教育委員会等**に求められる責務。さらに今般の労働安全衛生法の改正により**その責務が改めて法令上明確化**。
  - ・学校現場においては、まず**勤務時間管理の徹底が必要**。その際、ICTやタイムカードなどにより**客観的に把握すること**。
  - ・文部科学省の作成した**上限ガイドライン (月45時間、年360時間等)**の**実効性を高める**ことが重要であり、文部科学省は、その**根拠を法令上規定する**などの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるように取り組むべき。

1

(出典) 文部科学省

#### ⑤ 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

- ・文部科学省は、令和 3 (2021) 年 1 月に有識者会議を設置し、令和の日本型学校教育の実現や GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末、小学校における 35 人学級の計画的整備やポストコロナを見据えた「ニューノーマル」が求められる状況等を背景として、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」を検討し、令和 4 (2022) 年 3 月に最終報告書を公表しました。
- ・新しい時代の学びを実現する学校施設の姿 (ビジョン) は、「Schools for the Future ~『未来思考』で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する~」が示され、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」として、5 つの姿の方向性が示されました。



# 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告【概要】

1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、新しい時代の学校施設の在り方を議論

## 第1章 新しい時代の学びの姿

### (1) 社会情勢の変化

⇒社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来  
⇒新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

### (2) 「令和の日本型学校教育」の姿

⇒中央教育審議会において、新しい時代の初等中等教育の在り方を検討  
⇒教育再生実行会議において、ポストコロナ期における新たな学びの在り方を検討

学校のICT環境が整備され、1人1台端末環境のもと、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

### (3) 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

- ・新学習指導要領の着実な実施
- ・9年間を見通した義務教育の在り方
- ・学校における働き方改革の推進
- ・地域社会や関係機関等との連携・協働
- ・GIGAスクール構想、ICTの活用
- ・多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応
- ・少人数による指導体制の整備

## 第2章 学校施設の課題

### (1) 新しい時代の学びへの対応の必要性

●**ポストコロナ時代における学校施設という実空間の役割**  
⇒児童生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、社会性・人間性を育む社会的機能を有するなどの学校の持つ役割・在り方を再認識  
⇒ポストコロナ時代において、子供たちがともに集い、学び、遊び、生活する学校施設という実空間の価値を捉え直す必要

### ●**学びのスタイルの変容への対応**

⇒ICTの活用などにより、学級単位で一つの空間で一斉に黒板を向いて授業を受けるスタイルだけでなく、学びのスタイルが多様に容れていく可能性が拡大  
⇒空間・時間を超えて、様々な学習リソースに非同期にアクセスして学ぶことができるなど「非同期・分散した学びのスタイル」が広がり、これまでの「同期・集合した学びのスタイル」と往還する場面が展開されていく可能性も拡大

### (2)～(4) 学校施設等における現状と課題

・これまでの学校施設の計画、教室面積、多目的スペース、空調設備の整備状況等  
・防災・減災、国土強靱化、耐震対策、老朽化した施設の実態、維持管理等  
・国・地方の財政状況、適正規模・適正配置等の実態、複合化・集約化の状況等

## 第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

### Schools for the Future

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

#### 「未来思考」の視点

- ① 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、**学校施設全体を学びの場として捉え直す**。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- ② 教室環境について、**単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）**をもつ。
- ③ 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、**画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）**をもつ。
- ④ どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、**関係者が、新しい時代の学びづくりのビジョン・目標を共有する**。

## 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）



### 【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

#### 学び

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、**柔軟で創造的な学習空間を実現**

⇒1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備  
⇒個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備  
⇒教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場（ラウンジ）、映像編集空間（スタジオ）の整備

（教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例）



1人1台端末環境等に対応したゆとりある教室の整備



多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応



ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

#### 生活

新しい生活様式を踏まえ、**健やかな学習・生活空間を実現**

⇒居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）  
⇒空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

#### 共創

地域や社会と連携・協働し、**ともに創造する共創空間を実現**

⇒地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出  
⇒地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等

### 【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

#### 安全

子供たちの生命を守り抜く、**安全・安心な教育環境を実現**

⇒老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保  
⇒避難所として自家発電・情報通信設備、ハリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

#### 環境

脱炭素社会の実現に貢献する、**持続可能な教育環境を実現**

⇒屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進  
⇒環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進

（引用：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告）

## (2) 市における学校教育の動向

### ① 第3期上尾市教育振興基本計画

・教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第3期教育振興基本計画（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）及び埼玉県教育振興基本計画（平成31（2019）年度～令和5（2023）年度）を参酌し、本市の実情に応じた教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、「第3期上尾市教育振興基本計画（※）」を令和3（2021）年3月に決めました。



・本計画では、これまでの本市の教育を継承・発展させるよう基本理念として、「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」を掲げ、3つの基本方針「生きる力を育む」、「絆を育む」、「学ぶ喜びを育む」のもと、教育委員会をはじめ、学校や家庭、地域、多くの関係者の方々とともに「チーム上尾教育」として、子供たちの大きな夢を育み、それぞれの未来を創造していくための施策の目標や方向性などを示しています。

**夢を育み 未来を創る 上尾の教育**

**生きる力を育む**

先の見えない変化の激しい時代を生き抜くため、自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を価値ある存在として尊重し、知・徳・体の調和を図りつつ、公共の精神、感謝する心などを尊び、社会の一員として柔軟かつ確に对应できる、自ら学び、考える、生きる力を育むことが重要です。

**絆を育む**

人口減少や少子高齢化の進展、国や地域を超えて世界的な結びつきが強くなっていく時代を生き抜くために、学校や家庭、地域、行政はもとより、企業や大学、関係団体など社会全体が連携・協働して一体となって取り組むことが重要です。郷土への愛着と誇りを大切に、より良い社会をつくっていくためには、一人一人が、教育に対する関心を高め、主体的に教育に参画し、市民の絆を育むことが重要です。

**学ぶ喜びを育む**

学ぶことは、人々に楽しさや満足感、達成感などの喜びを与えてくれます。学ぶことによって得た喜びは、学び続けることへのきっかけとなり、人々の能力を向上させ、人生を豊かにします。また、一人一人が学んだことを社会に生かすことで、社会全体の発展につながります。全ての市民がいつでも、どこでも学ぶことができ、笑顔いっぱいの社会の実現を目指し、学ぶ喜びを育むことが重要です。

**【10の目標】**

- I 確かな学力の育成**  
創意工夫を生かして子供たちの確かな学力を育成します。
- II 豊かな心の育成**  
公共の精神、他者を思いやる気持ちや感謝する心など子供たちの豊かな心を育成します。いじめや不登校、非行・問題行動の防止などの課題に取り組みます。
- III 健やかな体の育成**  
健康の保持・増進や体力向上などにより、健やかな体を育成します。
- IV 自立する力の育成**  
社会や環境の変化に主体的に対応できる自立する力を育成します。
- V 多様なニーズに対応した教育の推進**  
障害のある子供の学習環境の整備を計画的に進めるとともに、「多様な学びの場」の充実を図るなど、障害のある子供への支援・指導の充実を図ります。
- VI 質の高い学校教育のための環境の充実**  
子供たちの教育環境を整備・充実するとともに、教職員の資質向上を図り、質の高い学校教育を推進します。  
また、子供たちを災害・犯罪から守るための安全対策を講じます。
- VII 家庭・地域の教育力の向上**  
社会全体で教育に取り組む気運を高め、コミュニティ・スクールや学校応援団など、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。
- VIII 生涯にわたる学びの推進**  
市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな暮らしを送ることのできる生涯学習社会の実現のために、すべての市民がどのような状況下でも、個人の望む学びを継続できるよう、市民の生涯学習活動に対し、様々な角度から支援を行う体制を整備していきます。
- IX 文化芸術の振興**  
多様な文化芸術活動を支援するとともに、貴重な文化財の保存・活用に取り組みます。
- X 健康で活気に満ちたスポーツ活動の推進**  
生涯にわたり心身ともに健康で活気に満ちた生活を営むため、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会と場の提供に取り組みます。

※ 本計画は「第6次上尾市総合計画」に示す上尾市の将来都市像「みんなで作る みんなが輝くまち あげお」を実現するための教育分野における計画であり、本市の教育関連計画においては、最上位に位置付けられ、令和3（2019）年度を初年度とする令和7（2025）年度までの5年間の計画となります。



## ② あげお学びのイノベーション（GIGAスクール構想）

- ・上尾市では、GIGAスクール構想の具現化を目指し、「教育実践×最先端のICT」で新たな学びを作り出す「あげお学びのイノベーション」を推進しています。
- ・市内小・中学校に在籍するおよそ全児童生徒用の約 16,000 台の ICT 端末（学習用パソコン）を配備するとともに、全小・中学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、各学校で ICT 端末を活用した授業を積極的に実施しています。
- ・また、電子黒板及び指導用デジタル教科書を小・中学校の全普通教室に整備しています。これは、埼玉県内 63 市町村で、上尾市を含め 2 市だけが実施していることです。
- ・上尾市教育委員会では、令和 4（2022）年度から、学校 ICT 支援員を各校に対し、1 週間に 1 度ずつ派遣し、各学校における ICT 端末等の活用を進めるための支援を行っています。また、令和 4（2022）年 7 月に「上尾市教職員専用 ICT サポートサイト」を開設するなど、教職員が、授業や校務において、ICT を効果的に活用するための支援の充実を図っています。
- ・現在、「ICT 端末の効果的な活用推進」と「情報モラル教育の充実」等を図るため、「学校 ICT 推進プロジェクト部会」を発足させるとともに、ICT 端末を活用した授業研究会や情報モラル教育研修会等を積極的に実施しています。



**令和4年度**

# あげお 学びのイノベーション

上尾市は、GIGAスクール構想により  
今までの教育実践×最先端のICTで  
新たな学びを創り出します！

**GIGAスクール構想とは**  
GIGAとは「Global and Innovation Gateway for All」の略で、Society5.0時代に生きる子供たちの未来を見据え、一人一台分のコンピュータ端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する取組です。令和元年12月に文部科学省から打ち出されました。

**上尾市小・中学校の充実したICT環境**

- 学習プラットフォーム: Google Workspace for Education Fundamentals
- まなびポケット
- 校内無線LAN・高速ネットワーク (各教室・特別教室・体育館)
- 大型モニタ
- 授業支援システム「school Takt」
- 文科省「MEXCBT」オンラインドリル
- school Takt
- Chromebook
- Windows 端末
- 指導者用デジタル教科書
- 充電保管庫 (各教室)
- ICT端末(学習用・教師用)
- 学校ICT支援員の学校派遣(週に1回)
- 遠隔学習用機器 (マイク付きカメラ各校11台)
- 児童生徒 1人1アカウント記付
- 家庭用買出 モバイルルーター
- Web会議システム等を活用し、同時双方向型の学習等に活用できます。

上尾市教育委員会

# あげお 学びのイノベーション 推進プラン

**活用する**

ステップ③ 目標⇨児童生徒自ら必要に応じて活用

- 児童生徒も教師も、必要な時に活用
- デジタル、アナログの自由な選択

**慣れる**

ステップ② 目標⇨1日に2～3回活用

- 発表や話し合い
- 意見整理
- 協働制作

「ICT端末の効果的な活用推進」と「情報モラル教育の充実」

- ★ICT端末を活用した授業研究会の実施
- ★情報モラル教育研修会の実施
- ★学校ICT支援員の派遣
- ★クラウド活用の促進

**触れる**

ステップ① 目標⇨1日に1～2回活用

- 記録を残す
- 調べる
- 学習内容の定着を図る

「従来の授業手段の代替的活用」

- ★情報教育推進者の育成
- ★ICT端末利用規定等の作成
- ★「AGE0・オンライン・トライアル」の実施

令和5年度  
令和4年度  
令和3年度

○学習用パソコン・充電保管庫・モバイルルーター・ネットワーク等の設置・整備に関すること  
上尾市教育委員会教育総務部教育総務課 775-9469  
○授業における活用に関すること  
上尾市教育委員会学校教育部指導課 775-9672

上尾市教育委員会

③ 世界にはばたく かがやキッズ 上尾市英語力向上プラン ～進んで英語を話せる上尾の子を育てる～

・「進んで英語を話せる上尾の子を育てる」ことを目指して、英語力向上プランを推進しています。

・小学校1・2年生からALT(※)を活用した英語活動、3・4年生では英語に慣れ親しむ外国語活動、小学校5年生からコミュニケーションの基礎を身に付ける外国語科の授業、中学校では、4技能をバランスよく育成するための外国語科の授業を通して、9年間を見通した英語教育を推進しています。

・上尾市では、文部科学省から「教育課程特例校」の指定を受け、令和2(2020)年4月から市内全小学校で、小学校1・2年生からALT(※)を活用した英語活動を実施しています。小学校1・2年生における英語教育の実施は、県内でも他市町村に先んじた上尾市独自の取組です。

・「進んで英語を話せる上尾の子」を育むことを目的に、上尾市教育委員会主催の「中学英語弁論大会」や、市内中学校におけるオーストラリア「ロッキャー高校とのオンライン交流」事業を、実施しています。

※ Assistant Language Teacher の略称で、外国語指導助手のこと。

### 9年間を見通した英語教育

**【英語活動・外国語活動・外国語科 年間授業時数】**

<b>小1年生 3 4時間</b> <b>小2年生 3 5時間</b>	<b>小3・4年生 3 5時間</b>	<b>小5・6年生 7 0時間</b>	<b>中1～3年生 1 4 0時間</b>
--	---------------------	---------------------	-----------------------

英語や外国の文化に触れ、慣れ親しむ活動を通して、コミュニケーションを図ることを楽しむ態度を育成

「聞くこと」「話すこと」の言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成

「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の言語活動を通して、コミュニケーションの基礎となる資質・能力を育成

4技能の言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成

小学校2校 ALT 25名配置  
外国語の全授業を担当とALTのチーム・ティーチングで実施

中学校1校 ALT 11名配置

#### 【小1～中3を見通したCAN-DOリスト】

各小中学校が、学習指導要領に基づき、児童・生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標「CAN-DOリスト」の形で具体的に設定することにより、指導方法や評価方法の工夫・改善を行う。

聞くこと	読むこと	話すこと (やりとり)	話すこと (発表)	書くこと	評価の観点
1年生修了時 2年生修了時	1年生修了時 2年生修了時	1年生修了時 2年生修了時	1年生修了時 2年生修了時	1年生修了時 2年生修了時	1年生修了時 2年生修了時
6年生修了時	6年生修了時	6年生修了時	6年生修了時	6年生修了時	6年生修了時
中学校卒業時	中学校卒業時	中学校卒業時	中学校卒業時	中学校卒業時	中学校卒業時

#### 【日常的に英語に慣れ親しむ環境づくり】

休み時間等に児童とALTが自由に会話をする時間を設定したり、英語活動・外国語活動・外国語科の時間以外の授業にALTが入り、児童が英語や外国の文化に触れる機会をつくらせる。



#### 【教育課程特例校】

上尾市では、文部科学省から教育課程特例校の指定を受け、令和2年4月から市内全小学校で、生活科の一部に代わって1年生年間34時間、2年生35時間の英語活動を実施。「英語活動」では、児童に「生きた英語」を学ぶ環境を整備すること、及び「話すこと」を中心としたコミュニケーションを図ることを楽しむ態度を育成。小学校1・2年生における英語教育は、県内でも他市町村に先んじた上尾市独自の取組である。

<p>1年生 1- (1) はじめまして 1時間目</p> <p>目標 表現 態度 語彙</p> <p>Hello Hi Goodbye See you.</p> <p>期間 児童の活動 児童の発話 指導者の活動 準備物</p> <p>5: ①あいさつ HRTとALTのやり取りを離かせることで、あいさつ等の基本的な表現に慣れさせていく。 ALT: Hello. How are you? HRT: I'm (fine). ALT: What's the date today? HRT: It's (April). ALT: What day is it today? HRT: It's (Monday). ALT: How's the weather? HRT: It's (sunny).</p> <p>10: ②ALTの自己紹介 ALTの顔の絵や好きなものなどについて、写真を見せながらゆっくりと簡単な英語で紹介する。HRTは、必要に応じて、補完説明をする。</p>	<p>ばんこくぐーむ</p> <p>なはな( )</p> 
--	--

(学習指導案例) (教材例)

**市教委主催事業**  
英語弁論大会



対象: 中学校1～3年生  
場所: 上尾市内

**ロッキャー高校との**  
オンライン交流



対象: 中学校1～3年生  
場所: 上尾市内

**教員研修**  
外国語指導力向上研修会



対象: 小学校全教員  
実施: 各小学校を会場に2回

**教員研修**  
外国語科研修会



対象: 小・中外国語担当教員  
実施: 小・中別に夏季休業中に1回



#### ④ 小中一貫を見通した教育（小中連携の取組）

- ・小学校及び中学校の9年間にわたる児童生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開するため、校種を超えた教職員・児童生徒の交流を図り、小学校及び中学校の9か年を見据えた教育課程の編成を目指しています。
- ・いわゆる「中1ギャップ」の解消や小学校から中学校への円滑な接続のため、中学校区における異校種間の連絡会や合同研修会などを定期的実施し、教職員同士の情報交換を通して、児童生徒に対する共通理解を図っています。
- ・また、各中学校区の教職員だけでなく、児童会や生徒会を中心とした児童生徒同士の交流も盛んに行われています。具体的には、小学校児童による中学校での「朝のあいさつ運動」や、中学校生徒による小学校での「清掃ボランティア活動」等の実施が挙げられます。
- ・各中学校区では、「中学校教員による小学校への出前授業」や小学校6年生の児童を対象とした「部活動見学」、中学校吹奏楽部の生徒による「小学校での演奏会」の実施等、積極的に小中連携の取組を推進しています。
- ・また、中学校区ごとに、学力向上や生徒指導の充実を図ること等を目指し、学習過程をそろえたり、生徒指導に係る重点事項を統一したりするなど、「小中一貫した教育」としての取組を積極的に推進しながら、小中連携の取組の深化が図られています。



## ⑤ コミュニティ・スクール

- ・上尾市では、市内全小・中学校を「コミュニティ・スクール」とし、各校の特色を生かした「地域とともにある学校」づくりを推進しています。各学校の学校運営協議会が中心となり、保護者や地域住民が参画しやすい学校にすることで、学校、家庭、地域の「協働」による子供たちの育成を目指しています。
- ・上尾市教育委員会では、市内全小・中学校の学校運営協議会委員を対象とした研修会を毎年実施しています。
- ・各学校では、「開かれた学校」から一步踏み込んだ「地域とともにある学校」を目指し、学校、家庭、地域が一体となって、子供を育てるという視点で、様々な教育活動を見直し、改善を図っています。学校運営協議会における熟議では、地域の資材・人材を生かした取組や郷土愛・地域の担い手を育む取組などについて、委員が積極的に意見を出しています。
- ・令和2（2020）年度には、上尾中学校が「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰を受賞しました。



### 上尾市では 全上尾市立小・中学校が コミュニティ・スクールです！

コミュニティ・スクールには、地域住民、保護者、教職員などから構成される「学校運営協議会」が設置されています。上尾市教育委員会では、各校に「学校運営協議会」を設置し、各校の特色を生かした「地域とともにある学校」づくりを推進していきます。 上尾市教育委員会

#### こんな魅力があります！

##### 学校

**【子供にとっての魅力】**

- 学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感、他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策により、安全・安心な生活が送れます。

**【教員にとっての魅力】**

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が展開できます。
- 子供と向き合う時間が確保できます。

##### 家庭

**【保護者にとっての魅力】**

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子供が育てられている安心感が強まります。
- 保護者同士、地域の人々との人間関係が構築されます。

##### 地域

**【地域にとっての魅力】**

- 経験を生かすことで、生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が地域のよりどころとなり、学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯、防災体制が構築されます。

#### コミュニティ・スクールのイメージ

**学校（コミュニティ・スクール）**

- 学校教育目標、学校経営計画に関すること
- 教育課程の編成に関すること
- 施設関係に関すること

**学校運営協議会の役割**

- 協議会の設置（1校に1協議会）
- 委員の任命（校務の機能による）
- 協議会の開催（毎月1回）
- 協議会の開催（毎月1回）

**【委員】**

- 上尾市特別職の職員となる、任期制
- 委員の人数は、12人以上とする。
- 会長、副会長は委員より選出する。
- 委員（任期）

**【会議】**

- 学校運営協議会等必要な会議を開催する。
- 定例会（毎月1回）
- 臨時会議（必要時）

**Q コミュニティ・スクールになって、何が変わったのですか？**

A 「開かれた学校」から一步踏み込んだ、「地域とともにある学校」を目指します。これまで家庭、地域が行ってくださった学校への「支援」は、「協働」となり、学校、家庭、地域が一体となって、子供を育てるという視点で、活動を見直します。そのため、保護者や地域住民が参画しやすい学校へと変わります。

**Q 学校運営協議会は何をするのですか？**

A 学校運営協議会ができると、学校応援等は活動の仕方が変わるのですか？

A 学校応援団、PTA、おやじの会等の組織は、今後も同様に活動してください。その際、学校運営協議会や各組織とのつながりを強めた活動をお願いします。

**Q 「熟議」とは、どういうことですか？**

A よりよい集団生活や人間関係を築くために、「協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動」を「話し合い」を重ねながら生み出そうというものです。多くの当事者（教員、保護者、地域住民等）が集まって、課題について学習・熟慮し、議論をすることにより、互いの立場や果たすべき役割への理解を深め、それぞれの役割に応じた解決策を生み出してください。

**上尾の子供たちを上尾のみなさんと育てていきましょう！！**  
御理解、御協力をよろしく願っています。

上尾市教育委員会学校教育部指導課 電話 048-775-9672

## **4. 市民等への意見聴取**

## (1) アンケート調査

本計画の見直しにあたり、「子供たちのための新しい学校づくりに関するアンケート調査」を下記のとおり実施しました。実施期間や実施方法、対象者別の送付件数、回答数、回答率は表のとおりとなります。

### ① 市民アンケート（郵送）

対象者	送付件数	回答数	回答率
18歳以上	3,000	1,049	35.0%
未就学児保護者	1,500	660	44.0%

○実施期間 令和4（2022）年7月1日（金）～20日（水）

○実施方法 郵送によるアンケート

### ② 学校アンケート（WEB）

対象者	対象件数	回答数	回答率
児童 (第5・6学年)	3,689	2,986	80.9%
生徒	5,662	4,152	73.3%
保護者	11,729 (※1)	10,299	87.8%
教員	1,013	646	63.8%

○実施期間 令和4（2022）年7月1日（金）～20日（水）【保護者】  
令和4（2022）年7月1日（金）～9月2日（金）【児童・生徒、教員】

○実施方法 WEBによるアンケート（※2，3）

※1 児童生徒の対象世帯数（さくら連絡網のシステム上、児童生徒に紐づいて送付のため、児童生徒数分を送付しているが1世帯1名のみを回答を依頼）

※2 児童・生徒及び教員は、ICT端末を活用したWEBアンケート

※3 保護者は、「さくら連絡網」のアンケート機能を活用したWEBアンケート



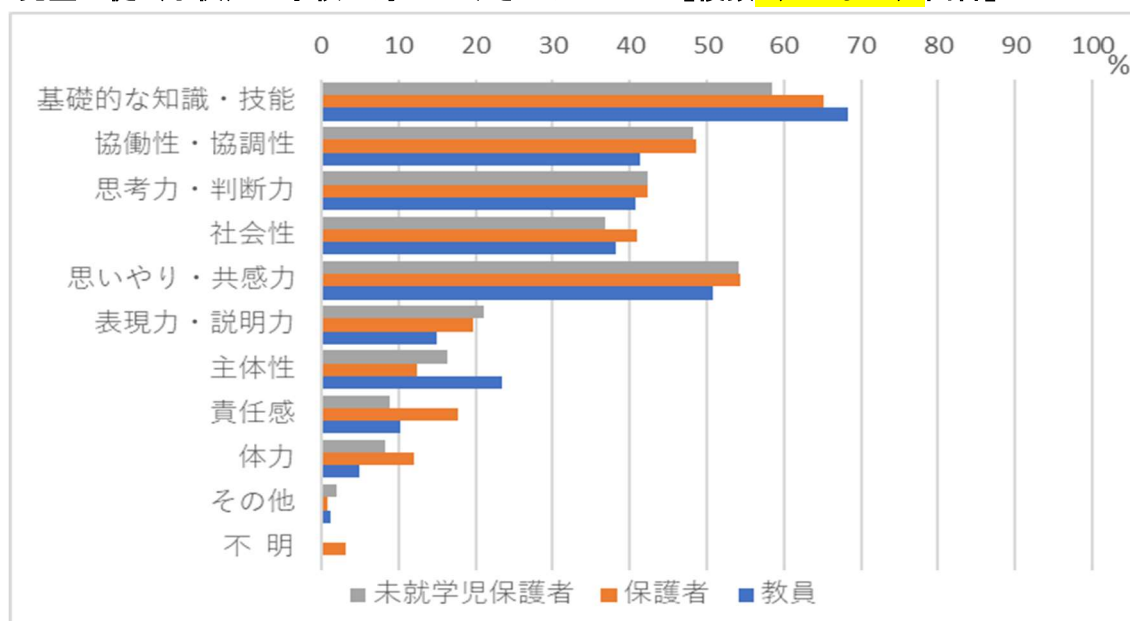
### ③ 調査結果

#### 1) 小・中学校の教育環境

小・中学校の教育環境については、未就学児保護者、保護者、教員の三者で回答に大きな傾向の差は見られませんでした。

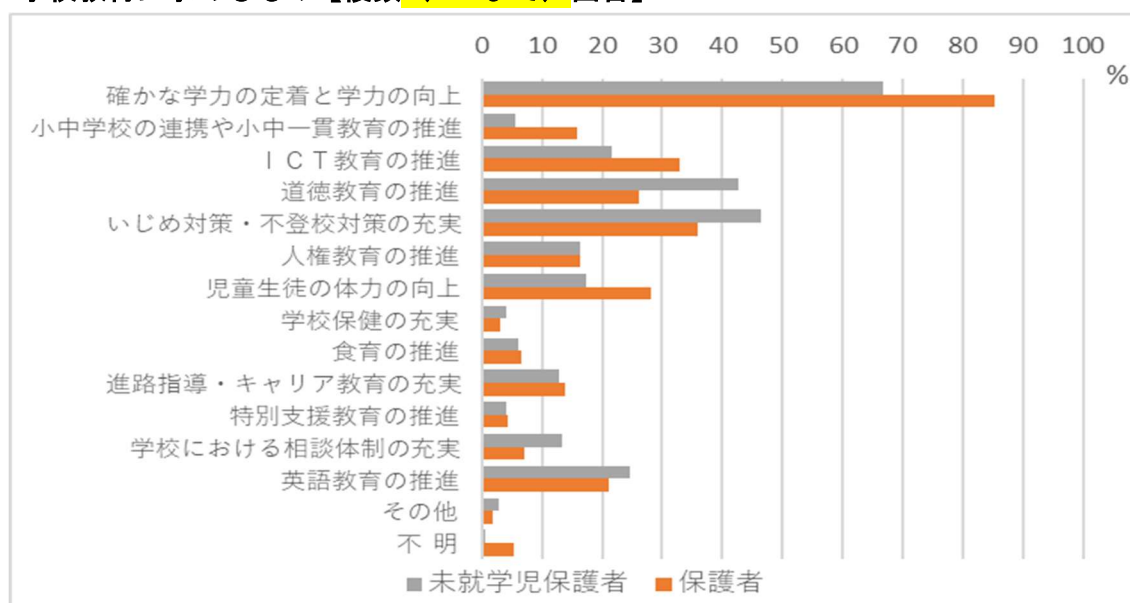
児童生徒に身に付けさせたいこととして、「基礎的な知識・技能」の他に、「思いやり・共感力」、「協働性・協調性」、「社会性」といった集団生活の中で育まれる人間性を重視していることがうかがえます。

#### ■ 児童生徒（子供）に学校で身につけさせたいこと【複数（3つまで）回答】



学校教育に関して求めることとしては、「確かな学力の定着と学力向上」、「いじめ対策・不登校対策の充実」の他に、「道徳教育の推進」、「ICT教育の推進」、「英語教育の推進」といった教育が求められていることがうかがえます。

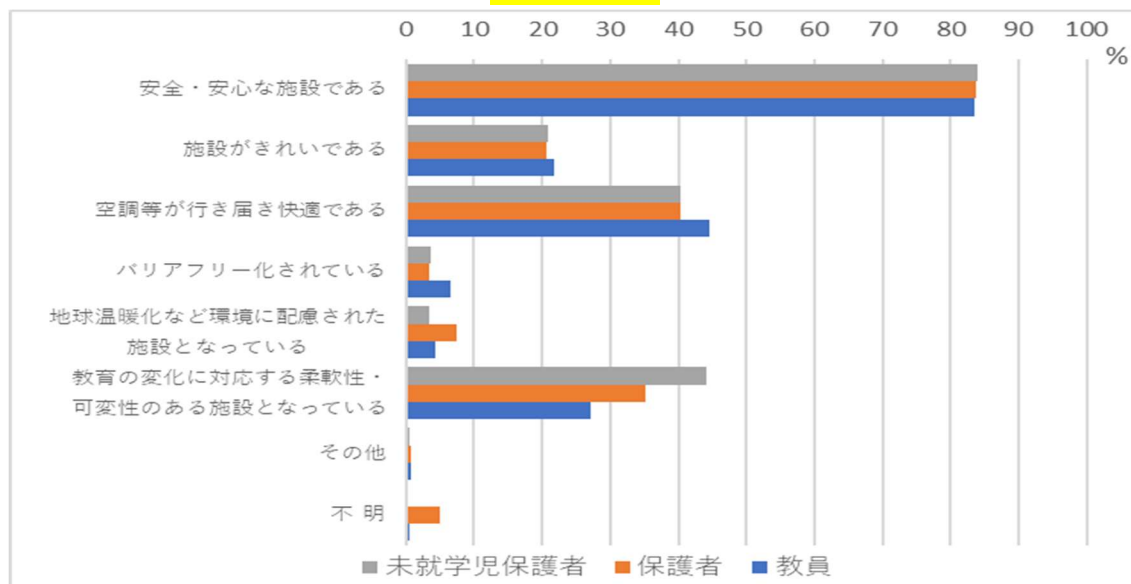
#### ■ 学校教育に求めるもの【複数（3つまで）回答】





学校施設に対して求めることとしては、「安全・安心な施設である」が最も多く、「空調等が行き届き快適である」、「教育の変化に対応する柔軟性・可変性のある施設となっている」も多く選択されていることから、ソフトだけでなくハード面においても安全性や快適性を確保しつつも変化に対応可能な施設が求められていることがうかがえます。

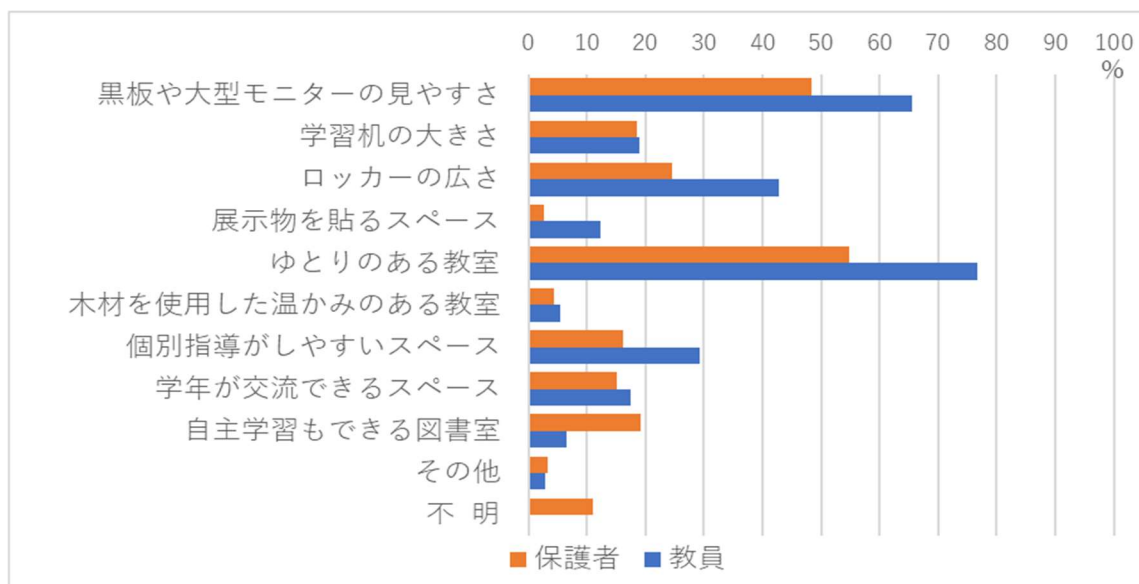
### ■ 学校施設について大事なこと【複数（2つまで）回答】

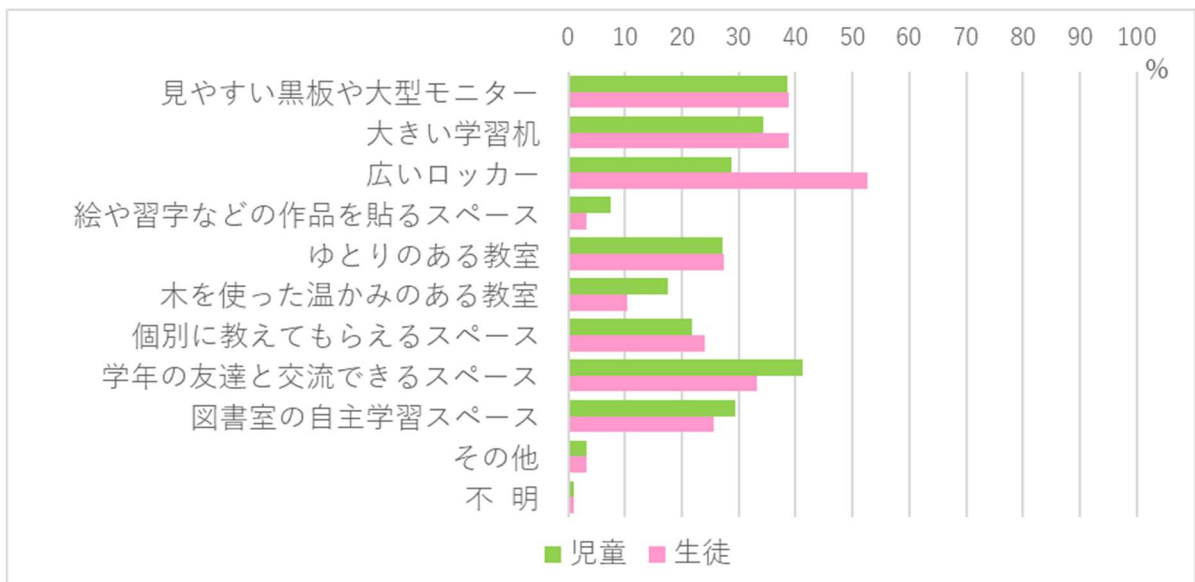


学校の教室に必要なこととしては、保護者と教員は、「ゆとりのある教室」が最も多く、「黒板や大型モニターの見やすさ」、「ロッカーの広さ」が多く選択されており、教室環境の改善が必要と考えていることがうかがえます。

また、児童は、「学年の友達と交流できるスペース」、生徒は、「広いロッカー」が最も多く、「見やすい黒板や大型モニター」、「大きい学習机」も多く選択されました。

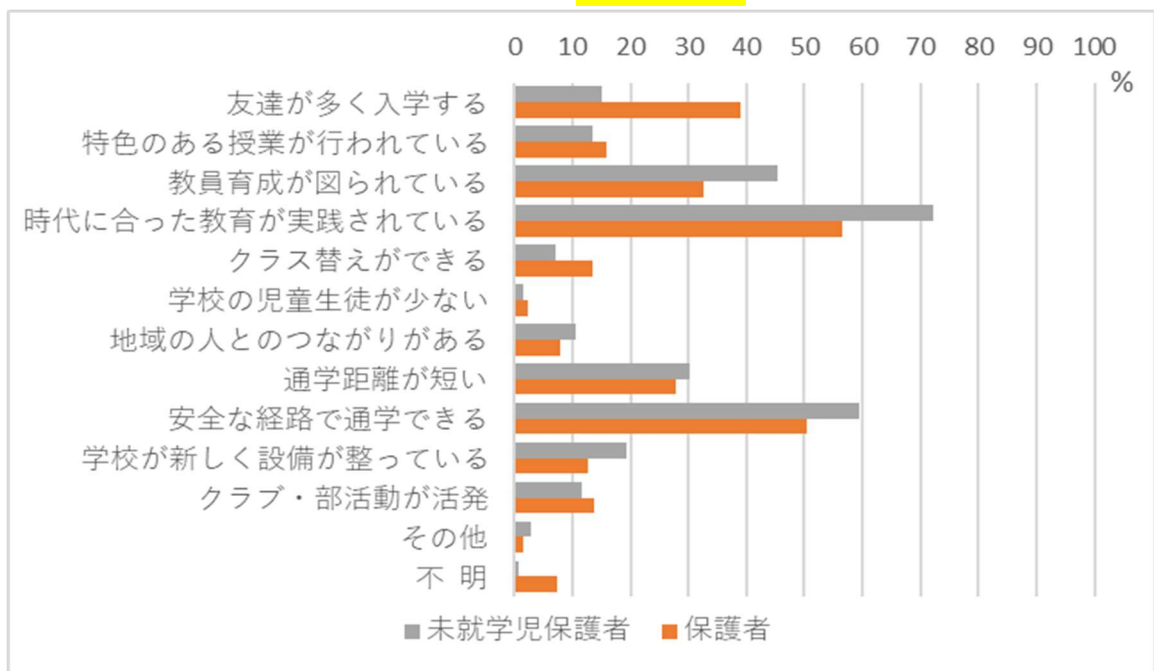
### ■ 学校の教室に必要なこと【複数（3つまで）回答】





学校の教育環境について重要なこととしては、「時代に合った教育が実践されている」の他に、「安全な経路で通学できる」、「教員育成が図られている」、「通学距離が短い」が多く選択されており、社会の変化に対応した教育や通学の安全確保が重要と考えていることがうかがえます。

■ 学校の教育環境について重要なこと【複数（3つまで）回答】

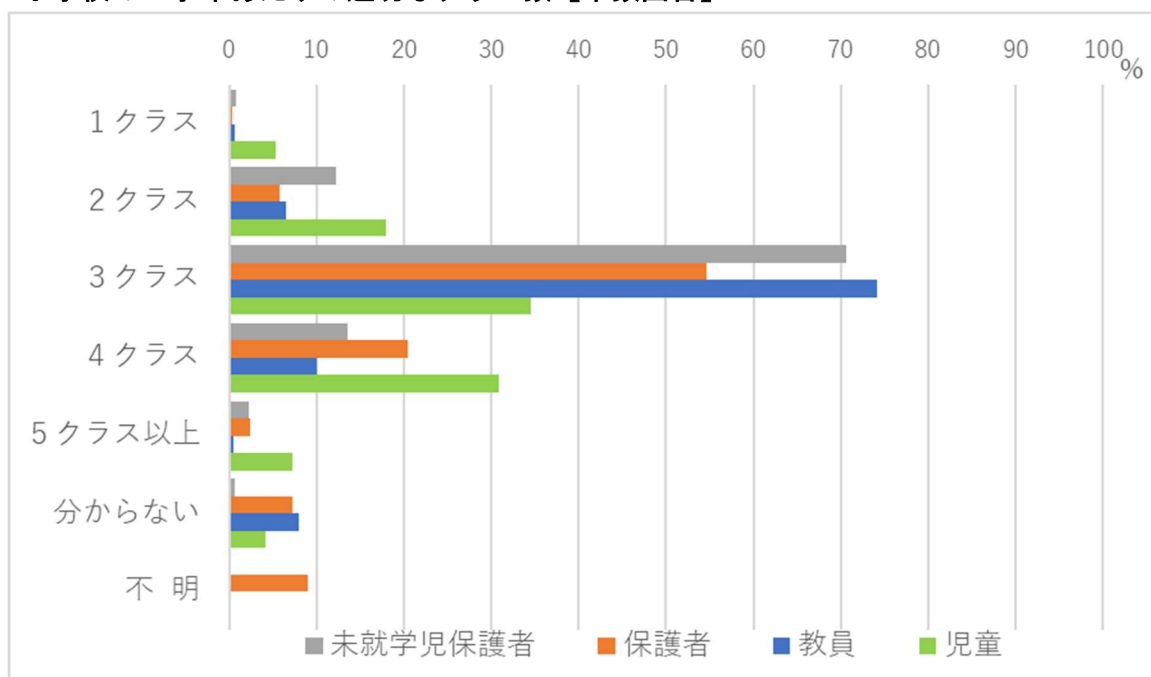


## 2) 小・中学校の学校の規模

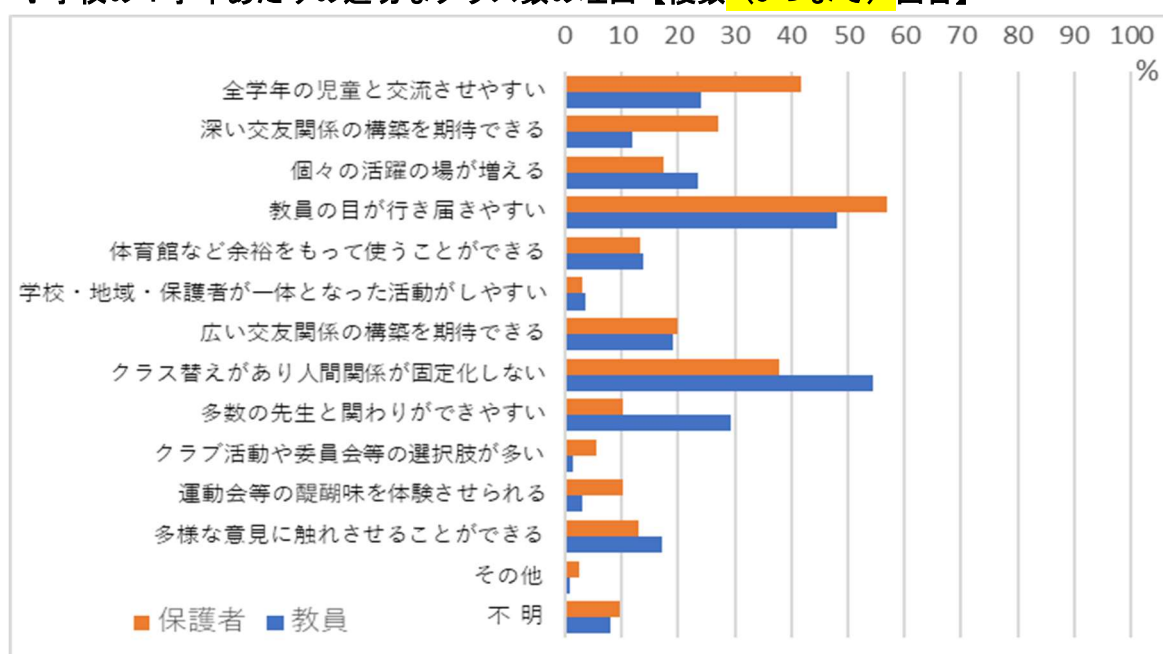
小・中学校の適切なクラス数は、小学校で「3クラス」、中学校で「4クラス」を教員が、「5クラス」を保護者、未就学児保護者、生徒が選択しています。

また、クラス数選択の理由より、小・中学校ともに学級数は「クラス替えがあり人間関係が固定化しない」「全学年の児童と交流させやすい」といった交流やクラス替えにより人間関係の固定化の回避できること、また「教員の目が行き届きやすい」規模であることが望ましいことがうかがえます。

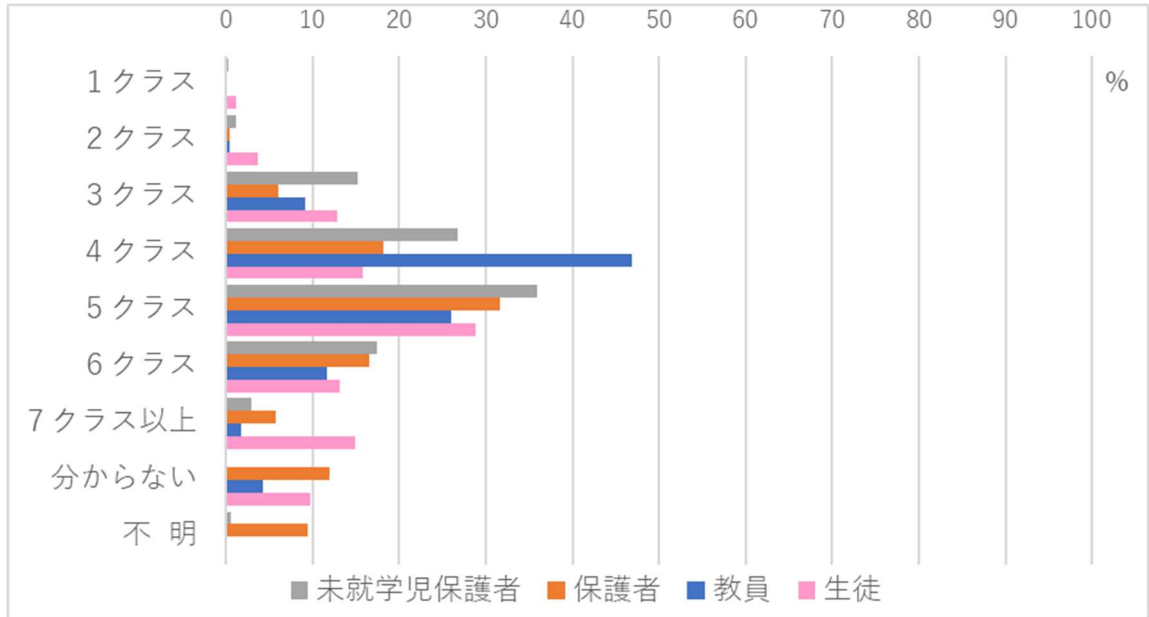
### ■ 小学校の1学年あたりの適切なクラス数【単数回答】



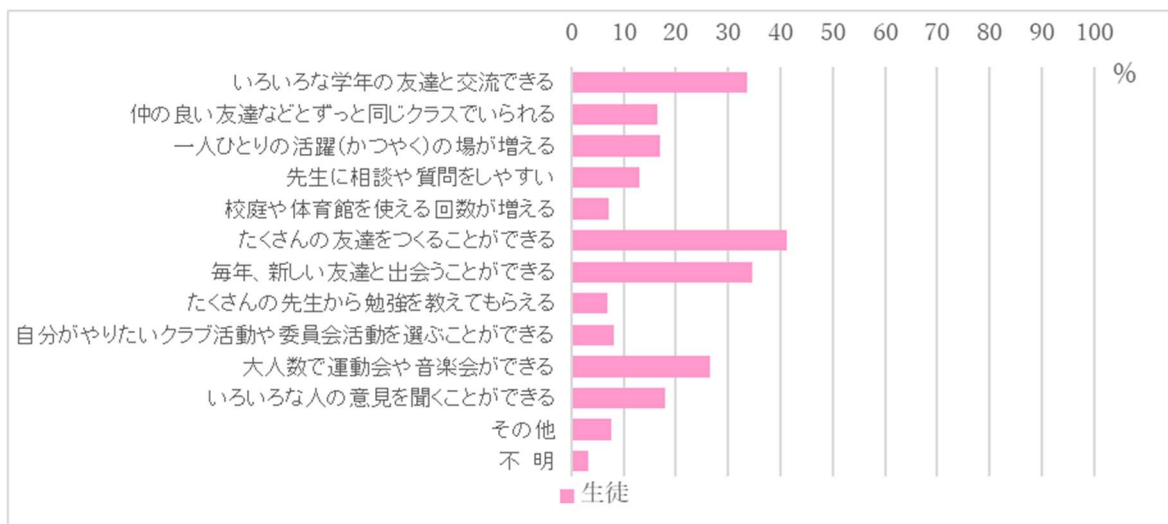
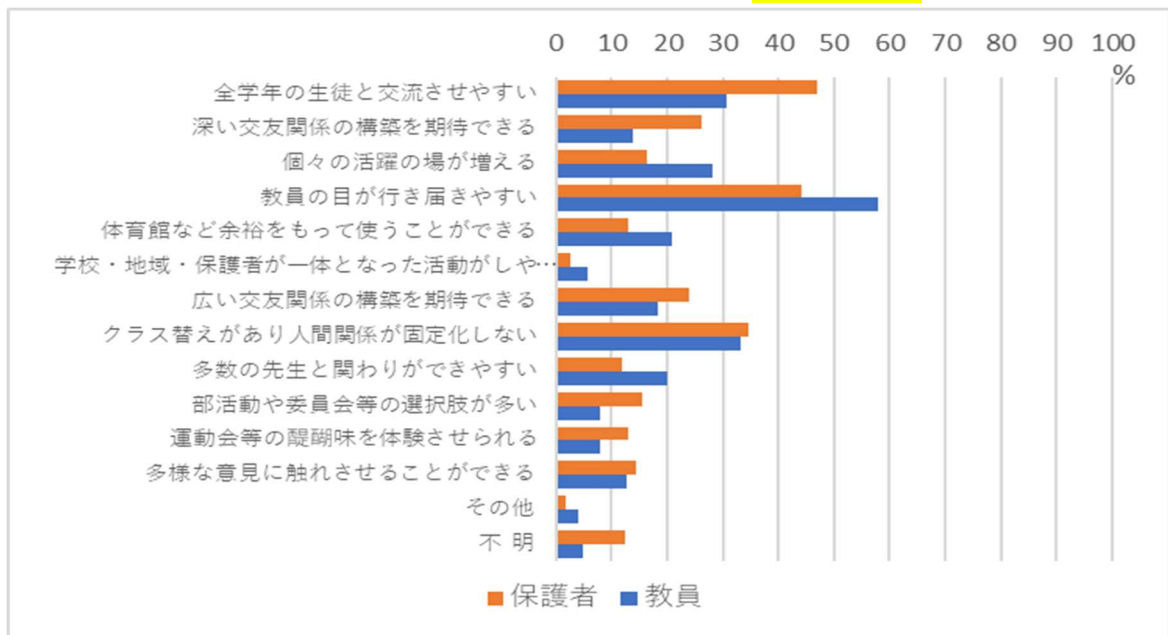
### ■ 小学校の1学年あたりの適切なクラス数の理由【複数(3つまで)回答】



## ■ 中学校の適切なクラス数【単数回答】



## ■ 中学校の1学年あたりの適切なクラス数の理由【複数(3つまで)回答】



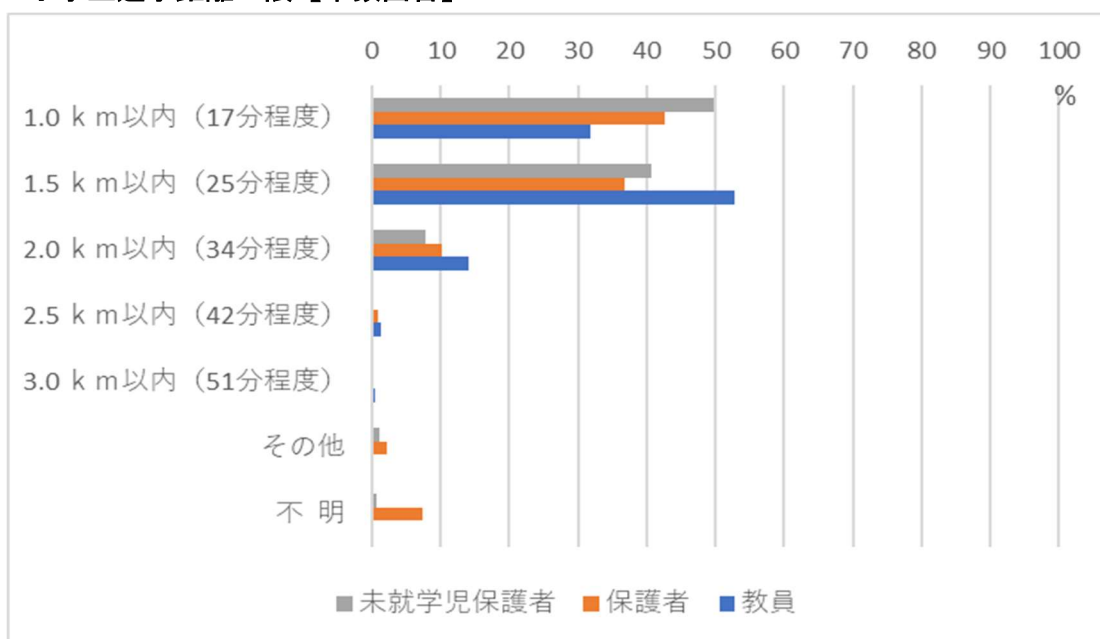
### 3) 通学距離

小学生の片道の通学距離の上限を見ると、「1.0km 以内（17分程度）」を保護者、未就学児保護者が、「1.5 k m以内（25分程度）」を教員が、中学生の片道の通学距離の上限は、「1.5km 以内（25分程度）」を保護者が、「2.0 k m以内（30分程度）」を教員、未就学児保護者が最も多く選択しています。

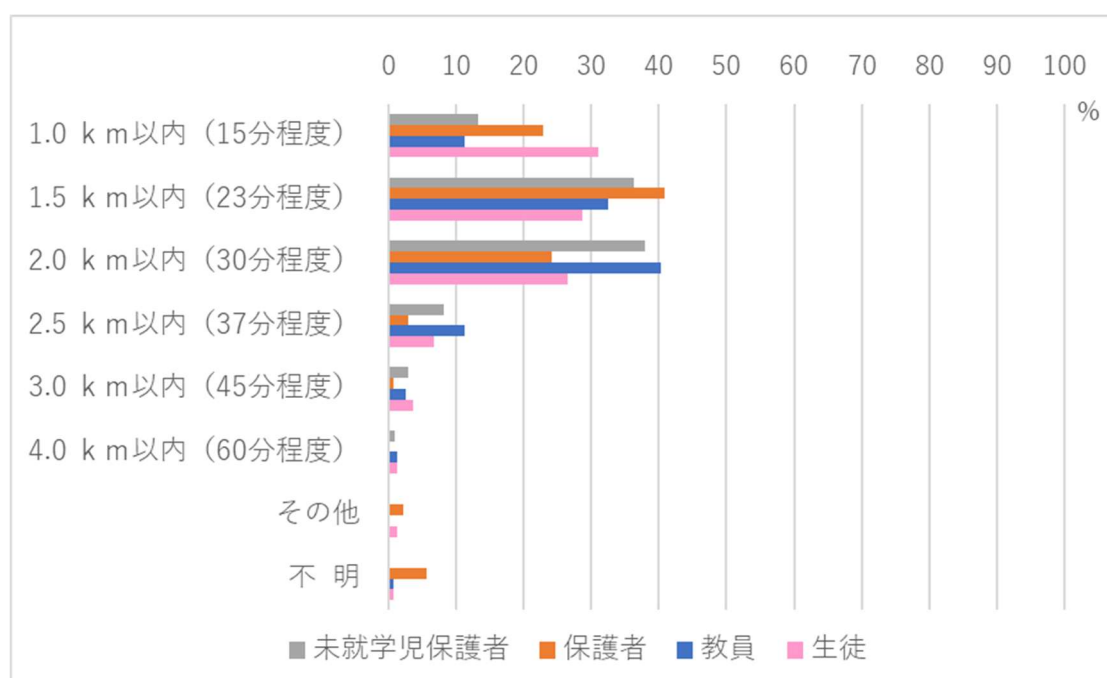
生徒は、「1.0km 以内（15分程度）」、「1.5km 以内（23分程度）」、「2.0 k m以内（30分程度）」を多く選択しています。

保護者や未就学児保護者の考える通学距離の上限は、教員の考える通学距離の上限より若干短いことがうかがえます。

#### ■ 小学生通学距離上限【単数回答】



#### ■ 中学生通学距離上限【単数回答】



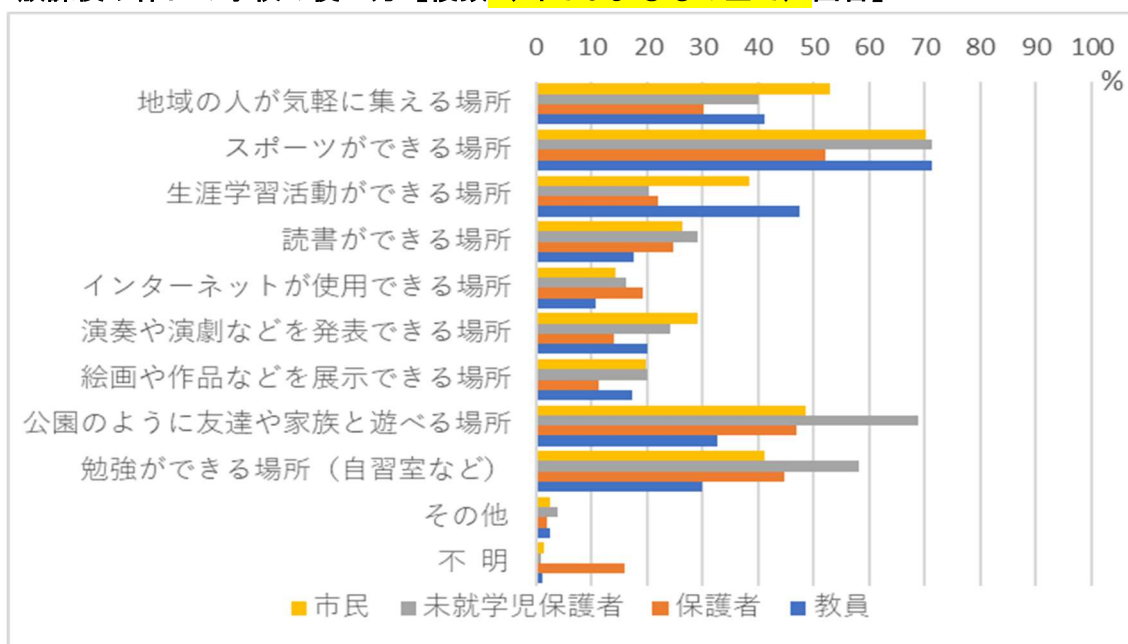


#### 4) 新しい学校づくり

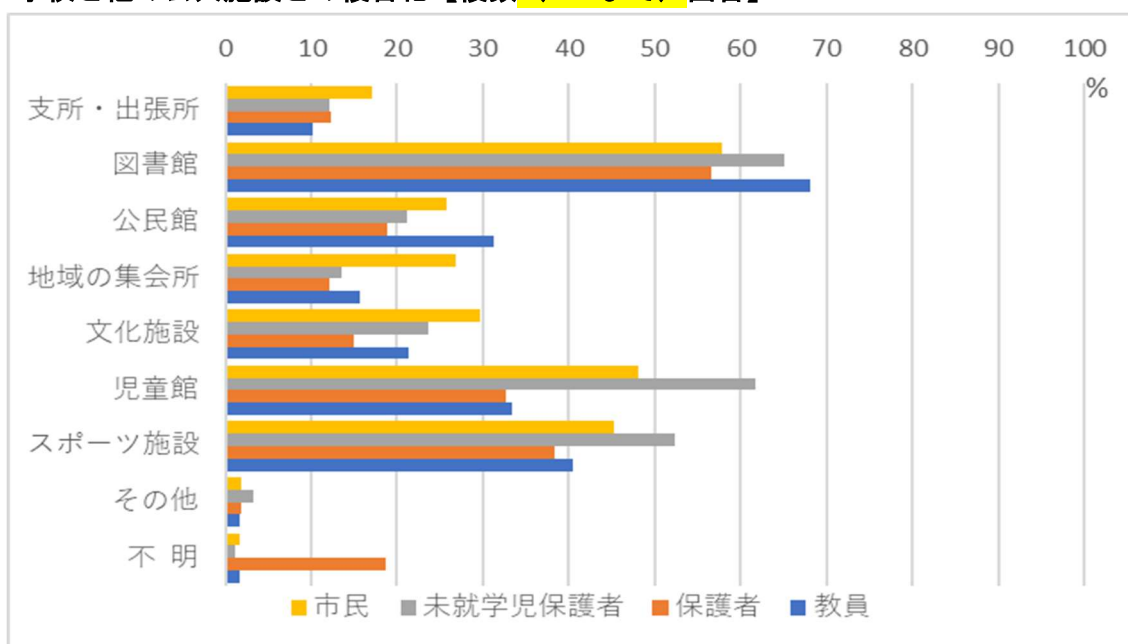
放課後や休日の学校の使い方を見ると、「スポーツができる場所」が最も多くなっています。また、地域の人が集団で余暇活動に利用する「生涯学習活動ができる場所」、「地域の人が気軽に集える場所」「公園のように友達や家族と遊べる場所」、がある一方で、「勉強ができる場所（自習室など）」のように、学習利用の意向もうかがえます。

学校と他の公共施設の複合化を見ると、「図書館」が最も多く、次いで「スポーツ施設」「児童館」が選択されており、学校の既存施設の活用や、学校と関連性の深い施設との複合化をイメージしていることがうかがえます。

#### ■ 放課後や休日の学校の使い方【複数（当てはまるもの全て）回答】



#### ■ 学校と他の公共施設との複合化【複数（3つまで）回答】



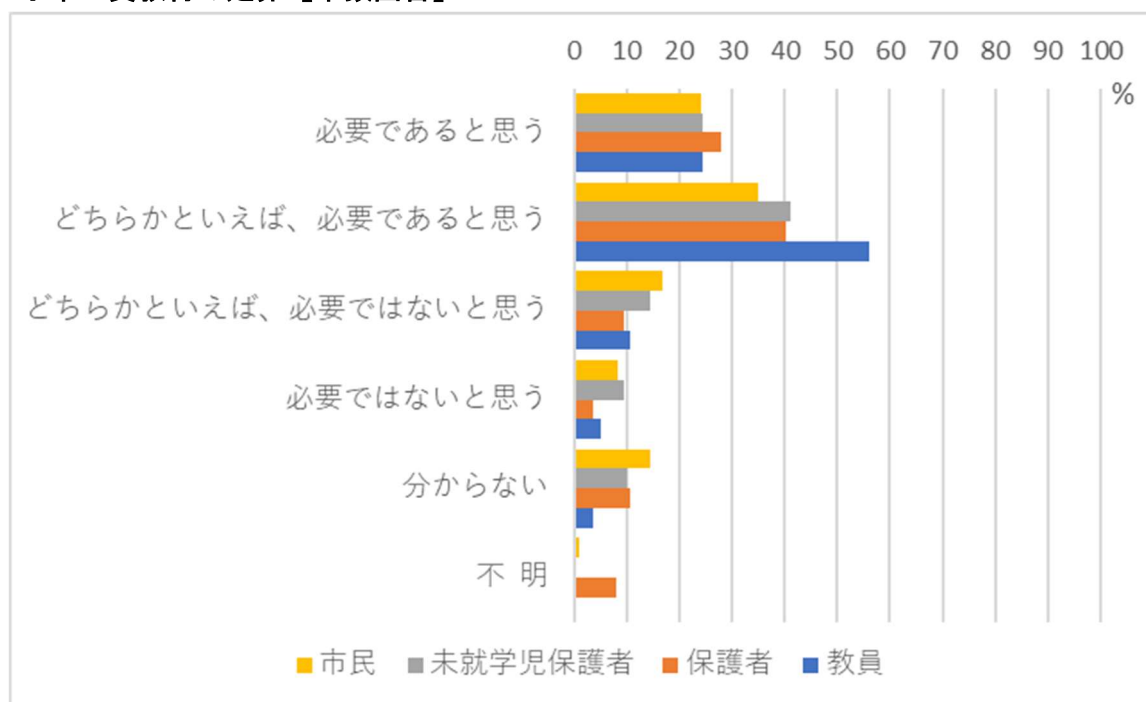
## 5) 小中一貫教育

小中一貫教育に肯定的な意見（「必要であると思う」「どちらかといえば、必要であると思う」の計）が、教員で8割、保護者で7割、未就学児保護者で6割となっています。

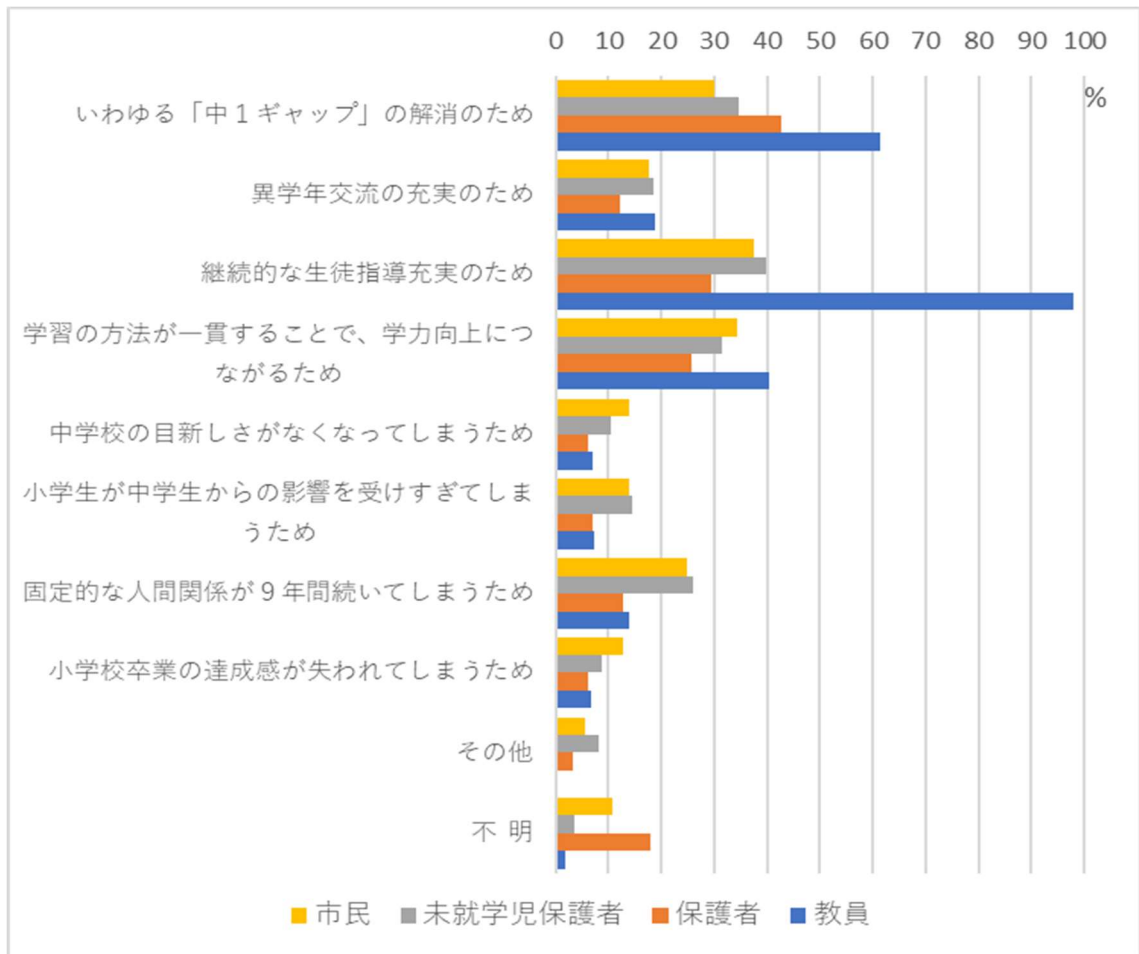
小中一貫教育に肯定的な意見を選択した理由として「いわゆる「中1ギャップ」の解消のため」、「継続的な生徒指導充実のため」、「学習の方法が一貫することで、学力向上につながるため」が選択されており、小学校と中学校で学習指導や児童生徒への指導支援が連携あるいは連続することが評価されていることがうかがえます。

一方で、その実施方法については、「モデル事業として一部の小・中学校で実施し、段階的に実施校を拡大する。」が最も多く、次いで「「小中連携」で十分であるため、実施する必要はない」、「全小・中学校が一斉に実施する」の順となっており、全小・中学校で一斉に小中一貫教育を実施するよりも、一部の小・中学校で試験的に導入し、教育的な効果等を検証しながら実施校を拡大していく意向が強いことがうかがえます。

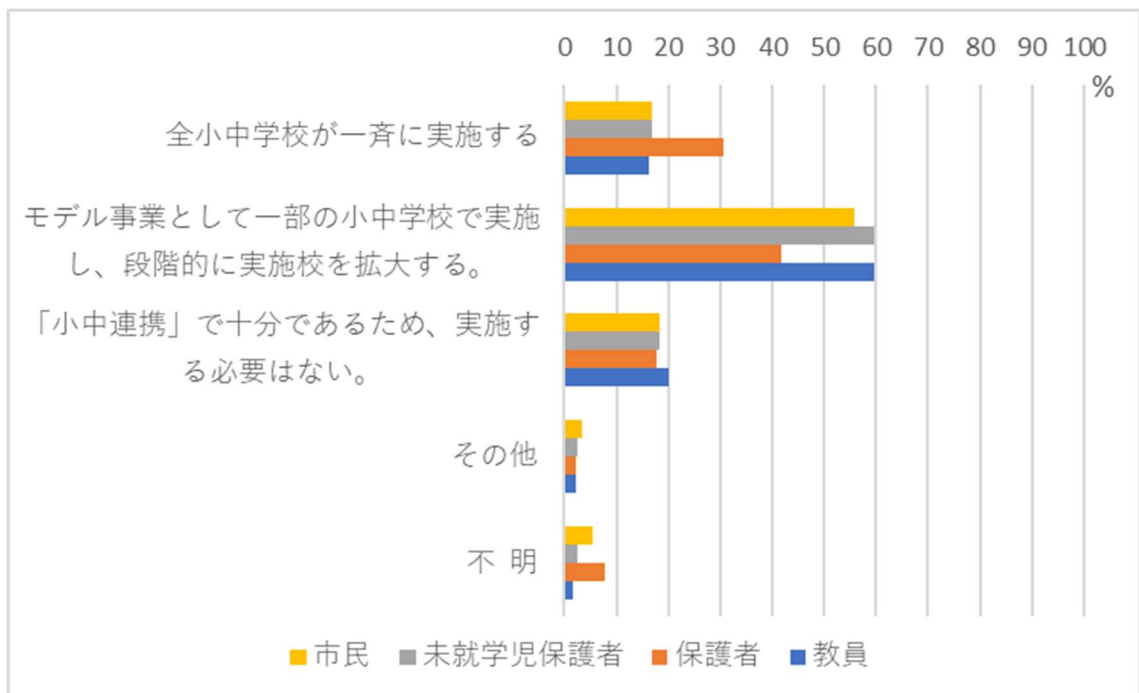
### ■ 小中一貫教育の是非【単数回答】



■ 小中一貫教育の是非の理由【複数（当てはまるもの全て）回答】



■ 小中一貫教育の実施方法【単数回答】



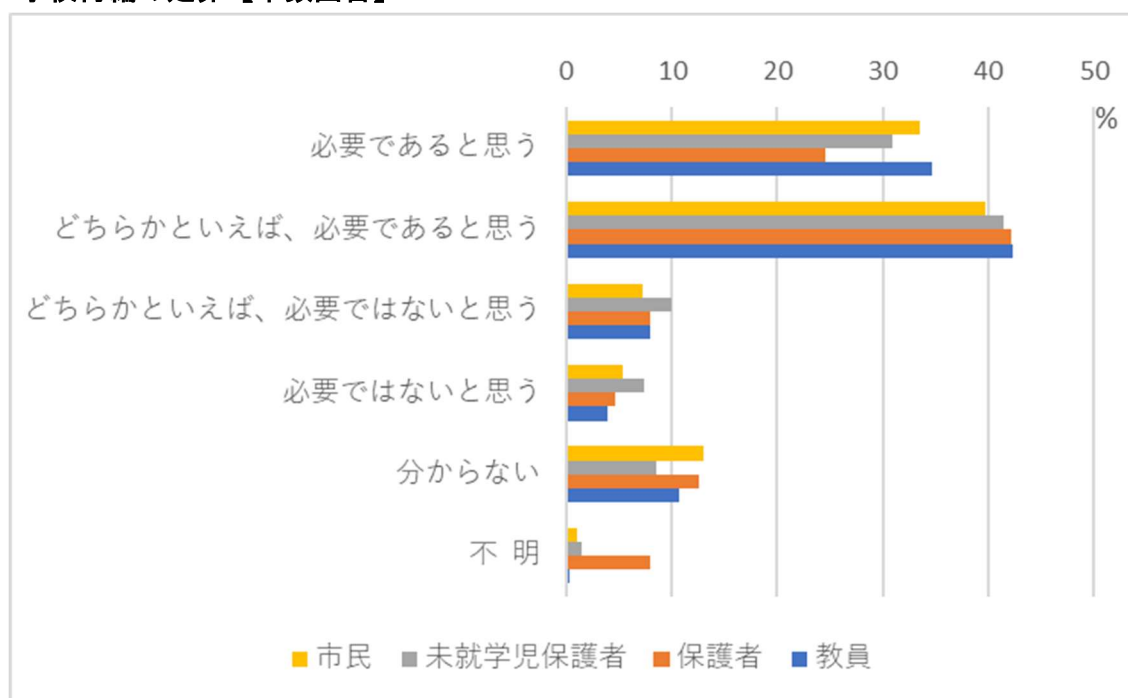
## 6) 学校の再編

学校再編に肯定的（「必要であると思う」「どちらかといえば、必要であると思う」の計）な意見は、教員は8割、保護者は7割、未就学児保護者は7割、市民は7割となっており、学校再編に対しての必要性が全市的に認識されていることがうかがえます。

但し、保護者アンケートにおいては一部の小学校で否定的な意見（「どちらかといえば、必要ではないと思う」「必要ではないと思う」の計）が全校の平均より10ポイント以上高い数値が出ており、学校区ごとの実情を踏まえたきめ細かな学校再編の検討が必要と考えられます。

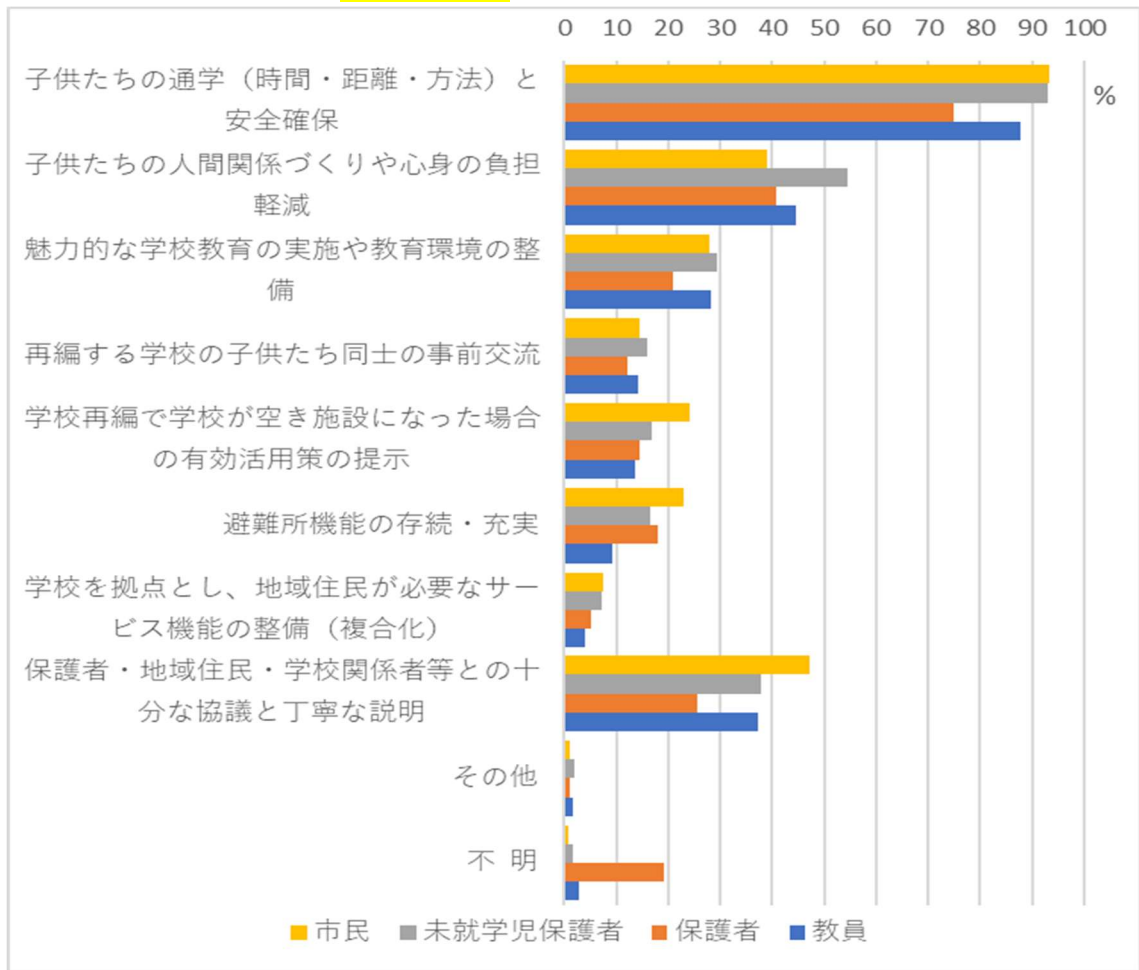
学校再編の配慮点を見ると、「子供たちの通学（時間・距離・方法）と安全確保」が最も多く、次いで「子供たちの人間関係づくりや心身の負担軽減」、「保護者・地域住民・学校関係者等との十分な協議と丁寧な説明」となっており、通学や人間関係といった子供たちの環境に配慮することが大切だと考えていることがうかがえます。

### ■ 学校再編の是非【単数回答】





■ 学校再編の配慮点【複数（3つまで）回答】



## (2) 市民ワークショップ

令和4（2022）年9月に作成した上尾市学校施設更新計画基本計画（骨子案）のコンセプトや方向性、新しい時代の学びにふさわしい学校づくりについて、市民が重視する項目や分かりづらい項目を把握し、今後の素案を作成するための参考とするため、アンケート対象者「18歳以上」「未就学児保護者」「学校保護者」から市民ワークショップに参加を希望された方を対象に、次のとおり開催しました。

### ○開催日程・参加人数

開催日・場所	参加人数		
	①午前の部	②午後の部	計
10/2（日） 大谷公民館	8人	3人	11人
10/10(月・祝) 上尾公民館	16人	7人	23人
10/15(土) 大石公民館	14人	8人	22人
10/16(日) 上平公民館	7人	6人	13人
10/22(土) 平方公民館	15人	11人	26人
10/23(日) 原市公民館	14人	10人	24人
		合計	119人

### ○市民ワークショップの意見

市ホームページ掲載の、別冊「上尾市学校施設更新計画基本計画見直しに係る市民ワークショップ報告書」をご参照ください。

ホームページアドレス <http://www.city.ageo.lg.jp/site/iinkai/327673.html>

ホームページ QR コード



### (3) 基調講演会 「新しい時代の学びにふさわしい学校を考える集い」

上尾市学校施設更新計画基本計画の見直しにあたり、「新しい時代の学びにふさわしい学校づくり」をテーマに、基調講演やパネルディスカッションを通じて、市民の意識啓発を図ることを目的として、**次**のとおり基調講演会を開催しました。

○開催日時 令和4（2022）年11月12日（土）

【午前の部】午前9時45分～12時00分

【午後の部】午後2時10分～4時25分

○開催場所 上尾市文化センター 大ホール

○開催結果 午前の部：31名、午後の部：26名、合計：57名

○プログラム

#### 【午前の部】

1. 開 会
2. あいさつ 上尾市教育委員会 教育長 西倉 剛
3. 基調講演 「新しい時代の学びにふさわしい学校づくり」  
講 師 東洋大学名誉教授 長澤 悟
4. パネルディスカッション  
コーディネーター 東洋大学名誉教授 長澤 悟  
パネリスト 上尾市立大石小学校長 増田 司  
上尾市立太平中学校 PTA 会長 宮内 礼子  
上尾市立大谷小学校 学校運営協議会委員 菊池 恭長
5. 質疑応答
6. 閉 会

#### 【午後の部】

1. 開 会
2. あいさつ 上尾市長 畠山 稔
3. 基調講演 「新しい時代の学びにふさわしい学校づくり」  
講 師 東洋大学名誉教授 長澤 悟
4. パネルディスカッション  
コーディネーター 東洋大学名誉教授 長澤 悟  
パネリスト 上尾市立上尾中学校長 伊藤 潔  
上尾市立太平中学校 PTA 会長 宮内 礼子  
上尾市立東町小学校 学校運営協議会委員 美田かおる
5. 質疑応答
6. 閉 会

#### (4) 市民コメント(パブリックコメント)

上尾市市民コメント制度要綱に基づき、市民コメントを実施し、上尾市学校施設更新計画基本計画（素案）に対する意見募集を、次のとおり行いました。

○実施期間 令和4（2022）年12月26日（月）～令和5（2023）年1月30日（月）

○対象者：上尾市内に在住・在勤・在学の人

上尾市内に事務所・事業所・固定資産を有する人、利害関係者

○実施方法 計画(素案)・意見書を公共施設へ設置するほか、市ホームページに掲載

○設置場所 教育総務課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館

○実施結果

提出方法	提出人数
直接窓口	17人
メール	32人
ファクス	32人
郵送	10人
その他(※)	5人
合計	96人

※ 地域団体取りまとめ

項目	意見数
1. 計画の目的等	13件
2. 小・中学校に関する現状と課題	26件
3. 学校教育を取り巻く環境	36件
4. 市民等への意見聴取	41件
5. 計画のコンセプト・方向性	4件
6. 計画の方向性と各種方針	—
方向性1 新しい時代の学びにふさわしい学校づくり	50件
方向性2 子供たちの学びに望ましい学校規模の維持	109件
方向性3 計画的・効率的な学校施設の更新	31件
7. 進捗管理（計画の推進体制）	6件
その他	57件
合計	373件

## (5) 地域公聴会

市内 6 箇所の公立公民館において地域公聴会を開催し、上尾市学校施設更新計画基本計画（素案）に対する意見聴取を、次のとおり行いました。

○開催期間：令和 5（2023）年 1 月 14 日～29 日 ※各土日の午前 10 時～正午

○対象者：上尾市内に在住・在勤・在学の人  
上尾市内に事務所・事業所・固定資産を有する人、利害関係者

○周知方法：広報あげお 1 月号、市ホームページ、ポスター掲示（市役所、各支所・出張所・公民館、図書館本館・分館、各自治会掲示板）、各学校保護者にさくら連絡網にて周知、各学校長宛て周知文

○開催概要：地域公聴会で意見の公述を希望される方から事前に「公述申出書」を提出してもらい、開催当日は公述人（公述の申し出があった者）から 5 分以内で意見を公述してもらう。あわせて、地域公聴会の傍聴を希望される方から事前に申し込みを受け付ける。

各会場とも、定員は、公述人 15 人、傍聴人 65 人とする。

なお、地域公聴会は、意見を聴取する場であるため、事務局や公述人に対しての質疑は行わない。

○開催結果

開催場所	開催日	公述人数	傍聴人数（※）
上尾公民館	1 月 14 日（土）	8 人	6 人
大石公民館	1 月 15 日（日）	6 人	8 人
大谷公民館	1 月 21 日（土）	9 人	9 人
原市公民館	1 月 22 日（日）	7 人	15 人
平方公民館	1 月 28 日（土）	10 人	36 人
上平公民館	1 月 29 日（日）	9 人	16 人
合 計		49 人	90 人

※ 傍聴人数は延べ人数



## **5. 計画のコンセプト・方向性**

## 計画のコンセプトと計画の方向性

現状と課題、国や市における学校教育を取り巻く環境、市民アンケートや学校アンケートの結果などを踏まえ、計画のコンセプトとして『持続可能な教育環境づくり』を掲げます。

現在の学校施設の約8割は、いわゆる「旧耐震基準」※22 ページ参照の建築物で、老朽化が進み耐用年数の期限もまもなく到来します。

『持続可能な教育環境づくり』のコンセプトには、最新の技術で建築された新しい施設へ建替えることで、子供たちや教員のみならず地域の安全安心を確保して、100年先の未来においても子供たちが毎日「学校に行きたい」と思う魅力あふれる学校を整備したいという願いと、将来への道を示すという決意を込めて掲げたものです。

本計画では、『持続可能な教育環境づくり』の実現を図るために、次に示す3つの方向性を計画で目指すべき方向性として位置付け、計画を推進してまいります。

(計画のコンセプト)

### 持続可能な教育環境づくり

(計画の方向性)

方向性 **1**

**新しい時代の学びにふさわしい学校づくり**  
〔教育環境の整備方針〕

方向性 **2**

**子供たちの学びに望ましい学校規模の維持**  
〔学校規模の適正化方針〕

方向性 **3**

**計画的・効率的な学校施設の更新**  
〔学校施設の更新方針〕

## **6. 計画の方向性と各種方針**

## 方向性1 新しい時代の学びにふさわしい学校づくり

### 【 教育環境の整備方針 】

- ★ 国や市の学校教育の動向、アンケート結果等を踏まえ、「安全・安心」、「新しい学び」、「地域」、「快適」の4つのキーワードを柱に立て、学校施設の在り方を以下のとおり定めます。
- ★ 未来の子供たちのために、学校施設の更新を進め、地域のシンボルとなる「魅力あふれる学校」の整備を目指します。
- ★ 魅力あふれる学校を実現することにより、上尾市のシティセールスや人口増加施策にも寄与することが期待できます。

### 学校施設のあり方

**安全・安心**な  
学校

学校施設の更新による安全・安心な教育環境の確保  
避難所として学校施設の活用

**新しい学び**に  
対応した学校

新しい学びに対応した教育環境・設備を備えた学校への改築  
小中一貫教育を見据えた環境整備

**地域**に  
開かれた学校

学校と地域が連携・協働していくための空間整備  
地域コミュニティ拠点となる施設の複合化

**快適**な学校

空調設備の充実や脱炭素社会の実現に向けた環境整備  
学校を利用する全ての人が快適に過ごせる環境整備

### 新しい時代の学びにふさわしい学校づくり

- ☆ 時代に即した環境での教育が創り出す児童生徒への効果
- ☆ 「魅力あふれる学校」は シティセールス・定住促進の核  
～ 誰もが住みたい街へ～

## (1) 安全・安心な学校

### ① 学校施設の更新による安全・安心な教育環境の確保

- ・ 未来を担う子供たちが日々学び、生活するとともに、地域のコミュニティの拠点となる学校において、そこに通う子供たちや学校を利用する市民の安全・安心は何よりも優先されるべきものです。
- ・ 安全・安心な教育環境を確保することは、新しい時代の学びを実現するための大前提であり、既存施設を引き続き使用する場合には安全対策等を着実に実施する必要があります。
- ・ そのため、旧耐震基準に基づき建築された鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の校舎等については、校舎等を延命して利用する場合、目標耐用年である60年が到来する5年前までに、建物を支える柱などの内部の鉄筋やコンクリートの劣化状況を確認するための調査を実施します。
- ・ 調査により、建物を支える柱などの構造体の健全性や安全性が確認できた学校施設は、目標耐用年数を必要に応じて15年延長し、75年を限度として、施設の延命利用を図ります。
- ・ 建物の構造体の健全性や安全性が確認できない学校施設は、安全な新耐震基準の学校施設への建替えの検討を開始し、児童生徒が、新しい時代の学びに対応した新しい施設で安心して学べる環境を整備するとともに、学校を利用するすべての市民の安全を確保します。



柱や梁のコンクリート内部の状況や建物の劣化等を確認する躯体の健全性調査



## ② 避難所として学校施設の活用

- ・近年、気候変動等の影響により、地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生など、災害が多様化・頻発化・激甚化しており、予め災害に対する安全性を確保することはもとより、災害時の避難所となる施設として、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、利用者すべてに優しい学校施設として整備します。
- ・災害の発生時には、授業の実施と同時に施設を地域住民に開放することも想定し、セキュリティの確保や、動線計画、ゾーニングについてもあらかじめ検討します。



体育館のエアコン



学校敷地内の防災倉庫

### Topic ... 体育館のエアコン

学校体育館は指定避難所でもあり、大規模災害が発生した場合には、避難所での生活も想定されます。

上尾市では、指定避難所における避難者の生活環境改善を目的に、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度の2か年にわたり、全小・中学校の体育館にエアコンを設置し、地域の防災拠点としての機能強化を図っています。

体育館のエアコン設置により、児童生徒の教育環境の改善のほか、学校開放における快適な市民活動にも寄与することが期待されます。



## (2) 新しい学びに対応した学校

### ① 新しい学びに対応した教育環境・設備を備えた学校への改築

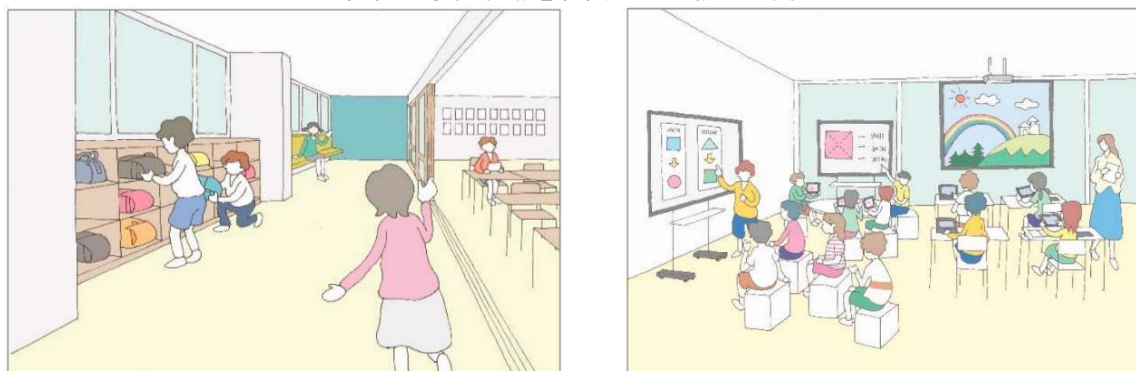
#### 1) 変化に対応する柔軟性・可変性のある施設整備

- ・新しい時代の学びは、中央教育審議会答申にもあるとおり、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実であり、ICTの活用により時間や場所に限定しない学びが可能となります。今後より一層、教育現場におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が求められる中、学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、デジタル化のための環境整備と併せ、児童生徒の主体的な活動を促進し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間にするための創意工夫ある整備を進めます。
- ・また、時代の変化に対応し、学校施設を長期間、有効に活用していくためには、その時々ニーズに応じた改修整備をしやすい施設となるよう計画することが重要です。その際、建物の構造体を堅固につくり、室区画や室仕上げは将来の学習内容・学習形態の変化に応じた可変的な施設とするほか、将来、児童生徒数が減少した場合などには他の用途に変更が可能となる施設整備を検討します。

## 2) 多様な学習活動を展開できる教室空間

- ・GIGA スクール構想の実現のためには、1人1台端末の確保や高速大容量通信ネットワーク環境のほか、それに対応した教室用机や大型提示装置、充電保管庫などの整備が必要ですが、現在使用している教室は、「鉄筋コンクリート造校舎の標準設計」※下段 Topic 参照により、モデルプランを参考に建築された画一的な教室であり、学級規模によっては空間的な余裕がない状況が発生しています。
- ・既存施設の改修や建替えに際しては、多様な学習・活動の展開が可能となるよう、新しい生活様式や各学校の学級規模も考慮しつつ、既存の面積資源の有効活用・再配分を行い、学習・活動内容を踏まえた教室面積、レイアウトを検討します。
- ・また、普通教室には子供たちの荷物を収納するロッカー、掃除用具入れ、給食配膳台等が置かれており、教室内の空間を多様な学習活動に最大限生かすための創意工夫の一つとして、教室内のロッカーや充電保管庫等を教室外の目の届く場所に配置し、教室全体を学習活動のスペースとして活用することなどを検討します。

多様な学習活動を展開できる教室空間



(引用：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告)

### Topic --- 教室

戦後、早急に大量の学校施設を整備しなければならなかったことから、昭和 25 (1950) 年に鉄筋コンクリート造校舎の標準設計が示された。これは、当時の文部省が日本建築学会に作成を委嘱したもので、その中で、小学校、中学校、高等学校とも、教室の幅 7 メートル、長さ 9 メートルのモデルプランが示されている。

昭和 59 (1984) 年度には、量的整備から質的整備へ転換を図る取組の一つとして、多目的スペースの国庫補助制度が創設され、それ以降設置が進められてきたが、前述の時代背景等により教室自体は、学級単位で黒板を向いた一斉授業を前提として整備されてきた。

公立小・中学校の普通教室の平均面積は 64 m<sup>2</sup>であり、約 7 割の教室が 65 m<sup>2</sup>未満となっている状況である。また、普通教室には子供たちの荷物収納ロッカーや掃除用具入れ、配膳台等が置いてあるなど日常生活機能も有している。

(引用：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告)



### 3) 設備や家具の工夫による多様な学習活動の展開・教室環境の充実

・これまで市では、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、校内のどこでも日常的に ICT を活用できるよう、1人1台の端末環境や高速大容量通信ネットワーク環境を一体的に整備してきました。

・学校施設の建替え等に合わせ、1人1台端末に対応した教室用机（新 JIS 規格）※下段 Topic 参照 の整備を積極的に推進するとともに、大型提示装置やカメラなどの通信装置等の遠隔会議システムなど、遠隔・オンライン教育に適合した教室環境や教職員のための ICT 環境整備を推進します。

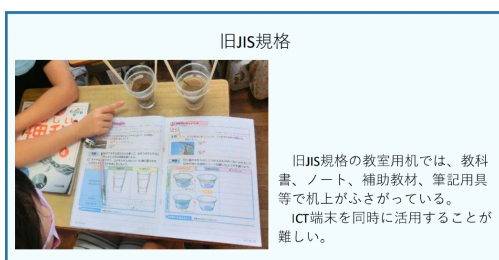


・また、机や椅子などの家具を学びの空間を実現する重要な要素として捉え、少人数指導、対話や発表等、様々な学習シーンに応じて、スペースを柔軟に変更できたり、活発な議論を促したり、収納したりするなど、家具も含めて、一体的に学びの空間を計画・整備します。

#### Topic --- 教室用机

学校で使用されている教室用机について、旧 JIS 規格の机（幅 600mm×奥行 400mm）では、ICT を活用した授業の際に机の大きさが原因で机の上で教材等を自由に広げることができない、教材等が落ちてしまうなど、約 8 割の学校が支障を感じている状況である。

新 JIS 規格の机（幅 650mm×奥行 450mm 等）はより広く ICT 端末や教材・教具等を同時に使用できる一方、机間指導がしにくい、重くなるなどの課題が指摘されている。現状においては、旧 JIS 規格と新 JIS 規格が概ね半々の割合で使用されており、1人1台端末を前提とした学習への対応に課題がある。



（引用：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告）



#### 4) 教職員の働き方を最大化するための執務空間

- ・学校施設は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、教職員が働く場でもあります。そのため、授業を行う教室はもとより、職員室や準備室等においても、教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができるよう、執務環境としてふさわしい基本的な機能の確保を進めます。
- ・また、学年や教科等を超えた横断的な観点で学校全体を運営していくことや、支援スタッフの参画等、多様な人材による「チーム学校」として働き方を最大化することができる執務空間とするため、職員室は、教職員が円滑に執務、作業、打合せ等を行うことができるよう、十分なスペースを確保するとともに、日常的なコミュニケーションを誘発し、リフレッシュできる空間の整備も検討します。

#### 5) インクルーシブ教育システムの構築

- ・学校施設においても、インクルーシブ教育システム ※下段 Topic 参照 の構築や合理的配慮の基礎となる環境整備として、既存施設を含め、バリアフリートイレやスロープ等による段差解消、エレベーター等のバリアフリー化を一層推進していく必要があります。令和7（2025）年度までの整備目標を踏まえた取組の加速が求められています。
- ・障害のある児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を検討します。
- ・現在、市内の小中学校全校に特別支援学級が設置され、中学校においても計画的に特別支援学級の設置を進めています。児童生徒一人一人の学びを保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった「学びの場」として、全市的な立場から基盤整備を進めます。
- ・なお、施設の整備に当たっては、文部科学省が設置した有識者会議が特別支援教育を支える学校施設の計画・設計上の配慮についてまとめた「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について」などを踏まえ、検討します。

### Topic --- インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。(引用：文部科学省HP)

## ② 小中一貫教育を見据えた環境整備

- 中央教育審議会答申の中では、「平成 27（2015）年の学校教育法の改正等により小中一貫教育制度が整備され、全国各地域において小中一貫教育の取組が進展しつつある中、新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校 6 年間、中学校 3 年間と分断するのではなく、9 年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要がある。」と論じており、地域の実情等に応じて、小中一貫した教育課程に対応した施設環境や異学年交流スペースの充実など、9 年間の系統性・連続性のある教育活動を効果的に実施できる施設環境を確保することが重要と考えます。
- 小中一貫教育とは、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育であり、小・中学校の位置（施設分離型や施設隣接型等）に関わらず、小中一貫教育に取り組むことは可能ですが、学校施設が近いほど小・中学校の交流は促進されやすくなります。
- 他の自治体では、学校敷地が隣接している小・中学校の校舎を一体化させた学校（以下「施設一体型小中一貫校」という。）を建設し、小中一貫教育を推進した事例も見られます。
- 施設一体型小中一貫校は、学校図書室や特別教室等、小中共有の施設を設けることで、効果的な施設利用や施設機能の充実等が可能となり、小・中学校の交流の一層の促進や児童生徒の学習効果の高まりが期待されます。また、施設の共有化と省スペース化による経費削減の効果も期待され、施設の共有化によって生まれたスペースをメディアルームなどに活用することも可能となります。
- 小・中学校が隣接する学校の更新や再編による統廃合を行う際には、小中一貫教育の充実のために、学校関係者、保護者や地域の意向を踏まえ、学校間の交流を促進する教育施設の共有化など、必要な環境整備を進めていきます。

### Topic --- 小中一貫教育

中央教育審議会初等中等教育分科会「学校段階の連携、接続等に関する作業部会」が整理した「小中連携」「小中一貫教育」の推進を図るためには、中学校区内で「目指す児童生徒像」や「重点目標」を設定、共有することがとても重要です。

小中一貫教育のねらいは、小・中学校 9 年間の学び（学習面）と育ち（生活面）の連続性を重視することによる、児童生徒の学習意欲の向上と、いわゆる「中 1 ギャップ」の解消です。そのためには、教職員が子供たちの成長を 9 年間にわたり支える意識を高めることがとても重要になってきます。また、中学校区の目指す児童生徒像や重点目標を設定、共有し取り組むことによって、確かな学力と豊かな心の育成での効果が期待できます。

（引用：埼玉県小中一貫教育推進ガイド）

小中連携教育	小中一貫教育
小・中学校がそれぞれ情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育	小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育



### (3) 地域に開かれた学校

#### ① 学校と地域が連携・協働していくための空間整備

- ・学校は、地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っていることを踏まえ、学校と地域が連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案したり、交流したりするための空間を生み出していく必要があります。
- ・上尾市では、地域のスポーツ活動や生涯学習活動の場所として、市内の小・中学校の体育館や校庭と一部の小学校の特別教室を、授業の支障のない範囲で、登録団体へ開放しています。
- ・学校施設の更新に当たっては、引き続き、地域コミュニティの拠点として開放することを考慮し、児童生徒の動線と地域住民等の動線との整理による明瞭なゾーニングや地域住民等が出入りしやすく死角を作らない空間配置など防犯の視点から検討します。

#### ② 地域コミュニティ拠点となる施設の複合化

- ・学校と地域住民との交流を促進し、学校を通じた地域の活性化を図る観点から、地域の人づくりや魅力向上のための基盤となる学校施設を核として、他の公共施設などとの複合化・共用化等を図るなど、地域の「知」が集積し新しい価値を生み出す施設としての整備を推進する必要があります。
- ・具体的には、学校施設との親和性の高い公民館や図書館などの社会教育施設は、複合化や共有化することで、学校と地域のコミュニティ機能などの向上が**見込まれる**ことから、学校施設の更新に当たっては、将来の児童生徒数の減少を見据え、社会教育機能を付加していくことで地域に開かれた学校を目指します。
- ・学校施設の複合化に当たっては、児童生徒や地域住民等の多様な人々が利用することを前提に、防犯カメラの設置などの防犯対策のほか、安全・安心に配慮したゾーニングや施設へのアプローチ方法など配置計画や空間構成に配慮し検討します。



図書館平方分館（平方東小学校）



子どもの読書活動支援センター（富士見小学校）

## (4) 快適な学校

### ① 空調設備の充実や脱炭素社会の実現に向けた環境整備

- ・現在は、子供たちの利用頻度の高い普通教室をはじめ、音楽室や体育館にエアコンを設置しています。近年の猛暑により夏休み前後も気温が高い期間が長い傾向にあることから、学校施設の更新の際には、特別教室にもエアコン整備を検討するなど空調設備の充実を図ります。
- ・学校施設の更新に当たっては、2050年脱炭素社会の実現に向け、学校施設の省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等の取組を推進します。



上尾中学校の教室エアコン



中央小学校の太陽光パネル

### ② 学校を利用する全ての人に配慮した環境整備

- ・学校施設は、学校の教育活動をはじめ、スポーツや生涯学習などの学校開放活動や地域イベントなどにおいて、地域住民にも広く利用されています。
- ・学校施設は、避難所としての役割もあることから、利用者すべてに優しいユニバーサルデザインの採用や高齢者や障害者にも配慮したバリアフリー化を推進します。

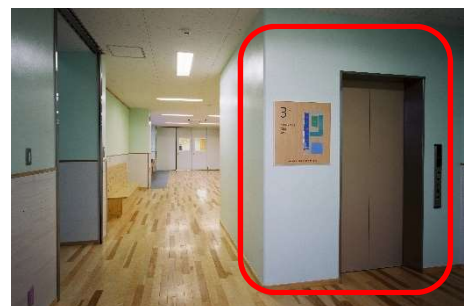
## Topic 学校施設のバリアフリー化

令和2年5月、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（「バリアフリー法」という。）及び 同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準（「バリアフリー基準」という。）の適合義務の対象となる特別特定建築物として、公立の小・中学校等が新たに位置付けられました。

インクルーシブ教育システムの構築の視点や、災害時の避難所の視点等から、障害のある児童生徒の等の教育環境を充実させていくことが求められており、学校施設のバリアフリー化を一層推進していくことが必要となります。

文部科学省では、車いす使用者用トイレ（多目的トイレ）、スロープ等による段差解消、エレベーターの設置を学校施設のバリアフリー化に関する整備目標としています。

（引用：文部科学省HP）



富士見小学校のエレベーター

## 方向性 2 子供たちの学びに望ましい学校規模の維持

### 【 学校規模の適正化方針 】

- ★ 小学校においては、児童生徒数の見込みにより、全ての学年で1学級(全体で6学級(特別支援学級を含まない))の状態が5年以上継続することが見込まれた場合に、教育的な影響の改善を図るために、地域の実情を勘案しながら、統廃合を含めた学校の再編について、検討を開始します。
- ★ 中学校においては、教科担任の配置が困難となる8学級以下(特別支援学級を含まない)の状態が5年以上継続することが見込まれた場合、小学校同様に、統廃合を含めた学校の再編について、検討を開始します。
- ★ 学校の再編に当たっては、将来の児童生徒数の動向を総合的に検証し、通学区域の見直しや学校の統廃合による望ましい学校規模の維持に努め、その実施に当たっては、保護者や地域住民との対話を通じて合意形成を図りながら、進めていきます。

### (1) 学校規模の標準と国における適正規模の考え方

- ・学校規模の標準については、省令において、小・中学校ともに、12学級以上18学級以下を標準とすることを規定しています。また、**ただし**書きにより、地域の実態などにより弾力的な運用が認められています。

○学校教育法施行規則（昭和22文部省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで ~中略~ の規定は、中学校に準用する。

- ・中央教育審議会答申においては、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた具体的な方策として、学校規模の適正化について述べています。
- ・また、財政制度審議会・財政制度分科会が令和3(2021)年3月21日に財務大臣に対して建議した「財政健全化に向けた建議」においては、財政的な見地から、学校施設の効率的な整備について、「適正な学校規模を踏まえた統廃合や他の施設との複合化等を推進していくことが、児童生徒の教育にとっても、地方公共団体の財政の持続可能性の確保にとっても重要であることは言うまでもない。」と述べています。
- ・文部科学省では、少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されるとして、平成27(2015)年1月27日に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめました。ポイントとなる部分については、次ページに記載のとおりです。

## ○文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」 [抜粋]

### 1 章 はじめに ～学校規模適正化の背景と本手引の位置付け

#### (2) 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

##### 【教育的な観点】

- 学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。
- 学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。各市町村においては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があります。

### 2 章 適正規模・適正配置について

#### (1) 学校規模の適正化

##### 【基本的視点 - (1)学級数に関する視点】

(学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

- 上記で述べたような(※「上記」省略)学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。
  - ・ 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
  - ・ 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
  - ・ 協働的な学びの実現が困難となる
  - ・ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
  - ・ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
  - ・ 教員への依存心が強まる可能性がある
  - ・ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
  - ・ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
  - ・ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

(望ましい学級数の考え方)

- こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。
- なお、現時点で12学級～18学級の標準的な規模である学校についても、少なくとも今後10年以上の児童生徒数の動向等を踏まえ、児童生徒数の減少による教育条件の悪化や教育課題の顕在化が不可避であることが明らかな場合には、地域の将来像を全体的に構想する中で、時間的な余裕を持って学校統合の適否に係る検討を始めることが有用であると考えられます。



## (2) 上尾市の学校規模の考え方

### ① 子供たちの学びに望ましい学校規模

- 上尾市では、国の法令等を参考に、令和元（2019）年12月に策定した「上尾市学校施設更新計画基本方針」において、「学校規模の定義」と「許容できる最低規模の基準」を下表のとおり定めています。

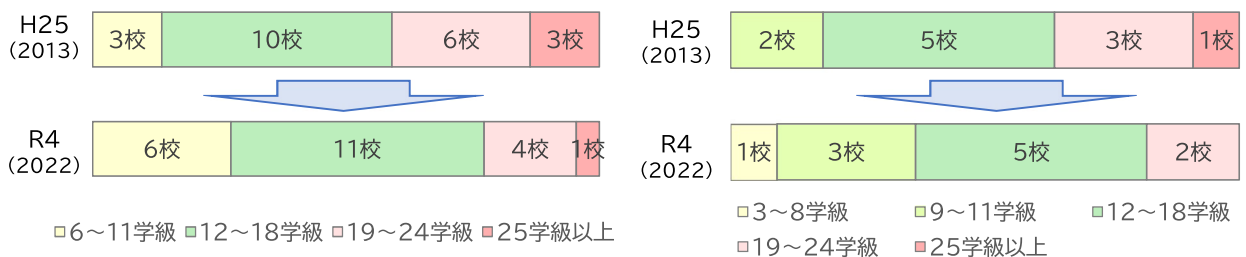
学校規模	小学校の基準	中学校の基準
許容できる最低規模	12学級	9学級
小規模校	6～11学級	3～8学級
準小規模校	—	9～11学級
適正規模校	12～18学級	12～18学級
準適正規模校	19～24学級	19～24学級
大規模校	25～30学級	25～30学級

※ 特別支援学級を含まない

- 学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれています。
- 現在の上尾市における学校規模は、11学級以下の小規模な学校から25学級以上の大規模な学校まで、様々な学校が点在しており、直近10年間では、小・中学校ともに25学級以上の大規模な学校が減少し、11学級以下の小規模校が増加している状況であります。

■小学校（規模別）※特別支援学級を含まない

■中学校（規模別）※特別支援学級を含まない



図表 6-1 小・中学校の学校規模（推移）

- 市民アンケートや学校アンケートでは約7割の人が、学校規模の偏りを解消するため、学校規模の適正化が必要と回答しています（P61参照）。



- ・学校の小規模化に伴う課題を解消するため、本計画では、市民アンケートや学校アンケートの調査結果等を踏まえ、学校施設の配置状況と今後の児童生徒数の動向から、**下記のとおり**「子供たちの学びに望ましい学校規模」を定めるとともに、適正規模化に向けた対応を示します。

**【 子供たちの学びに望ましい学校規模 】**

小学校	<b>12</b> 学級以上 <b>18</b> 学級以下
中学校	

1校あたりの学級数（特別支援学級を含まない）

- ・小学校は全ての学年で1学級編制の状態が5年以上継続すること、中学校は8学級以下（特別支援学級を含まない）の状態が5年以上継続することが見込まれる場合、学校関係者、保護者や地域住民とともに、統廃合を含めた学校の再編について、検討を開始します。
- ・また、「子供たちの学びに望ましい学校規模」に当てはまらない規模の学校については、現状の児童生徒数の下での具体的な教育的課題や影響について総合的に分析を行い、将来における児童生徒数の動向や通学区域内の住宅開発の状況等を見据えながら、望ましい学校規模に向けて、適宜、対応するものとします。
- ・特別支援学級については、学級編制や教員配置の考え方が通常の学級とは異なること、また、全ての小中学校に設置することを基本としていることから、学校規模に関わらず必要な学級数を確保します。
- ・学校規模の適正化により見込まれる教育的効果は、**P85 ページ「(3) 学校規模の適正化により見込まれる教育的効果」**に掲げる事項が考えられます。

## ② 学校再編を進めるに当たっての留意事項

### 1) 児童生徒の通学距離・安全確保

- ・法令において、適正な学校規模の条件として、通学距離については、小学校にあっては概ね4キロメートル以内、中学校にあっては概ね6キロメートル以内であることが適正としています。(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令)
- ・学校再編に当たって、徒歩による通学距離については、小学校にあっては概ね1.5キロメートル以内、中学校にあっては概ね2.0キロメートル以内を目安に、子供の発達段階、通学の安全確保、地域の道路事情等を総合的に勘案して、検討します。また、やむなく目安を超えて通学する児童生徒が発生する場合は、その通学方法についても検討していきます。
- ・なお、学校再編の検討に当たっては、学校関係者、保護者や地域住民との丁寧な対話を通じて合意形成を図ります。

### 2) 通学区域の変更

- ・通学区域の変更には、学校関係者や保護者をはじめ、未就学児保護者や地域からの意見を聴取した上、地域全体の意向を踏まえ、検討を行います。

### 3) 再編後の学校規模等

- ・学校再編に当たっては、児童生徒の教育環境の改善の観点を中心に捉え、「子供たちの学びに望ましい学校規模」を目安に再編を検討します。
- ・特別支援学級については、学校再編による特別支援学級の児童生徒の教育的な影響や身体的・精神的な負担等を考慮し、特別支援学級の児童生徒や保護者の意見を尊重しながら検討します。

### 4) 既存施設・敷地の有効活用

- ・学校再編により不用となる学校敷地や耐用年数内での校舎や体育館の活用については、地域の意向を踏まえ検討していきます。
- ・避難場所や指定避難所としていた学校施設については、防災施設としての活用のほか、スポーツ活動や生涯学習活動における活用について検討します。



### (3) 学校規模の適正化により見込まれる教育的効果

#### ① 教育環境（人間関係、指導面）

- 子供たちが多様な集団の中で社会性や豊かな人間関係を築くことができる。
- 様々なグループでの学習活動などが設定でき、個に応じたきめ細かな指導と集団の相互作用を生かした指導の両方が可能となる。
- 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。
- 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。
- 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。
- クラス替えを契機として、児童生徒が気持ちや意欲を新たにすることができる。
- 学級同士が切磋琢磨したり、協力したりする環境を作ることができる。
- 学級に枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導体制をとることができる。
- 多くの教員がいることにより、生徒が多様な価値観に触れながら、学び合う機会が増え、資質を向上させることができる。

#### ② 教員配置

- 中学校では、全教科に専門の教員を配置することができる。
- 学級担任以外の教員を多く配置することができる。
- バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が可能となる。

#### ③ 学校管理・運営

- ティーム・ティーチングによる指導（T・T指導）、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法を実現することができる。
- 人員が十分なことから、教職員が気兼ねなく休暇を取得することができる。
- 校外における研修等に参加する機会が確保され、教職員の資質向上を図ることができる。
- 教職員一人当たりの校務や行事に関わる負担を分散・軽減させることができる。
- 教職員の負担軽減により、教材研究などより多くの時間を費やすことができる。

**学校規模の適正化によって、児童生徒に身に付けさせるべき資質・能力を着実に育むことができる教育環境の提供と、学校を支える教職員の組織体制や勤務環境の充実を目指します。**

## Topic 教職員の配置

教職員の定数は、学級数に応じて各都道府県ごとに定められています。上尾市立の小・中学校の教職員は、埼玉県教育委員会が「埼玉县市町村立小・中学校県費負担教職員配当基準」 ※35ページ参照 に基づき、配置しています。

一般的に、小規模校では、教職員1人が担当する1週間当たりの平均授業時数が増加したり、授業以外の業務についても分担する教職員が少ないため、1人当たりの業務量が増加するなど、さまざまな負担が全体的に増加することが課題となっています。

小 学校 1 2 学級	
<教職員構成>	
校 長	1 人
教 頭	1 人
教 諭	1 4 人
養護教諭	1 人
事務職員	1 人
計	1 8 人



小 学校 6 学級	
<教職員構成>	
校 長	1 人
教 頭	1 人
教 諭	7 人
養護教諭	1 人
事務職員	1 人
計	1 1 人

教職員が少ないがゆえ、担当する校務分掌も多い ※37ページ参照

中 学校 9 学級	
<教職員構成>	
校 長	1 人
教 頭	1 人
教 諭	1 5 人
養護教諭	1 人
事務職員	1 人
計	1 9 人
< 授業時数 事例 >	
英語：(週) 18 コマのほか、道徳、特別活動、総合を担当	



中 学校 6 学級	
<教職員構成>	
校 長	1 人
教 頭	1 人
教 諭	1 0 人
養護教諭	1 人
事務職員	1 人
計	1 4 人
< 授業時数 事例 >	
英語：(週) 24 コマのほか、道徳、特別活動、総合を担当。複数学年を担当することにより、教材研究の時間も増加	



## 方向性 3 計画的・効率的な学校施設の更新

### 【 学校施設の更新方針 】

- ★ 鉄筋やコンクリートの劣化状況の調査により、建物を支える柱などの構造体の健全性や安全性が確認できた学校施設は、目標耐用年数を 15 年延長し、施設を延命利用するなど、実施計画に基づき計画的な更新を行い、財政負担の平準化を図ります。
- ★ 学校の施設整備に際しては、学習環境の高機能化・多機能化、児童生徒と他世代との交流、地域コミュニティの強化を図り、様々な教育的な効果を創造するために、学校施設と他の公共施設との複合化を検討します。
- ★ 将来の世代に過度な負担を先送りしないために、適正な学校規模による学校再編や複合化等による適正な財政規模による施設の更新を進めるとともに、仮設校舎を建設しない更新や、校舎の集約化による少ない回数での更新工事の実施など、効率的な建替計画を策定します。

### (1) 耐用年数延長の方針

- ・「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」では、学校施設の改築までの平均年数は、鉄筋コンクリート造の場合、おおむね 42 年となっていますが、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には 70～80 年程度の長寿命化が可能としています。
- ・本市の学校施設の多くは、昭和 56（1981）年 5 月以前に建築確認をされた、いわゆる旧耐震基準の建築物が多くを占めており、これらを通耐震基準の建築物への更新を進めていくことを前提としながら、財政負担の平準化による適正な財政規模での更新を目指し、柱などの構造物の健全性や安全性が確認された学校施設は、目標耐用年数を 15 年延長し、施設の延命利用を図ります。

図表 6-2 学校施設の目標耐用年数

建築物の構造区分	目標耐用年数	構造的耐用年数
鉄筋コンクリート造	60年(75年)	65年(80年)
鉄骨・鉄筋コンクリート造	60年(75年)	65年(80年)
鉄骨造	55年	60年
軽量鉄・木骨造	55年	50年

(出典) 上尾市公共施設等総合管理計画

- ・また、耐用年数の延長に際しては、上尾市公共施設等総合管理計画に定めた目標耐用年数に到来する 5 年前までには、躯体内部の鉄筋やコンクリートの劣化状況を確認するための躯体健全性調査を実施します。

- ・なお、現状の学校施設においては、大規模改修や耐震補強など、適切な保全が行われていることから、延長に際し、長寿命化工事を必須とせず、必要な維持管理を継続していくことで、更新費用を確保していきます。

## Topic --- 構造躯体の劣化

上尾市の小・中学校の校舎は、ほとんどが柱や梁などの構造躯体を鉄筋コンクリート造とした建物です。鉄筋コンクリート造とは、鉄筋の周囲にコンクリートを流して固めたもので構成された建物を指し、RC (Reinforced Concrete) 造とも呼ばれています。圧縮する力には強いが引っ張る力には弱いコンクリートと、引っ張る力に強い鉄筋を組み合わせることで実現する、強度の高さが特徴です。鉄筋コンクリート造は、このような組み合わせの構造であるため、鉄の劣化と、コンクリートの劣化があります。

鉄の劣化は、酸化により錆びて腐食が進行し崩れてしまうものです。鉄筋コンクリート造の場合は、アルカリ性の強いコンクリートに鉄筋は被服されることで、その酸化を防ぐことができます。しかし、コンクリートの収縮や地震などの影響で、コンクリートにひび割れが発生すると、そのひび割れから雨などの水分や空気が浸入しやすくなり、鉄筋にも触れるようになると、そこに錆が発生し、徐々に腐食も進行します。そして、鉄筋の太さが失われるとともに、鉄筋の腐食による膨張のためにコンクリートが破壊されてしまうことがあり、建物性能の著しい低下を招きます。

コンクリートの劣化は、建設当初のアルカリ性の状態から外気の二酸化炭素により徐々に性質変化をし、中性の状態になるものです。この性質変化は、コンクリート強度に影響は及ぼしませんが、中性の状態になることで鉄筋を錆びさせやすくなるため、構造躯体を破壊する要因の一つとなります。



鉄筋腐食でコンクリートが破壊された例(爆裂)

## Topic --- 耐震補強工事 と 耐用年数

耐震補強工事とは、地震に対して建物が倒壊しないように補強工事をするもので、耐震補強工事が完了した学校施設は、Is 値 0.7 以上が確保されているため、震度 6 強から震度 7 程度の地震では倒壊する危険性は低くなっています。

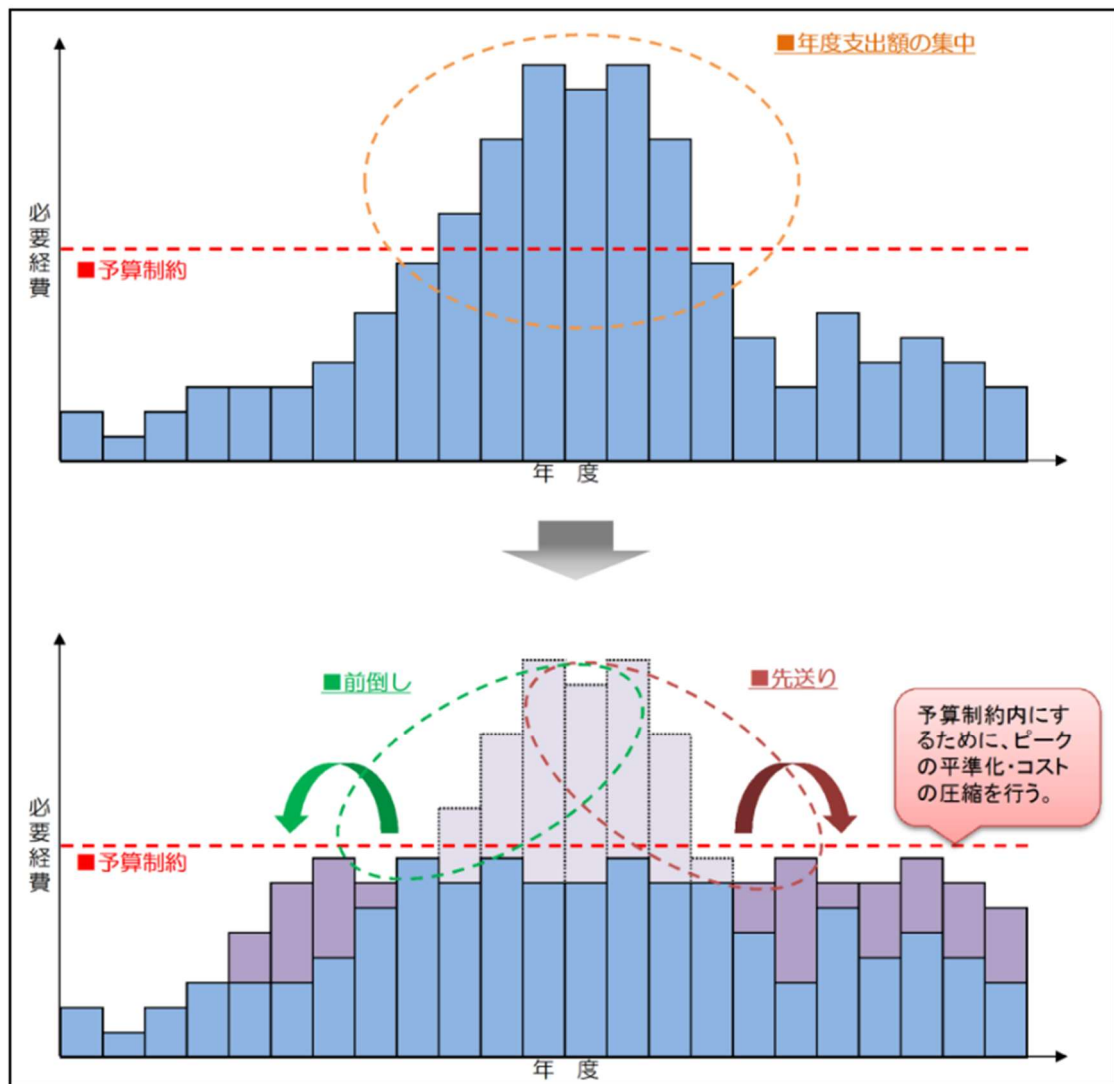
建物の耐用年は、耐震補強工事とは異なり、建物の劣化に対する耐久性の考えとして利用できると想定される年数を示したものとなります。

上尾市公共施設等総合管理計画では、建築学会発行の「躯体の耐久性に関する考え方」を参照し、建設当時の材料や施工精度等で算出した数値をもとに、代表値である 60 年を採用し、それを目標耐用年数としています。これは理論値であるため、目標耐用年より前に柱や梁のコンクリートや鉄筋等について、実際の状態を確認し、健全であれば、築 75 年まで、場合によっては、理論値上限である築 80 年まで利用できるものと考えています。

## (2) 計画的な学校施設の更新

- ・学校施設の更新に要する費用は、上尾市の財政に与える影響が大きいことから、計画的に更新を進める必要があり、財政負担を平準化することが重要です。
- ・各学校施設の耐用年数や老朽化状況等を踏まえ、更新時期の前倒しや先送りするなど、実施計画に基づき計画的に更新を行い、改築の時期や財政負担の平準化を目指します。
- ・本計画は、10年ごとに見直しを行い、将来の人口変動や教育を取り巻く環境の変化など、社会情勢の変化にも柔軟に対応していきます。

図表 6-3 財政負担の平準化イメージ

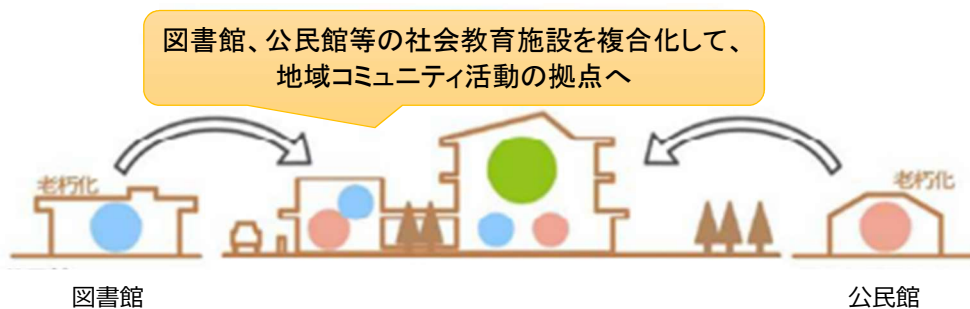


(出典) 上尾市公共施設等総合管理計画

### (3) 複合化の方針

- ・学校施設の複合化は、複合する公共施設の更新費用の削減だけではなく、例えば、図書館を複合することにより、子供たちの読書に最適な図書を提供できるほか、地域の利便性向上を図ることができます。
- ・また、将来の児童生徒数の減少によって生み出される余剰スペースや学校開放に利用している特別教室を活用して、公民館等の社会教育施設を段階的に複合していくことで、地域コミュニティの拠点としての機能を強化していくことができ、それにより、地域と一体となった学習環境が形成されていくことになります。
- ・そのためには、各学校の更新計画を策定する際には、将来、学校施設に余裕スペースが生じることを念頭に、学校施設の一部を社会教育施設等と複合化することを想定したゾーニングや動線計画も検討していきます。

図表 6-4 学校施設と社会教育施設との複合化イメージ



### (4) 経費削減の方針

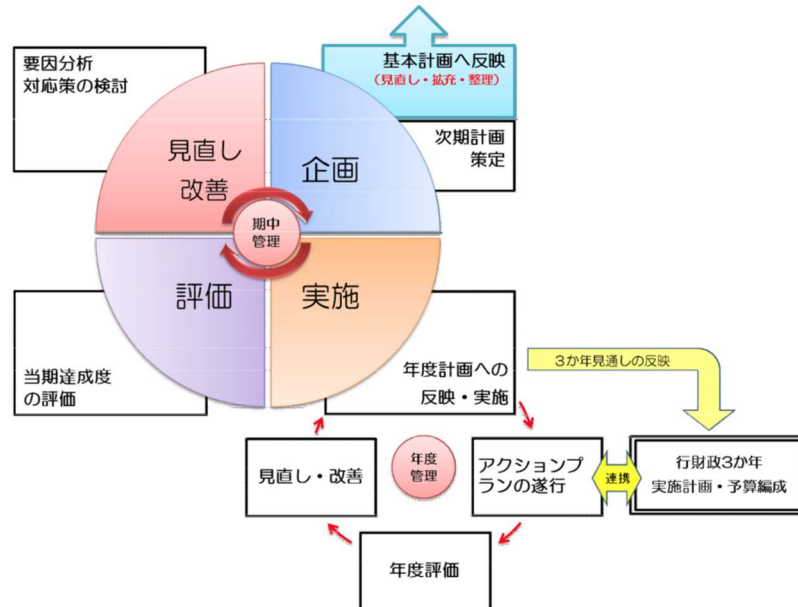
- ・今後予測される厳しい財政状況にあっても、将来の世代に過度な負担を先送りすることなく、持続可能な行財政運営を行っていくためには、適正な財政規模による学校施設の更新と財政負担の平準化を図らなければなりません。
- ・仮設校舎を建設しない建替計画や校舎の集約化など、学校ごとに校舎等の配置計画を策定し、最少の経費による効率的な更新を行っていきます。
- ・学校施設の共有化（プール施設、給食調理施設、特別教室等）が**見込まれる**学校は、共有化により生み出されたスペースをICTスペースに割り当てるなど、教育的効果の最大化を目指し、**隣接**する学校は積極的に学校施設の共有化を進めます。
- ・学校プールについては、令和4（2022）年3月に策定した「上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方基本方針」に基づき、民間プールや公営プール、学校プール共同利用の方策を検討し、民間プールの利用を促進するなど、水泳技術の習得に効果的な授業への転換を図り、最小限の経費による効率的な水泳授業としていきます。
- ・学校給食については、安全安心で安定した給食を提供し続けることを念頭に、経費削減や環境改善に取り組んでいきます。
- ・将来の児童生徒数を踏まえた学校施設の更新、学校再編による学校規模の適正化を推進し、効率的で効果的な学校施設の更新を目指します。

## **7. 進捗管理（計画の推進体制）**



## (1) 進捗管理の仕組み

- 基本計画は、学校施設全体を取り扱う中長期的な視点に立った包括的な内容となっています。したがって、実務的においては、実施計画により進捗管理を行い、この実績に応じて見直し・拡充・整理を行っていきます。

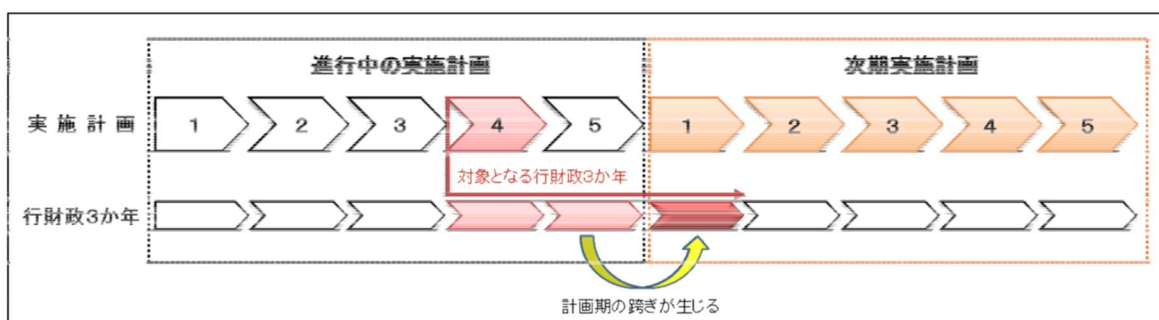


(出典) 上尾市個別施設管理基本計画

図表 7-1 学校施設の進捗管理

## (2) 実施計画と行財政3か年との調整

- 実施計画では、アクションプランが数年にわたって遂行されます。したがって、行財政3か年との計画期間の違いが両者の連携において課題となります。これについては、実施計画の策定手順を調整することで両計画の連続性を担保します。



(出典) 上尾市個別施設管理基本計画

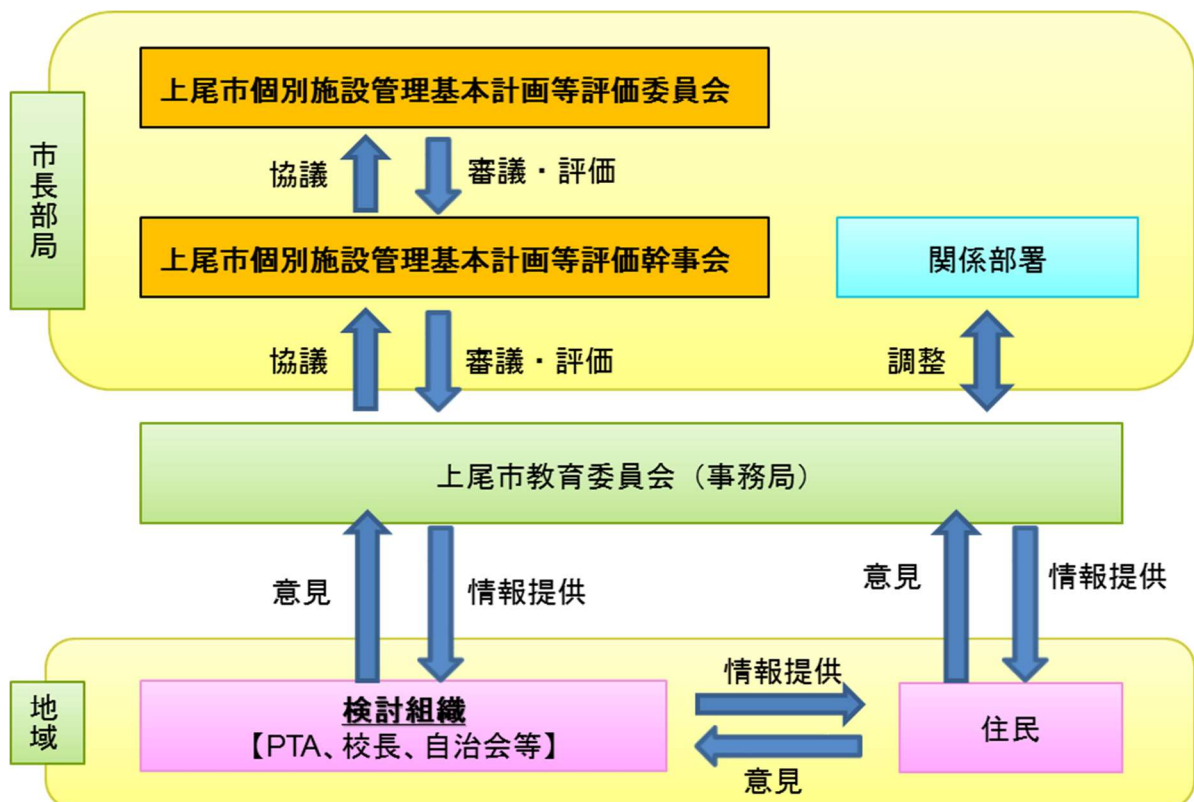
図表 7-2 実施計画と行財政3か年との調整

### (3) 進捗管理の体制

- ① 計画全体の管理
  - ・基本計画及び実施計画の進捗管理は、上尾市教育委員会が学校施設全体の視点に立って統括的に実施します。
- ② 個別施設のアクションプランの管理
  - ・個別施設のアクションプランは、事務事業を通して遂行されるため、進捗管理については、上尾市教育委員会が実施します。
- ③ 進捗状況の評価
  - ・基本計画及び実施計画の進捗状況の評価については、上尾市個別施設管理基本計画等評価委員会が実施内容や達成度について総合的な視点から評価します。
- ④ 成果の公表
  - ・計画の進捗状況の評価結果については、上尾市教育委員会が取りまとめを行い、上尾市ホームページ等で公表します。

### (4) 更新計画の推進体制

- ・上尾市では、実施計画の策定や個別事業の実施、基本計画の見直しに当たり、主に以下に挙げる会議体を中心とした推進体制により、庁内や地域での合意形成や学校施設の更新等に係る方向性の検討を継続していきます。



図表 7-3 更新計画の推進体制

